

IP通信網サービス契約約款（平成12年東企営第00 - 51号）

実施 平成12年7月7日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 IP通信網サービスの種類等	7
第4条 IP通信網サービスの種類	7
第5条 IP通信網サービスの品目等	7
第3章 IP通信網サービスの提供区域	7
第6条 IP通信網サービスの提供区域	7
第4章 契約	7
第7条 契約の種別	7
第8条 契約の単位	8
第9条 契約者回線の終端	8
第10条 IP通信網サービス区域	8
第11条 収容IP通信網サービス取扱所	8
第11条の2 接続契約者回線の収容	9
第12条 契約申込の方法等	9
第13条 契約申込の承諾	9
第13条の2 ローミング契約の締結等	9
第14条 基本契約期間	9
第15条 契約者回線等番号	10
第16条 品目等の変更	10
第17条 契約者回線の移転	10
第17条の2 回線収容部の変更	10
第18条 契約者回線の異経路	10
第19条 その他の契約内容の変更	10
第20条 IP通信網サービスの利用の一時中断	10
第21条 契約者回線の利用休止	10
第22条 IP通信網サービス利用権の譲渡	11
第23条 IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除	12
第24条 当社が行うIP通信網契約の解除	12
第25条 その他の提供条件	13
第5章 付加機能	13
第26条 付加機能の提供	13
第27条 付加機能の利用の一時中断	13
第28条 利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	13
第6章 端末設備の提供等	13
第29条 端末設備の提供	13
第30条 端末設備の移転	13
第31条 端末設備の利用の一時中断	13

第7章 回線相互接続	13
第32条 回線相互接続	13
第8章 利用中止等	14
第33条 利用中止	14
第34条 利用停止	14
第9章 通信	15
第35条 発信者番号通知	15
第36条 通信利用の制限等	15
第10章 料金等	16
第1節 料金及び工事に関する費用	16
第37条 料金及び工事に関する費用	16
第2節 料金等の支払義務	16
第38条 利用料金の支払義務	16
第39条 手続きに関する料金の支払義務	18
第40条 施設設置負担金の支払義務	18
第41条 工事費の支払義務	18
第42条 線路設置費の支払義務	18
第3節 料金の計算等	19
第43条 料金の計算等	19
第4節 割増金及び延滞利息	19
第44条 割増金	19
第45条 延滞利息	19
第5節 協定事業者に係る債権の譲受等	19
第46条 協定事業者に係る債権の譲受等	19
第47条 協定事業者が定める料金等の滞納通知	19
第11章 保守	20
第48条 I P 通信網契約者等の維持責任	20
第49条 I P 通信網契約者等の切分責任	20
第50条 修理又は復旧の順位	20
第12章 損害賠償	21
第51条 責任の制限	21
第52条 免責	21
第13章 雑則	21
第53条 承諾の限界	21
第54条 利用に係る I P 通信網契約者等の義務	22
第55条 I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の 提供等	22
第56条 I P 通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲 覧	22
第57条 I P 通信網契約者等の氏名等の通知	22
第58条 協定事業者等からの通知	22
第59条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回 収代行	22
第60条 協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金 等の回収代行	23
第61条 法令に規定する事項	23
第62条 閲覧	23
第14章 附帯サービス	23
第63条 附帯サービス	23

別記

1	I P 通信網サービスの提供区域等	24
2	I P 通信網契約者の地位の承継	24
3	I P 通信網契約者の氏名等の変更の届出	24
4	I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	24
5	自営端末設備の接続等	25
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	25
7	自営電気通信設備の接続	25
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	26
9	当社の維持責任	26
10	利用権に関する事項の証明	26
11	支払証明書の発行	26
12	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	27
13	情報料回収代行等	27
14	情報料回収代行に係る回収の方法	27
15	情報料回収代行に係る免責	27
16	削除	
17	削除	
18	遠隔診断サービス	27
19	遠隔診断サービスに関するその他の取扱い	28
20	遠隔診断サービスに係る免責	28
21	新聞社等の基準	28
料金表		
	通則	30
	第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	31
	第1類 I P 通信網サービスに関する利用料金	31
	第2類 手続きに関する料金	96
	第2表 工事に関する費用	97
	第1 施設設置負担金	97
	第2 工事費	97
	第3 線路設置費	120
	第3表 附帯サービスに関する料金等	122
	第1 証明手数料	122
	第2 支払証明書の発行手数料	122
	第3 削除	
	第4 遠隔診断サービスに関する利用料金	122
	第5 遠隔診断サービスに関する工事費	125
	料金表別表1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用	126
	料金表別表2 学校に限定した利用料金の割引の適用	127
	附則	129
	基本的な技術的事項	215

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注) 本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
6 IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 所属IP通信網サービス取扱所	そのIP通信網サービスの契約事務を行うIP通信網サービス取扱所
8 取扱所交換設備	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備
9 IP通信網契約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時IP通信網契約又はローミング契約を除きます。）
10 臨時IP通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約

11 ローミング契約	特定事業者（当社が別に定める者をいいます。以下同じとします。）が提供する特定電気通信サービス（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者が、当社から料金表に規定するメニュー 7 に係る IP 通信網サービスの提供を受けるための契約
12 IP 通信網契約者	当社と IP 通信網契約を締結している者
13 臨時 IP 通信網契約者	当社と臨時 IP 通信網契約を締結している者
14 ローミング契約者	当社とローミング契約を締結している者
15 利用回線	(1) 電話サービス契約約款に規定する電話サービス（加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るものに限ります。）の契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第 1 種総合デジタル通信サービス若しくは第 2 種総合デジタル通信サービスの契約者回線であって、IP 通信網契約に係るもの (2) この約款に規定するメニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5（メニュー 5 - 1 における提供の形態による細目が型のものであって 1 Gb/s の品目のものを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー 8 に係る IP 通信網契約に係るもの
16 契約者回線	(1) IP 通信網契約又は臨時 IP 通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線 (2) 契約の申込者又はローミング契約者が指定する移動無線装置（契約の申込者が IP 通信網サービスを利用するために携帯する無線送受信装置をいいます。以下同じとします。）と無線基地局設備（IP 通信網の一部であって、移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのものをいいます。以下同じとします。）との間に設定される電気通信回線
16の2 接続契約者回線	IP 通信網と相互に接続する電気通信回線（当社が別に定めるものに限ります。）であって、メニュー 8 に係る契約者回線型サービスの利用のために設置されるもの
16の3 回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
17 契約者回線等	(1) 利用回線 (2) 契約者回線 (3) 回線収容部 (4) 当社が必要により設置又は設定する電気通信設備
18 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第 33 条第 9 項若しくは第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以

	<p>下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(当社が協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界点を含みます。)</p>
19 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20 収容 I P 通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている I P 通信網サービス取扱所
21 D S L 方式	契約者回線等において変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、22欄に規定する D S L 方式に起因する事象となる場合があるもの
22 D S L 方式に起因する事象	電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線等からの信号の漏えい又は電気通信回線設備の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その電気通信回線設備による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)
23 無線アクセス方式	当社が無線アクセス装置(無線アクセス基地局装置及び無線アクセス契約者局装置によるものをいいます。以下同じとします。)を設置し、契約者回線の一部区間において無線を利用して高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、24欄に規定する無線アクセス方式に起因する事象となる場合があるもの
24 無線アクセス方式に起因する事象	降雨・降雪・濃霧その他の天候不順又は障害物等により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)
25 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。)
26 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
27 自営端末設備	I P 通信網契約者、臨時 I P 通信網契約者又はローミング契約者が設置する端末設備
28 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
29 加入電話等契	加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者、総合ディジタ

約者	ル通信サービスに係る第1種契約者、臨時第1種契約者、第2種契約者若しくは臨時第2種契約者又はメニュー8に係るIP通信網サービスの利用回線となるメニュー1、メニュー4若しくはメニュー5（メニュー5-1における提供の形態による細目が「型」のものであって1Gb/sの品目のものを除きます。）に係るIP通信網契約者
30 加入電話等に関する権利	電話加入権、総合デジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約若しくは臨時第2種契約に基づいて総合デジタル通信サービスの提供を受ける権利又はメニュー8に係るIP通信網サービスの利用回線となるメニュー1、メニュー4若しくはメニュー5（メニュー5-1における提供の形態による細目が「型」のものであって1Gb/sの品目のものを除きます。）に係るIP通信網サービス利用権（IP通信網契約者がIP通信網契約に基づいてIP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）
31 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 IP通信網サービスの種類等

（IP通信網サービスの種類）

第4条 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
利用回線型サービス	利用回線（その加入電話等契約者がIP通信網契約者又は臨時IP通信網契約者と同一の者となるものに限ります。）を使用して提供するIP通信網サービス
契約者回線型サービス	契約者回線又は回線収容部を設置又は設定して提供するIP通信網サービス

（IP通信網サービスの品目等）

第5条 IP通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目（以下「細目」といいます。）等があります。

第3章 IP通信網サービスの提供区域

（IP通信網サービスの提供区域）

第6条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

（契約の種別）

第7条 IP通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) IP通信網契約
- (2) 臨時IP通信網契約
- (3) ローミング契約

(契約の単位)

第 8 条 当社は、契約者回線等 1 回線ごとに 1 の I P 通信網契約 (臨時 I P 通信網契約を含みます。以下同じとします。) を締結します。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条 (用語の定義) の表の 16 欄の (2) に規定する契約者回線を設定して提供する I P 通信網サービスについては、 2 契約者識別符号 (I P 通信網契約者又はローミング契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。) までごとに 1 の I P 通信網契約又はローミング契約を締結します。

3 前 2 項の規定にかかわらず、追加契約者回線 (契約者回線であって、料金表第 1 表 (料金) に規定する通信の付加サービスであるゲートウェイサービスを利用することにより設置するものをいいます。以下同じとします。) を設置する場合は、当社は、 1 の契約者回線群 (同一の取扱所交換設備に收容される 1 の契約者回線及び 1 以上の追加契約者回線からなるグループをいいます。以下同じとします。) ごとに 1 の I P 通信網契約を締結します。

4 I P 通信網契約者 (臨時 I P 通信網契約者を含みます。以下同じとします。) 又はローミング契約者は、それぞれ 1 の I P 通信網契約又はローミング契約につき 1 人に限ります。

(契約者回線の終端)

第 9 条 当社は、 I P 通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線 (第 3 条 (用語の定義) の表の 16 欄の (2) に規定するものを除きます。) の終端とします。

2 当社は、前項の地点 (その地点が当社の I P 通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。) を定めるときは、 I P 通信網契約者と協議します。

(I P 通信網サービス区域)

第 10 条 当社は、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより I P 通信網サービス区域を設定します。

2 当社は、 I P 通信網サービス区域を表示する図表をその I P 通信網サービス区域内の契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(收容 I P 通信網サービス取扱所)

第 11 条 契約者回線等は、それぞれ次の I P 通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に收容します。

ただし、料金表第 1 表 (料金) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	收容 I P 通信網サービス取扱所
1 契約者回線等の終端のある場所が I P 通信網サービス区域内となるもの	その I P 通信網サービス区域内の I P 通信網サービス取扱所であつて、当社が指定するもの
2 契約者回線等の終端のある場所が I P 通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣の I P 通信網サービス取扱所であつて、当社が指定するもの

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、收容 I P 通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第 50 条 (修理又は復旧の順位) の規定による場合は、收容 I P 通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(接続契約者回線の収容)

第11条の2 当社は、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所の 1 の回線収容部に 1 の接続契約者回線を収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第50条 (修理又は復旧の順位) の規定による場合は、他の I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法等)

第12条 I P 通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) I P 通信網サービスの品目又は細目
- (2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号
- (3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所等
- (4) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについては、接続契約者回線の契約者氏名、サービスの名称又は種類等
- (5) その他申込みの内容を特定するための事項

2 D S L 方式又は無線アクセス方式を用いて提供する I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約の申込みについては、その通信について D S L 方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

(契約申込の承諾)

第13条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時 I P 通信網契約に係る契約申込があった場合は、申込みのあった I P 通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その契約申込を承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係る I P 通信網契約の申込みをした者が、その I P 通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) I P 通信網契約の申込みをした者が I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(ローミング契約の締結等)

第13条の2 特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る契約を締結している者は、その契約ごとに当社と1のローミング契約を締結していることとなります。この場合において当社が提供する I P 通信網サービスの品目等は、その特定事業者から提供を受けている特定電気通信サービスに相当する品目等とします。

(基本契約期間)

第14条 I P 通信網サービスには、料金表第1表 (料金) に定めるところにより基本契約期間があります。

2 前項の基本契約期間は、I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して、1年間とします。

3 I P 通信網契約者は、前項の基本契約期間内に I P 通信網契約の解除又は移転等に

よりその I P 通信網契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（契約者回線等番号）

第15条 契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより 1 の契約者回線等ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを I P 通信網契約者又はローミング契約者に通知します。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第50条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

（品目等の変更）

第16条 I P 通信網契約者は、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの品目又は細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第17条 I P 通信網契約者は、契約者回線型サービスについて、契約者回線（追加契約者回線を除きます。）の移転を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線収容部の変更）

第17条の2 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係る I P 通信網契約者は、接続契約者回線に係る終端（回線収容部に収容されるものに限り、）の場所について変更の申込みを行うときは、その内容について契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その接続契約者回線について他の I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第13条（契約申込の承諾）第3項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

（契約者回線の異経路）

第18条 当社は、契約者回線型サービスについて、当社の業務の遂行上支障がない場合において、I P 通信網契約者（臨時 I P 通信網契約者を除きます。）の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条（収容 I P 通信網サービス取扱所）第1項に規定する I P 通信網サービス取扱所以外の当社が指定する I P 通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することがあります。

（その他の契約内容の変更）

第19条 I P 通信網契約者は、第12条（契約申込の方法等）第1項第5号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（I P 通信網サービスの利用の一時中断）

第20条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの利用の一時中断（I P 通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（契約者回線の利用休止）

第21条 当社は、I P 通信網契約者（第40条（施設設置負担金の支払義務）に規定する

施設設置負担金の支払いを要する者に限ります。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、契約者回線(利用開始以後、30日以上経過したものであって、追加契約者回線以外のもに)に限ります。以下この条において同じとします。)の利用休止(その契約者回線を他に転用することを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 契約者回線の利用休止期間(その契約者回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)は、30日を超えるものとし、5年を限度とします。
- 3 契約者回線の利用休止期間が5年を経過した後、I P通信網契約者が新たに契約者回線の利用休止又は再利用の請求を行わない場合において、その5年間を経過した日から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は解除されたものとします。
(I P通信網サービス利用権の譲渡)

第22条 I P通信網サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 I P通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属I P通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定によりI P通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) I P通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がI P通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。
- (3) メニュー8に係るI P通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

- 4 I P通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P通信網契約者の有していたI P通信網サービスに係る一切の権利及び義務(第46条(協定事業者に係る債権の譲受等)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。以下この条において同じとします。)を承継します。

- 5 特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る権利の譲渡があったときは、そのローミング契約に基づいてI P通信網サービスの提供を受ける権利の譲受人は、ローミング契約者の有していたI P通信網サービスに係る一切の権利及び義務を承継します。

(注1)本条第3項第2号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) I P通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線に係る加入電話等に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
- (2) I P通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのI P通信網契約に係る加入電話等に関する権利を譲り受けようとする者と同じの者でないとき。

(注2)本条第3項第3号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るI P通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのI P通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同じの者でないとき。
- (2) 契約者回線型サービスに係るI P通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が他のメニュー8に係るI P通信網契約を締結している者(その契約者回線型サービスに係るV P Nグループに属するクラス1に係る者に限ります。)と同じの者でないとき。

(I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除)

第23条 I P 通信網契約者は、I P 通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P 通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う I P 通信網契約の解除)

第24条 当社は、次の場合には、その I P 通信網契約を解除することがあります。

- (1) 第34条 (利用停止) の規定により I P 通信網サービスの利用を停止された I P 通信網契約者又はローミング契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え (契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。) を行うことができないとき。
- 2 当社は、I P 通信網契約者又はローミング契約者が第34条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P 通信網サービスの利用停止をしないでそれぞれその I P 通信網契約又はローミング契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第 1 項又は第 2 項に規定する場合のほか、次の場合は、その I P 通信網契約を解除します。
- (1) 利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。
 - (2) メニュー 8 に係る I P 通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。
 - (3) D S L 方式を用いて提供する I P 通信網サービスにあつては、当社がその契約者回線等に係る電気通信設備を撤去するとき。この場合において、電気通信設備の撤去に関する情報については、当社が別に定める方法によりあらかじめ閲覧に供します。
 - (4) 無線アクセス方式を用いて提供する I P 通信網サービスにあつては、無線アクセス装置の移設又は障害物等によって、I P 通信網サービスの利用ができなくなったとき。
- 4 当社は、前 3 項の規定により、その I P 通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ I P 通信網契約者にそのことを通知します。
- 5 当社は、特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る契約の解除があった事実を知ったときは、そのローミング契約を解除します。
- (注 1) 本条第 3 項第 1 号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。
- (1) 利用回線について、加入電話等契約の解除があったとき。
 - (2) 利用回線について、加入電話等に関する権利の譲渡があった場合であつて、I P 通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
 - (3) 利用回線について、利用休止があったとき。
 - (4) 利用回線が、移転等により I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (注 2) 本条第 3 項第 2 号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。
- (1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、移転等によりその回線収容部に接続契約者回線を収容しないこととなったとき。
 - (2) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、その I P 通信網契約者がその I P 通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。
 - (3) 契約者回線型サービスについて、その I P 通信網契約者が当社と締結している他のメニュー 8 に係る I P 通信網契約 (その契約者回線型サービスに係る V P N グループに属するクラス 1 のものに限り。) の解除があったとき。
 - (4) 契約者回線型サービスについて、その I P 通信網契約者がメニュー 8 に係る I P

通信網契約者（その契約者回線型サービスに係るVPNグループに属するクラス1に係る者に限ります。）と同一の者でないとき。

(5) クラス2に係る利用回線型サービスについて、その利用回線型サービスに係るVPNグループの廃止があったとき。

（その他の提供条件）

第25条 IP通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第26条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

（注1）当社は、そのIP通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時付加機能（IP通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）に限り提供します。

（注2）当社は、付加機能を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その付加機能を廃止します。

（付加機能の利用の一時中断）

第27条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能）

第28条 IP通信網契約者は、前2条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第1表（料金）に規定する付加機能を利用することができます。

第6章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第29条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（注1）当社は、そのIP通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時端末設備（IP通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

（注2）当社は、端末設備を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その端末設備を廃止します。

（端末設備の移転）

第30条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の利用の一時中断）

第31条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

（回線相互接続）

第32条 IP通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端（相互接

続点又は回線収容部におけるものを除きます。以下同じとします。)において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
- 3 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、その接続について、第 1 項の規定により所属 I P 通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属 I P 通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第 8 章 利用中止等

(利用中止)

第33条 当社は、次の場合には、I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき(相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。)
 - (2) 第36条(通信利用の制限等)の規定により、I P 通信網サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る電話サービス、総合デジタル通信サービス又は I P 通信網サービスの利用中止を行ったとき。
 - (4) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
- 2 当社は、前項の規定により I P 通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを I P 通信網契約者又はローミング契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(注) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

- (1) 本条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ I P 通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。
- (2) 本条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ I P 通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

(利用停止)

第34条 当社は、I P 通信網契約者又はローミング契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間(その I P 通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった I P 通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同

じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) IP通信網契約者又はローミング契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のIP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第54条(利用に係るIP通信網契約者等の義務)の規定に違反したとき。
 - (4) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
 - (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であってIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網契約者又はローミング契約者に通知します。

第9章 通信

(発信者番号通知)

第35条 契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線等に係る契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、発信者がある取扱いを拒むときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) IP通信網契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(注2) 料金表に規定するメニュー1のものについては、その利用回線の契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

(注3) 料金表に規定するメニュー5のもの(帯域確保機能を利用した通信に限ります。)については、その契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

(通信利用の制限等)

第36条 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記21の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 利用回線型サービスに係る I P 通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、その I P 通信網サービスを利用することができないことがあります。
- 4 ローミング契約者は、特定事業者の契約約款等に基づきその特定電気通信サービスを利用することができない場合又は特定事業者との間の協定の定めるところによる場合は、その I P 通信網サービスを利用することができないことがあります。

第10章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条 当社が提供する I P 通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供する I P 通信網サービスの工事に関する費用は、施設設置負担金、工事費及び線路設置費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。
- （注）本条第 1 項に規定する利用料金は、当社が提供する I P 通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、回線終端装置利用料、屋内配線利用料及び機器利用料を合算したものとします。

第 2 節 料金等の支払義務

（利用料金の支払義務）

第38条 I P 通信網契約者は、その契約に基づいて、当社が I P 通信網サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、I P 通信網契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、I P 通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、I P 通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払い

を要します。

- (3) IP通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、そのIP通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。
- (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
- (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
- (4) 前3号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 IP通信網契約者の責めによらない理由により、そのIP通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合、4欄に該当する場合、DSL方式を利用したIP通信網サービスにおいてDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合又は無線アクセス方式を利用したIP通信網サービスにおいて無線アクセス方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIP通信網サービスについての料金
3 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
4 移転又は回線収容部の変更に伴って、IP通信網サービスを利用できなかった期間が生じたとき。（IP通信網契約者の都合により、IP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

4 前3項に定めるほか、当社が別に定めるIP通信網契約者又はローミング契約者は、そのIP通信網サービスの一部（契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、相互接続協定に基づき協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。

5 前項の場合において、そのIP通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

（手続きに関する料金の支払義務）

第39条 IP通信網契約者は、IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのIP通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（施設設置負担金の支払義務）

第40条 IP通信網契約者は、契約申込又は品目の変更、契約者回線の移転若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（施設設置負担金）に規定する施設設置負担金の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置又はIP通信網サービスの品目の変更等の工事の完了前にその工事に係る契約の解除又は請求の取消しがあった場合はこの限りではありません。この場合、既にその施設設置負担金が支払われているときは、当社は、その施設設置負担金を返還します。

（工事費の支払義務）

第41条 IP通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第42条 IP通信網契約者は、次の場合には、料金表第2表第3（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) (2)以外の場合

- ア 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外（契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。以下この条において同じとします。）となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。
- イ 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる契約者回線について、IP通信網サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

ウ 移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、IP通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算等）

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第44条 IP通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第45条 IP通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）

第46条 協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）と電気通信サービスに係る契約を締結しているIP通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するIP通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

（協定事業者が定める料金等の滞納通知）

第47条 IP通信網契約者は、IP通信網契約者が前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないときは、当社がその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第11章 保守

(I P通信網契約者等の維持責任)

第48条 I P通信網契約者又はローミング契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(I P通信網契約者等の切分責任)

第49条 I P通信網契約者又はローミング契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P通信網契約者又はローミング契約者から要請があったときは、当社は、I P通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をI P通信網契約者又はローミング契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P通信網契約者又はローミング契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、I P通信網契約者又はローミング契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているI P通信網契約者及びローミング契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記21に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第51条 当社は、I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その I P 通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その I P 通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 通信網サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により I P 通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いについて料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第1項に規定する I P 通信網サービスが全く利用できない状態には、DSL方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象は含みません。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第52条 当社は、I P 通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、I P 通信網契約者又はローミング契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更(I P 通信網サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第53条 当社は、I P 通信網契約者又はローミング契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る I P 通信網契約者等の義務)

第54条 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が I P 通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P 通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が I P 通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第55条 I P 通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(I P 通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第56条 当社は、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において、I P 通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び I P 通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(I P 通信網契約者等の氏名等の通知)

第57条 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、協定事業者(その I P 通信網契約者又はローミング契約者が I P 通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)又は特定事業者から請求があったときは、当社がその I P 通信網契約者又はローミング契約者の氏名、住所及び通信履歴等を、その協定事業者又は特定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、当社が通信履歴等その I P 通信網契約者又はローミング契約者に関する情報を、当社の委託により I P 通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者等からの通知)

第58条 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又は I P 通信網サービスの提供に当たり必要があるときは、協定事業者又は特定事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はその I P 通信網サービスを提供するために必要な I P 通信網契約者又はローミング契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第59条 当社は、I P 通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がその I P 通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした I P 通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) その I P 通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P 通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第60条 当社は、I P 通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその I P 通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした I P 通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その I P 通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P 通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第61条 I P 通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 5 から 9 に定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において、**当社が別に定めることとしている事項**については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第63条 I P 通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から20に定めるところによります。

別記

1 I P 通信網サービスの提供区域等

- (1) I P 通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

- (2) 当社の I P 通信網サービスに係る通信は、当社が別に定める区域における契約者回線等相互間又は契約者回線等と相互接続点との間において提供します。
- (3) 当社は契約者回線等を収容する取扱所交換設備が設置される I P 通信網サービス取扱所について、閲覧に供します。

2 I P 通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により I P 通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、利用回線型サービスに係る I P 通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の加入電話等契約者の地位の承継の届出をもって、その I P 通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。
- (5) (1)から(3)の規定にかかわらず、メニュー 8 における契約者回線型サービスに係る I P 通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その契約者回線型サービスに係る I P 通信網契約者が属する V P N グループにおけるクラス 1 に係る I P 通信網契約者の地位の承継の届出をもって、その I P 通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

3 I P 通信網契約者の氏名等の変更の届出

- (1) I P 通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その I P 通信網契約者から提供していただきます。
- ただし、I P 通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が I P 通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、I P 通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) I P 通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続等

- (1) IP通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網契約者又はローミング契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) IP通信網契約者又はローミング契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) IP通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IP通信網契約者又はローミング契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、IP通信網契約者又はローミング契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、IP通信網契約者又はローミング契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) IP通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網契約者又はローミング契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) IP通信網契約者又はローミング契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) IP通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。
- 9 当社の維持責任
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。
- 10 利用権に関する事項の証明
(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
ア IP通信網契約又は臨時IP通信網契約の申込みの承諾年月日
イ IP通信網契約者の住所又は居所及び氏名
ウ 契約者回線等の終端のある場所
エ そのIP通信網サービスの種類、品目及び細目
オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
(2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。
(3) IP通信網契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。
- 11 支払証明書の発行
(1) 当社は、IP通信網契約者等から請求があったときは、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において、そのIP通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
(2) IP通信網契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払

いを要します。

- (3) I P 通信網契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、I P 通信網サービスの契約の申込みをする者又は I P 通信網契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

13 情報料回収代行等

- (1) 当社は、I P 通信網契約者（当社が別に定める者に限ります。以下、この別記13において同じとします。）に有料情報サービス（情報サービスのうち、I P 通信網契約者が、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得た上で提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る有料情報利用者識別符号（有料情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせのものであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）を付与します。
- (2) (1)に規定する有料情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。
- (3) I P 通信網契約者は有料情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (4) 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、(1)に規定する有料情報利用者識別符号を利用して行った有料情報サービスの利用に係る情報料（有料情報サービスの利用の際に、当該有料情報サービスの提供者（以下「有料情報提供者」といいます。）がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、その有料情報提供者の代理人として回収します。
- (5) (4)の場合において、課金する情報料は、当社の機器により計算します。
- (6) 当社は、有料情報提供者から請求があった場合は、その有料情報サービスの利用者に係る氏名及び住所等をその有料情報提供者に通知することがあります。
- (7) 当社が定める期間が経過しても回収できない情報料については、有料情報提供者が回収するものとします。
- (8) I P 通信網契約者は、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所に申し出をしていただいたうえで、有料情報サービス（当社が別に定めるものを除きます。）の利用の規制及び利用の規制の解除を行うことができます。

14 情報料回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記13（情報料回収代行等）の規定により回収する情報料については、I P 通信網契約者に請求します。この場合、その有料情報サービスの情報料は、その利用に係る I P 通信網サービスの利用料金に適用される料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

15 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

16 削除

17 削除

18 遠隔診断サービス

- (1) 当社は、I P 通信網契約者（料金表に定めるメニュー2 - 1（メニュー2 - 1 - 3における1 Gb/sのものを除きます。以下、この別記18において同じとします。）に

係る者又は契約者回線着信機能若しくは閉域グループ内通信機能（区分がイのものに限り、以下、この別記18において同じとします。）を利用している者に限り、（）から請求があったときは、遠隔診断サービス（そのメニュー2-1に係るIP通信網サービス、契約者回線着信機能又は閉域グループ内通信機能が利用できなくなったときに、専用受付番号（このサービスを利用するために当社が指定した電話番号をいいます。以下、この別記18において同じとします。）への要請に基づき、IP通信網サービス取扱所において、それらの契約者回線又は付加機能に係る故障診断、そのIP通信網契約者に係る自営端末設備と当社の設置した電気通信設備との間の切り分け試験及びその他問診等を行うサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。

- (2) IP通信網契約者は、あらかじめその契約者回線等（メニュー2-1のもの又は契約者回線着信機能用のものの場合、その契約者回線及びその契約者回線の通信の相手先となるすべての契約者回線等）に接続する自営端末設備の名称その他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。メニュー2-1のもの又は契約者回線着信機能用のものの場合、IP通信網契約者は、その契約者回線の通信の相手先となるすべてのIP通信網契約者から、当社がそれらの情報の通知を受けることについての同意を事前に得ていただきます。
- (3) IP通信網契約者は、(2)の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。
- (4) IP通信網契約者は、閉域グループ内通信機能用のものについて、そのIP通信網契約者が現に利用している閉域グループ内通信機能に係る1の閉域グループ単位にこのサービスの申込みをしていただきます。
- (5) 閉域グループ内通信機能用のものについて、そのIP通信網契約者が現に利用している閉域グループ内通信機能に係る閉域グループの代表者が、このサービスの申し込みその他の諸手続き及びこのサービスに係る当社への請求等を行っていただきます。
- (6) 当社は、閉域グループ内通信機能用のものについて、このサービスに係る利用料金及び工事に関する費用（以下、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）において「利用料金等」といいます。）を代表者に請求します。
- (7) 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用受付番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。
- (8) IP通信網契約者は専用受付番号の適正な管理に努めていただきます。

19 遠隔診断サービスに関するその他の取扱い

遠隔診断サービスに関するその他の取扱いについては、IP通信網サービスの場合に準ずるものとします。

20 遠隔診断サービスに係る免責

当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、このサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

21 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者

3 通信社

新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、ＩＰ通信網契約者（臨時ＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網契約者を除きます。以下１から４の規定において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（２ - ４ - ２（加算額）(1)及び２ - ５ - ２（加算額）(1)に規定する加算額並びに２ - ９（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料（簡易型通信機能、同報通信機能の加算額の部分及び端末監視機能に係るものに限ります。）を除きます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日によりＩＰ通信網サービスの提供を開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日により契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。
 - (3) 料金月の初日にＩＰ通信網サービスの提供を開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）し、その日にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日によりＩＰ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第38条（利用料金の支払義務）第２項第４号の表の規定に該当するとき。
 - (6) ４の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 ２の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第38条第２項第４号の表の１欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、１に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 6 ＩＰ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 ＩＰ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金の一括後払い)
- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、ＩＰ通信網契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
(前受金)
- 9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、ＩＰ通信網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。
(消費税相当額の加算)
- 10 第38条（利用料金の支払義務）から第42条（線路設置費の支払義務）までの規定そ

その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 IP通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1) IP通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、IP通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮してIP通信網サービス区域を設定します。
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN]</p> <p>(利用回線(第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) メニュー1は、利用回線型サービスのみ提供します。</p> <p>(イ) メニュー1の利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線のときは、その共用契約者回線1回線ごとに1のIP通信網契約を締結することができます。</p> <p>(ウ) メニュー1は、1の利用回線につき(その利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線である場合には、その共用契約者回線1回線につき)、1のBチャンネルに限り利用でき、最大64kbit/sまでの伝送速度による通信の利用ができません。</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1、メニュー2、メニュー3、メニュー4若しくはメニュー5に係る契約者回線等(通信の付加サービスであるIPv6通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うこ</p>

とができます。

イ メニュー 2

(契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー 3 以外のもの)

(ア) メニュー 2 は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー 2 には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
メニュー 2 - 1 (フレッツ・オフィス)	メニュー 2 - 2 以外のもの
メニュー 2 - 2 (フレッツ・VPNゲート)	メニュー 5 における提供の形態による細目が 型のもの (メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のものを除きます。) に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの

(ウ) メニュー 2 - 1 には、契約者回線 (追加契約者回線を除きます。以下同じとします。) について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

A インターフェースによる細目及び品目

区 別	内 容	
メニュー 2 - 1 - 1 (下記以外のもの)	128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの
メニュー 2 - 1 - 2 (ATM方式によるもの)	0.5Mb/s 及び 1Mb/s から 135Mb/s まで	各品目に相当する専用サービス契約約款に規定する ATM 専用サービスと同一の伝送速度による符号伝送が可能なもの
メニュー 2 - 1 - 3 (イーサネット方式によるもの)	10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s	最大 1.4Gbit/s までの符号伝送が可能なもの

備考

1 ATM方式とは、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に専用サービス契約約款に規定する ATM 専用サービスと同一内容の電気

通信回線を設置して提供する方式をいいます。

- 2 イーサネット方式とは、その終端におけるインタフェース種別がイーサネット対応のものである電気通信回線を設置して提供する方式をいいます。
- 3 メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/s のものは、(オ) の A に規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめ IP 通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。
- 4 メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/s のものであって、(オ) の C に規定する保守の態様による細目がクラス 1 のものは、最大 1 Gbit/s までの符号伝送が可能なものとなります。

B 通信が可能な区域による細目

区 別	内 容
プラン 1	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン 2 (フレッツ・オフィスワイド)	プラン 1 以外のもの

(エ) メニュー 2 - 1 (メニュー 2 - 1 - 3 に係るものを除きます。)には、通信又は保守の態様による細目として、メニュー 2 - 1 - 1 のものにおける 128kb/s 及び 1.5Mb/s の品目にあつてはそれぞれ高速デジタル伝送サービスの 128kb/s の品目及び 1.5Mb/s の品目であつてインタフェースのもの、メニュー 2 - 1 - 2 のものにおける各品目にあつては ATM 専用サービス (セカンドクラスに係るものを除きます。)と同一のものがあります。

(オ) メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/s のものには、次表のとおり通信又は保守の態様によるその他の細目があります。

A 伝送速度に関する細目

細 目	内 容
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの

800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
1.1Gb/s	1.1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
1.2Gb/s	1.2Gbit/sの符号伝送が可能なもの
1.3Gb/s	1.3Gbit/sの符号伝送が可能なもの
1.4Gb/s	1.4Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 1.1Gb/s、1.2Gb/s、1.3Gb/s又は1.4Gb/sのものであって、Cに規定する保守の態様による細目がクラス1のものは、いずれも1Gbit/sの符号伝送が可能なものとなります。
- 2 IP通信網契約者は、その細目に係る伝送速度について、100Mb/sごとに、その契約者回線に着信することが可能な契約者回線等の種別（以下「着信回線種別」といいます。）を、次のいずれかからひとつ、あらかじめ指定していただきます。
 - (1) 通信の態様による細目がタイプ1のもの
メニュー1、メニュー4、メニュー5における提供の形態による細目が 型のものとしてメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1以外のもの又はメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1のもの
 - (2) 通信の態様による細目がタイプ2のもの
無線アクセス機能を用いた通信を行うメニュー1、メニュー4及びメニュー5における提供の形態による細目が 型のもの並びにメニュー7、無線アクセス機能を用いた通信を行わないメニュー1、メニュー4、メニュー5における提供の形態による細目が 型のものとしてメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1以外のもの又はメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1のもの
- 3 IP通信網契約者は、前項の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。

B 通信の態様による細目

区 別	内 容
タイプ1	プライベートIPアドレスを利用した通信を行うことが可能なもの
タイプ2	タイプ1以外のもの

C 保守の態様による細目

区 別	内 容
-----	-----

クラス 1	クラス 2 以外のもの
クラス 2	契約者回線が二重化されているもの

(カ) メニュー 2 - 2 には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

A 品目

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大 1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考 1 Gb/sのものは、(キ)に規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめ IP 通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。

B 通信が可能な区域による細目

区 別	内 容
プラン 1	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン 2	プラン 1 以外のもの

C 通信が可能な契約者回線等による細目

区 別	内 容
グレード 1	その契約者回線に係る通信について、メニュー 5 における提供の形態による細目が 型のもの(メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のものを除きます。)に係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの
グレード 2	グレード 1 以外のもの

備考 グレード 2 のものは、10Mb/sのもの、100Mb/sのもの又は 1 Gb/sのものであって(キ)に規定する伝送速度に関する細目が200Mb/sから 1 Gb/sのものに限り提供します。

(キ) メニュー 2 - 2 における 1 Gb/sのものには、次表のとおり伝送速度に関するその他の細目があります。

細 目	内 容
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの

400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの

(ク) メニュー 2 - 1 - 1 のもの、メニュー 2 - 1 - 2 のもの又はメニュー 2 - 1 - 3 における 10Mb/s、100Mb/s 若しくは 1 Gb/s の通信の態様による細目がタイプ 1 のものに係る通信は、契約者回線等（メニュー 1、メニュー 4 及びメニュー 5 に係るもの（通信の付加サービスである IPv6 通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。））に限り、）からの着信（着信者識別符号（メニュー 2 に係る IP 通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。））を利用したものとします。）により、メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/s の通信の態様による細目がタイプ 2 のものに係る通信は、契約者回線等（メニュー 1、メニュー 4、メニュー 5 及びメニュー 7 に係るもの（通信の付加サービスである IPv6 通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。））に限り、）からの着信（着信者識別符号を利用したものとします。）により、メニュー 2 - 2 のグレード 1 のものに係る通信は、メニュー 5 に係る契約者回線（当社が別に定める場合を除きます。）からの着信（着信者識別符号を利用したものとします。）により、メニュー 2 - 2 のグレード 2 のものに係る通信は、契約者回線等（メニュー 1、メニュー 4、メニュー 5 及びメニュー 7 に係るもの（通信の付加サービスである IPv6 通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。））に限り、）からの着信（着信者識別符号を利用したものとします。）により行うことができます。

(ケ) (ク) に規定する着信者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを IP 通信網契約者にお知らせします。

(コ) メニュー 2 - 1 - 1 のもの（1.5Mb/s の品目のうちエコノミークラスのものであって、その契約者回線の終端の場所が IP 通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置される IP 通信網サービス取扱所に限り、）以外となるものに限り、）及びメニュー 2 - 1 - 2 のものに係る IP 通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場

所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのIP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。）内に限ります。

(サ) 契約者回線（追加契約者回線を含みます。）の終端の場所（IP通信網サービス取扱所内（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。）とするものに限ります。）は、IP通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取扱所（その契約者回線（追加契約者回線を含みます。）の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。）内において当社が指定します。

(シ) メニュー2-1-3及びメニュー2-2（メニュー2-2における10Mb/sのもの及び100Mb/sのもの並びに(サ)に係るものを除きます。）に係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのIP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。）内（メニュー2-1-3における1Gb/sのもの及びメニュー2-2における1Gb/sのものについてはその電話加入区域内における当社が別に定める提供区域内）に限ります。

(ス) 当社は、(コ)に規定する契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。（メニュー2-1-2のものに係る契約者回線が2芯式の場合を除きます。）

(セ) IP通信網契約者は、メニュー2-1とメニュー2-2との間の変更を行うことはできません。

ウ メニュー3

（契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の1の電気通信回線設備を複数のIP通信網契約者が同時に利用することがあるもの）

(ア) メニュー3は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー3には、次表のとおり提供の形態による区別があります。

区 別	内 容
メニュー3-1 [フレッツ・オンデマンド(サーバ共用型)]	当社がサーバ装置を設置して提供するもの
メニュー3-2 [フレッツ・オンデマンド(サーバ持込型)]	メニュー3-1以外のもの

(ウ) メニュー3-1には次の品目があります。

品 目	内 容

5 GB	最大5ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
10GB	最大10ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
20GB	最大20ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
30GB	最大30ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
50GB	最大50ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
100GB	最大100ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの

備考

- 1 当社はIP通信網サービス取扱所内にサーバ装置を設置し、これをメニュー3-1に係る契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのある符号がサーバ装置に蓄積されていることを知った場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。
- 3 この備考の2の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、この備考の2の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(エ) メニュー3-2には、次の品目があります。

品目	内容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考 IP通信網契約者は、契約者回線等からの着信により利用可能となる通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたIPアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。

(オ) メニュー3に係る契約者回線の終端の場所は、IP通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取扱所(契約者回線を収容する取扱所交換設備が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内において当社が指定します。

(カ) メニュー 3 に係る通信は、契約者回線等（メニュー 1、メニュー 4、メニュー 5 及びメニュー 7 に係るもの（通信の付加サービスである IPv6 通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。）に限ります。）からの着信（着信用符号（メニュー 3 に係る契約者回線に着信するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により行うことができます。

(キ) (カ)に規定する着信用符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを IP 通信網契約者にお知らせします。

(ク) IP 通信網契約者は、メニュー 3 - 1 とメニュー 3 - 2 との間の変更を行うことはできません。

エ メニュー 4 [フレッツ・ADSL]

(利用回線（加入電話に係るもの）に限ります。）又は契約者回線について DSL 方式により提供するもの

(ア) メニュー 4 は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。

(イ) メニュー 4 には、次の品目があります。

品 目	内 容
1 Mb/s (フレッツ・ADSL エントリー)	収容 IP 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大 1 Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 512 kbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
1.5 Mb/s (フレッツ・ADSL 1.5 Mタイプ)	収容 IP 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大 1.536 Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 512 kbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
8 Mb/s (フレッツ・ADSL 8 Mタイプ)	収容 IP 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね 8 Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
12 Mb/s (フレッツ・ADSL モア)	収容 IP 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね 12 Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
40 Mb/s (フレッツ・ADSL モア)	収容 IP 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね 40 Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの

47Mb/s (フレッツ・ADSLモア)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
-------------------------	--

備考 1 Mb/sのものは、その契約者回線等の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であると当社が認定する場合であって、そのIP通信網契約者の名義が個人であるもの(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業又はこれに準ずる事業を行うため、老人又は身体障がい者の専ら居住の用に供される場所を契約者回線等の終端とするものにあつては、そのIP通信網契約者の名義が個人以外のものを含まず。)に限り提供します。

(ウ) メニュー4には、次表のとおり通信又は保守の様態による細目があります。

A 通信の様態による細目

区別	内容
プラン1	同時に通信が可能な着信先の数(当社が別に定めるものを除きます。以下この表において同じとします。)が2までのもの
プラン2 (ビジネスタイプ)	同時に通信が可能な着信先の数が4までのもの
備考 プラン2のものは、40Mb/sの品目のもの又は47Mb/sの品目のものであって、タイプ2のものに限り提供します。	

B 保守の様態による細目

区別	内容
タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとし、)においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ2	タイプ1以外のもの
備考	
1 タイプ2のものは、契約者回線型サービス(1Mb/sの品目のものを除きます。)に限り提供します。	
2 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の様態による細目の変更(その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことはでき	

ません。

(エ) メニュー 4 に係る通信は、I P 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー 1、メニュー 2、メニュー 3、メニュー 4、メニュー 5 若しくはメニュー 6 に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

オ メニュー 5

（取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー 2、メニュー 3、メニュー 4 又はメニュー 6 以外のもの）

(ア) メニュー 5 は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー 5 には、次表のとおり提供の形態による区別及び細目があります。

A 提供の形態による区別

区 別	内 容
メニュー 5 - 1	メニュー 5 - 2 以外のもの
メニュー 5 - 2	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る I P 通信網契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供するもの

備考 当社は、メニュー 5 に係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置（無線アクセス方式を利用して提供する場合は無線アクセス契約者局装置を含みます。以下同じとします。）を設置します。

B 提供の形態による細目

区 別	内 容
型（B フレッツ）	型以外のもの
型（フレッツ光ネクスト）	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なもの

備考 型のものは、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 3 - 1 のもの若しくは1Gb/sのもの又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのものにおけるグレード 1 のものに限り提供します。

(ウ) メニュー 5 - 1 には、次の品目があります。

品 目	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

1 Gb/s	最大概ね 1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
--------	-----------------------------

備考 1 Gb/s のものは、メニュー 5 - 1 における提供の形態による細目が 型のものに限り提供します。

(エ) メニュー 5 - 1 には、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。

A 100Mb/s の品目における通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 1 (B フレッツ ビジネスタイプ)	プラン 3 以外のものであって、同時に通信が可能な着信先の数(当社が別に定めるものを除きます。以下この表において同じとします。)が 4 までのもの
プラン 2 (B フレッツ ベーシックタイプ)	プラン 3 以外のものであって、同時に通信が可能な着信先の数が 2 までのもの
プラン 3	取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の電気通信回線設備の一部を当社が指定する複数の IP 通信網契約者が同時に利用することがあるもの

(注) 同時に通信が可能な通信の着信先の数については、音声利用 IP 通信網サービス契約約款に規定する音声利用 IP 通信網を介した通信の着信先の数を除きます。

B 100Mb/s の品目におけるプラン 3 に係る通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 3 - 1	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大 1 Gbit/s までの符号伝送が可能な方式を利用しているもの

備考

- 1 当社は、技術上又は業務の遂行上、提供の形態による細目が 型のもの(B フレッツ ハイパーファミリータイプ)から 型のもの(フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ)へ細目の変更を行う場合があります。
- 2 当社は、1 の規定により細目を変更するときは、あらかじめ IP 通信網契約者にそのことを通知します。

C 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ 1	午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の

時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行うもの

タイプ2 タイプ1以外のもの

備考 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

D 100Mb/sの品目におけるサービスクラスによる細目

区 別	内 容
クラス1	当社が別に定める電気通信設備と接続することが可能なものであって、収容IP通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への通信について、その電気通信設備を利用した通信を優先的に伝送するもの
クラス2	クラス1以外のもの

備考

- 1 クラス1のものは、メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、保守の態様による細目がタイプ2のもの（通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のものに限ります。）に限り提供します。
- 2 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回のサービスクラスによる細目の変更の請求を行うことはできません。

(オ) メニュー5-2には、次の品目があります。

区 別	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
46Mb/s (Bフレッツワイヤレスアクセスタイプ)	無線アクセス方式を利用して提供するものであって、最大46Mb/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 当社は、46Mb/sの品目のものについて、1の契約者グループに係る契約者回線の数に8以上となる場合に限り契約者グループを設定します。
- 2 メニュー5-2に係るIP通信網サービスにおいて、その契約者グループに属する契約者回線（そのIP通信網契約者に係るものを含みます。）以下

この欄において同じとします。)が1となった場合
 であって、そのことを当社がIP通信網契約者に
 通知した日の翌日から起算して3か月経過したと
 きの利用料金は、100Mb/sの品目であって保守の態
 様による細目がタイプ1のものについては、2(料
 金額)の規定にかかわらずメニュー5-1におけ
 る品目が100Mb/sのものうちプラン2のもので
 あって保守の態様による細目がタイプ1のもの
 とみなして、100Mb/sの品目であって保守の態様
 による細目がタイプ2のものについては、2(料
 金額)の規定にかかわらずメニュー5-1における品
 目が100Mb/sのものうちプラン2のものであ
 って保守の態様による細目がタイプ2のもの
 うちサービスクラスによる細目がクラス2のもの
 とみなして、46Mb/sの品目のものについては、
 2-5-1(利用料)(1)及び2-5-2(4)ア(基本料)
 に規定する額に代えて40,000円(税込価格
 42,000円)を適用します。

3 当社は、2の規定によりメニュー5-2に係る
 IP通信網サービスにおいて、その契約者グル
 ープに属する契約者回線が1となったことを当社
 がIP通信網契約者に通知した場合は、その契約
 者グループに属する新たな契約者回線の提供は
 行いません。

4 46Mb/sの品目のものに係る1の契約者グル
 ープに属する契約者回線は、当社が指定する無
 線アクセス基地局装置から通信が可能な範囲と
 なるものに限ります。

(カ) メニュー5-2における品目が100Mb/sの
 ものには、次表のとおり通信又は保守の態様
 によるその他の細目があります。

A 通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン・ミニ(ミニ)	1の契約者グループに係る契約者回線の数が6以上となるものであって、IP通信網契約者となる者からの契約申込により、当社が契約者グループを設定するものうち、プラン1以外のもの
プラン1	1の契約者グループに係る契約者回線の数が8以上となるものであって、IP通信網契約者となる者からの契約申込により、当社が契約者グループを設定するもの
プラン2	1の契約者グループに係る契約者回線の数が16以上となるものであって、代表者(その契約者グループに係るすべてのIP通信網契約者となる者の同意に基づき指定される者)とします。)が一括して契約申込又は品目若しくは細目の変更の請求を行うことに

より、当社が契約者グループを設定するもの

備考

- 1 代表者は、その契約者グループに係る I P 通信網契約者に代って、当社との間の請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行う者であって、1 の契約者グループにつき 1 人とします。
- 2 代表者が、代表者の変更を行う場合は、変更後の代表者について当社に事前に届け出ていただきます。その場合、変更後の代表者の指定については、その契約者グループに係るすべての I P 通信網契約者の同意に基づくものとします。
- 3 当社は、プラン・ミニに係る I P 通信網契約について、その契約者グループに係る契約者回線の数が 8 以上となった場合は、その 8 以上となった日において、その契約者グループに係るすべての I P 通信網契約についてプラン 1 への細目の変更があったものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、3 の規定により細目の変更をしたときは、I P 通信網契約者にそのことを通知します。
- 5 当社は、技術上又は業務の遂行上、提供の形態による細目が 型のもの（B フレッツ マンションタイプ）から、 型のもの（フレッツ 光ネクスト マンションタイプ）へ細目の変更を行う場合があります。
- 6 当社は、5 の規定により細目を変更するときは、あらかじめ I P 通信網契約者にそのことを通知します。

B 契約者回線の態様による細目

区 別		内 容
グレード 1	グレード 1 - 1 （光配線方式）	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大 1 Gbit / s までの符号伝送が可能な方式を利用しているもののうち、同一の契約者グループにおける契約者回線の終端を 1 回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの
	グレード 1 - 2	グレード 1 - 1 及びグレード 2 以外のもの
グレード 2		取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大 100 Mbit / s までの符号伝送が可能な方式を利用しているもの

備考

- 1 グレード 1 - 2 のものは提供の形態による細目が 型のものにおけるプラン 2 のもの及び提供の

- 形態による細目が 型のものに限り提供します。
- 2 グレード 2 のものは提供の形態による細目が 型のものに限り提供します。
 - 3 同一の契約者グループにおいて、契約者回線の態様による細目の異なる契約者回線の提供は行いません。
 - 4 当社は、技術上又は業務の遂行上、グレード 2 のものからグレード 1 - 2 のものであって提供の形態による細目が 型のものへ細目の変更を行う場合があります。
 - 5 当社は、4 の規定により細目を変更するときは、あらかじめ I P 通信網契約者にそのことを通知します。

C 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ 1	午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その I P 通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしす。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 1 以外のもの
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1 タイプ 2 のものは、メニュー 5 - 2 における品目が 100Mb/s のものに限り提供します。 2 I P 通信網契約者は、その I P 通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことは出来ません。 	

(キ) メニュー 5 に係る通信は、I P 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー 1、メニュー 2、メニュー 3、メニュー 4、メニュー 5 若しくはメニュー 6 に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

カ メニュー 6

（インターネットプロトコルバージョン 6 による通信のみ行うことが可能なもの）

(ア) メニュー 6 は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー 6 には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
メニュー 6 - 1 （フレッツ・ドット	メニュー 6 - 2 以外のもの

トネット E X)	
メニュー 6 - 2 (フレッツ・キャスト)	メニュー 5 における提供の形態による細目が 型のものに係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの

(ウ) メニュー 6 には、次表のとおり品目及び保守の態様による細目があります。

A 品目

品 目	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	最大300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	最大400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	最大600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大 1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Gb/s	最大 2 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 300Mb/sのもの、400 Mb/sのもの及び600Mb/sのものは、メニュー 6 - 2 のものに限り提供します。
- I P 通信網契約者は、契約者回線等との間の通信について、当社が別に定めるところにより割り当てた I P アドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。

B 保守の態様による細目

区 別	内 容
クラス 1	クラス 2 以外のもの
クラス 2	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を利用することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なもの

備考

- 100Mb/sのもの、300Mb/sのもの及び 1 Gb/sのものにあつては、保守の態様による細目がクラス 1 のもの、400Mb/sのもの、600Mb/sのもの及び 2 Gb/sのものにあつては、保守の態様による細目がクラス 2 のものに限り提供します。
- 200Mb/sのものにおけるクラス 1 のものはメニュー 6 - 2 のものに限り提供します。

(エ) メニュー 6 に係る契約者回線の終端の場所は、当社が別に定める I P 通信網サービス取扱所のうち、I P 通信網契約者が指定する I P 通信網サービス取扱所

内において当社が指定します。

(オ) メニュー 6 - 1 に係る通信は、メニュー 4 又はメニュー 5 に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において、メニュー 6 - 2 に係る通信は、メニュー 5 に係る契約者回線（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

(カ) I P 通信網契約者は、メニュー 6 - 1 とメニュー 6 - 2 との間の変更を行うことはできません。

キ メニュー 7 [フレッツ・スポット]

（契約者識別符号を用いて無線基地局設備を経由した通信を可能とするものであって、2（料金額）2 - 9（付加機能利用料）に規定する無線アクセス機能以外のもの）

(ア) メニュー 7 は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー 7 には、次表のとおり品目があります。

品 目	内 容
54Mb/s	最大54.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 メニュー 7 に係る通信は、無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 2 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、あらかじめ指定した移動無線装置の通信の方式等により、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送を行うことができます。
- 3 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、契約者識別符号の適正な管理に努めていただきます。

(ウ) メニュー 7 には、次表のとおり細目があります。

区 別	内 容
タイプ 1	タイプ 2 以外のもの
タイプ 2	通信を行うための I P 通信網契約者又はローミング契約者の認証において IEEE802.1X に準拠した方式を使用するもの

備考

- 1 I P 通信網契約者は、契約者識別符号ごとに上記の 2 種類の細目の中からあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。
- 2 当社は、無線区間（契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。）における通信については IEEE802.11 に、タイプ 2 のものにおける通信を行うための認証については IEEE802.1X に準拠した方式を用いますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。

(エ) メニュー 7 に係る通信については、IP 通信網契約者又はローミング契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー 2 (メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/s のものであってタイプ 2 のもの又はメニュー 2 - 2 におけるグレード 2 のものに限ります。)若しくはメニュー 3 に係る契約者回線等(当社が別に定めるものを除きます。)との間において行うことができます。

(オ) メニュー 7 に係る IP 通信網契約者は、特定事業者の契約約款等の規定に基づいて、その特定事業者が提供する特定電気通信サービスを利用することができます。

(カ) 当社は、第 51 条(責任の制限)に規定するほか、メニュー 7 を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

ク メニュー 8 [フレッツ・VPN ワイド]

(あらかじめ指定した利用回線(IP 通信網サービスに係るものに限ります。)契約者回線又は回線収容部からなるグループ内の任意の契約者回線等相互間の通信が利用可能なもの)

(ア) メニュー 8 は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。

(イ) 利用回線型サービスには、次表のとおり通信の様様による細目があります。

区 別	内 容
クラス 1	その利用回線と IP 通信網のみを介した通信が可能な契約者回線等からなるグループ(以下「VPN グループ」といいます。)の設定、変更又は廃止の請求を行うことが可能なもの
クラス 2	クラス 1 以外のもの

備考

- 1 クラス 1 のものは、メニュー 5 における提供の形態による細目が 型のものに係る IP 通信網契約者に限り利用することができます。
- 2 当社は、クラス 1 に係る IP 通信網契約者からの請求により VPN グループの設定、変更又は廃止を行います。
- 3 クラス 1 に係る IP 通信網契約者は、その設定した VPN グループに属する他の IP 通信網契約者に代って、当社へのその VPN グループに係る請求及びその他の諸手続き等(クラス 2 に係る IP 通信網契約の申込み又は修理若しくは復旧に係るものを除きます。)を行っていただきます。
- 4 1 の VPN グループについて、クラス 1 に係る IP 通信網契約者の数は 1 とします。
- 5 クラス 1 に係る IP 通信網契約者が、クラス 2

のものへの細目の変更又はそのIP通信網契約の解除を行う場合は、その変更等後にそのIP通信網契約者が属するVPNグループにおいてクラス1に係るIP通信網契約者となる者を当社に届け出ていただきます。

6 IP通信網契約者は、2、3又は5に規定する請求等を行う場合は、そのVPNグループに属するすべてのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。

(ウ) 契約者回線型サービスには、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

A 品目

品目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

B インタフェースによる細目

区 別	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	インタフェースが1000BASE-LXのもの
備考	タイプ2のものは、100Mb/sのものに限り提供します。

C 契約者回線等の態様による細目

区 別	内 容
グレード1	グレード2以外のもの
グレード2	接続契約者回線を回線収容部に収容して提供するもの
備考	グレード2のものは、タイプ1のものに限り提供します。

(エ) 契約者回線型サービスは、クラス1に係るIP通信網契約者に限り利用することができます。

(オ) 1のVPNグループに属する契約者回線型サービスに係る契約者回線等の数は、最大1とします。

(カ) クラス1に係るIP通信網契約者は、メニュー8に係るIP通信網サービスの利用に当たって、そのVPNグループに属する利用回線の数に応じて、次の区分の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。この場合、クラス1に係るIP通信網契約者は、そのVPNグループに属するすべてのIP通信網契約者から、クラス1に係るIP通信網契約者がそれらのIP通信網契約者に代って、当社への請求を行うことについての同意を事前に得ていただきます。

(1) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限

- が10のもの（プラン10）
- (2) そのV P Nグループに属する利用回線の数の上限が30のもの（プラン30）
- (3) そのV P Nグループに属する利用回線の数の上限が100のもの（プラン100）
- (4) そのV P Nグループに属する利用回線の数の上限が300のもの（プラン300）
- (5) そのV P Nグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの（プラン1,000）
- (キ) 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、そのI P通信網契約者が指定するV P Nグループに係るI P通信網サービスの提供を行います。この場合、I P通信網契約者は、そのV P Nグループに係るすべてのI P通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。
- (ク) 当社は、クラス1に係るI P通信網契約者からV P Nグループの廃止の請求があった場合又は(イ)の備考5に規定する届出がなかった場合は、そのV P Nグループを廃止します。
- (ケ) I P通信網契約者は、当社が別に定めるところにより付与するV P Nグループ番号（V P Nグループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）及びV P Nグループ利用者識別符号（このI P通信網サービスを利用するI P通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）を通信の都度指定することにより通信を行うことができます。
- (コ) メニュー8における利用回線型サービスに係る通信は、V P Nグループ内のメニュー8に係る契約者回線等との間において、メニュー8における契約者回線型サービスに係る通信は、V P Nグループ内のメニュー8に係る利用回線からの着信により行うことができます。
- (サ) 利用回線型サービスについては、その利用回線について、発信者番号通知を行う場合（発信者番号通知機能を利用することにより発信者番号通知を行う場合を含みます。）に限りその通信を行うことができます。
- (シ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、(ケ)に規定するV P Nグループ番号及びV P Nグループ利用者識別符号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをI P通信網契約者にお知らせします。
- (ス) I P通信網契約者は、(ケ)に規定するV P Nグループ利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (セ) 契約者回線型サービスにおける契約者回線の終端の場所（(ソ)の場合を除きます。）は、I P通信網契約者が指定する収容I P通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるI P通信

	<p>網サービス取扱所に限ります。)内において当社が指定します。</p> <p>(ソ) 契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ2に係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所(その終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とする場合を除きます。)は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域内における当社が別に定める提供区域内に限ります。</p> <p>(タ) IP通信網契約者は、そのVPNグループに係る通信を開始した時刻及び通信を終了した時刻の情報をそのVPNグループに属するクラス1に係るIP通信網契約者が閲覧できることについて、同意していただきます。</p> <p>(チ) IP通信網契約者が1の利用回線において利用することができるVPNグループの数は、最大99までとします。</p> <p>(ツ) 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線について、メニュー1、メニュー4、メニュー5における提供の形態による細目が型のもの及びメニュー5における提供の形態による細目が型のもの相互間の変更を行うことはできません。</p> <p>ケ IP通信網契約者は、メニュー1、メニュー2、メニュー3、メニュー4、メニュー5、メニュー6、メニュー7及びメニュー8の各メニュー相互間の変更を行うことはできません。</p> <p>コ 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又はIP通信網契約者の設置するサーバ装置又は符号蓄積装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。この場合において、現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、コの規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
<p>(3) 基本契約期間内にIP通信網契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア メニュー2、メニュー3、メニュー6及びメニュー8(契約者回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網サービスには、臨時IP通信網契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、基本契約期間があります。</p> <p>イ IP通信網契約者は、基本契約期間内に利用休止又は</p>

	<p>IP通信網契約の解除があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金（メニュー2又はメニュー8のものにあつては基本額の部分、付加機能にあつては2-9（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料（同報通信機能の基本額の部分に限ります。）の部分とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ IP通信網契約者は、基本契約期間内にIP通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又は契約者回線の移転があった場合は、変更前の利用料金の額から、変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、IP通信網サービスの品目若しくは細目等の変更と同時にその契約者回線等の設置場所において、IP通信網サービスの利用の開始又はIP通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行うIP通信網サービスの利用開始等の利用料金を合算して行います。</p>				
<p>(4) メニュー2又はメニュー8に係る契約者回線の回線距離の測定その他の場合における料金の適用</p>	<p>メニュー2におけるメニュー2-1-1のものに係る契約者回線の回線距離の測定、回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用、契約者回線の終端が電話加入区域外にある場合及び異経路の加算額の適用、料金の減額及びIP通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線の回線利用料の適用については、高速デジタル伝送サービスの場合に、メニュー2-1-2のものに係る契約者回線の回線距離の測定、回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用及び異経路の加算額の適用についてはATM専用サービスの場合に、メニュー2-1-3のうち10Mb/s又は100Mb/sのものに係る契約者回線の異経路の加算額の適用についてはLAN型通信網サービスの場合に、メニュー2-1-3のうち1Gb/sのもの若しくはメニュー2-2のうち1Gb/sのもの又はメニュー8（契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ2に係るものに限ります。）に係る契約者回線の異経路の加算額の適用についてはメニュー5の場合に準ずるものとします。</p>				
<p>(5) IP通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線に係る基本額の適用</p>	<p>ア メニュー2-1-1に係る契約者回線であつて、その終端の場所をIP通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。以下この欄において同じとします。）内とするものの基本額については、2-2-1(1)基本料の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用するとともに、2-2-1(5)回線利用料については適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="595 1845 1267 1984"> <thead> <tr> <th>品目及び細目</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>128kb/sのもの</td> <td>2,000円 (税込価格 2,100円)</td> </tr> </tbody> </table>	品目及び細目	基本額の減額（月額）	128kb/sのもの	2,000円 (税込価格 2,100円)
品目及び細目	基本額の減額（月額）				
128kb/sのもの	2,000円 (税込価格 2,100円)				

1.5Mb/s のもの	下記以外のもの	21,000円 (税込価格 22,050円)
	エコノミークラス のもの	9,500円 (税込価格 9,975円)

イ 当社はIP通信網契約者から請求があったときは、メニュー2-1-2に係る契約者回線であって、その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものの基本額について、2-2-1(1)基本料の額に代えてIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を適用するとともに、2-2-1(5)回線利用料については適用しません。

品目及び細目	基本額(月額)
プラン1に係るもの	836,000円 (税込価格 877,800円)
プラン2に係るもの	2,036,000円 (税込価格 2,137,800円)
備考 当社は、この料金額の適用を受ける契約者回線については、135Mb/sの伝送速度による通信が可能なものとして提供します。	

ウ メニュー2-1-3に係る契約者回線であって、その終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものの基本額(2-2-1(1)に規定する基本料に限ります。)については、2-2-1(1)基本料の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。

品目及び細目		基本額の減額(月額)
10Mb/sのもの		159,000円 (税込価格 166,950円)
100Mb/sのもの		270,000円 (税込価格 283,500円)
1Gb/sのもの	クラス1 のもの	20,000円 (税込価格 21,000円)
	クラス2 のもの	40,000円 (税込価格 42,000円)

エ メニュー2-2における1Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものの基本額(2-2-1(1)に規定する基本料に限ります。)については、2-2-1(1)基本料の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。

品目及び細目	基本額の減額(月額)
--------	------------

	<table border="1"> <tr> <td>1 Gb/sのもの</td> <td>20,000円 (税込価格 21,000円)</td> </tr> </table> <p>オ メニュー 8 (契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ 2 に係るものに限ります。)に係る契約者回線であって、その終端の場所を I P 通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、2 - 8 - 1 基本額の額から I P 通信網サービス取扱所内に終端する 1 の終端ごとに月額20,000円(税込価格 21,000円)を減額して適用します。</p>	1 Gb/sのもの	20,000円 (税込価格 21,000円)
1 Gb/sのもの	20,000円 (税込価格 21,000円)		
(6) 契約者回線の終端が I P 通信網サービス区域外となる場合の利用料の加算額の適用	<p>契約者回線 (メニュー 2 及びメニュー 8 に係るものを除きます。)の終端がその収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域外となる場合 (異経路となる場合を除きます。)の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域 (契約者回線がその収容 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域) を超える地点から引込柱 (保安器に最も近い距離にある電柱 (ケーブル引込みの場合は配線盤) をいいます。以下同じとします。)までの線路 (以下「区域外線路」といいます。)について適用します。</p>		
(7) 契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額の適用	<p>契約者回線 (メニュー 2 及びメニュー 8 に係るものを除きます。)が異経路となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域 (その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域) を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域 (その収容 I P 通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する収容区域) を超える地点から引込柱までの線路</p>		
(8) 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用	<p>当社は、料金表別表 1 に規定するところにより、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。</p>		
(9) 学校に限定した利用料金の割引の適用	<p>当社は、料金表別表 2 に規定するところにより、学校に限定した利用料金の割引を適用します。</p>		
(10) 端末監視機能に関する付加機能利	<p>当社は、端末監視機能に係る付加機能利用料については、次表のとおり適用します。</p>		

用料の適用	区 分	付加機能利用料の適用						
	1 料金月の初日以外の日	その端末監視機能の利用開始があった日を含む料金月に係る付加機能利用料は適用しません。ただし、4 となることを除きます。						
	2 1の料金月内に端末監視機能の区分の変更があったとき	その端末監視機能の区分の変更前の区分に係る料金額を適用します。ただし、3 又は 4 となることを除きます。						
	3 1の料金月内に複数回の端末監視機能の区分の変更があったとき	その利用した端末監視機能の区分の中で最大となる料金額を適用します。						
	4 利用開始があった料金月に、その端末監視機能の廃止があったとき	その料金月における端末監視機能の区分に係る料金額（区分の変更が伴った場合は、その利用した端末監視機能の区分の中で最大となる料金額）を適用します。						
	5 料金月の途中で端末監視機能の廃止があったとき	その端末監視機能の廃止があった日を含む料金月に係る料金額（区分の変更が伴った場合は、その利用した端末監視機能の区分の中で最大となる料金額）を適用します。						
(11) 通信の付加サービスに関する取扱い	<p>ア 通信の付加サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) I P v 6 通 信</td> <td>その契約者回線等に係る通信について、I P 通信網契約者からの請求により、インターネットプロトコルバージョン 6 による通信を行うことが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>(イ) ゲートウェイサービス</td> <td>メニュー 2 - 1 について、(2)のイの(ク)に規定する通信に加えて、追加契約者回線を利用した通信又はダイヤルアップ回線（電話サービス契約約款若しくは総合デジタル通信網サービス契約約款に規定する契約者回線又は当社が別に定める電気通信回線をいいます。以下同じとします。）からの着信による通信を行うことが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ I P v 6 通信に関する取扱いは次のとおりとします。 (ア) 当社は、メニュー 4 又はメニュー 5（提供の形態</p>		種 類	内 容	(ア) I P v 6 通 信	その契約者回線等に係る通信について、I P 通信網契約者からの請求により、インターネットプロトコルバージョン 6 による通信を行うことが可能なもの	(イ) ゲートウェイサービス	メニュー 2 - 1 について、(2)のイの(ク)に規定する通信に加えて、追加契約者回線を利用した通信又はダイヤルアップ回線（電話サービス契約約款若しくは総合デジタル通信網サービス契約約款に規定する契約者回線又は当社が別に定める電気通信回線をいいます。以下同じとします。）からの着信による通信を行うことが可能なもの
種 類	内 容							
(ア) I P v 6 通 信	その契約者回線等に係る通信について、I P 通信網契約者からの請求により、インターネットプロトコルバージョン 6 による通信を行うことが可能なもの							
(イ) ゲートウェイサービス	メニュー 2 - 1 について、(2)のイの(ク)に規定する通信に加えて、追加契約者回線を利用した通信又はダイヤルアップ回線（電話サービス契約約款若しくは総合デジタル通信網サービス契約約款に規定する契約者回線又は当社が別に定める電気通信回線をいいます。以下同じとします。）からの着信による通信を行うことが可能なもの							

による細目が 型のものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る I P 通信網契約者から請求があったときに限り、I P v 6 通信を提供します。ただし、I P v 6 通信の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。

(イ) メニュー 4 に係る I P v 6 通信については、メニュー 6 - 1 に係る契約者回線との間又は通信の相手先が I P v 6 通信を利用している場合に限り、メニュー 5 に係る I P v 6 通信については、通信の相手先が I P v 6 通信を利用している場合に限り、通信を行うことができます。この場合において I P 通信網契約者は、通信の都度指定する通信相手先識別符号(この付加サービスを利用する通信の相手先を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。)を用いて通信を行うことができます。

(ウ) I P v 6 通信による通信を行う I P 通信網契約者は、符号蓄積機能(1の通信相手先識別符号ごとに、当社の符号蓄積装置へ最大100メガバイトまで又は1ギガバイトまでの符号の蓄積を行うことを可能とする機能をいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

(エ) 当社は、I P v 6 通信による通信を行う I P 通信網契約者が、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。

(オ) I P 通信網契約者は、通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。

(カ) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている符号を消去することがあります。

(キ) 当社は、通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのある符号が当社又は I P 通信網契約者の設置する符号蓄積装置に蓄積されていることを知った場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。

(ク) 当社は、(カ)又は(キ)の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ケ) 当社は、(エ)、(カ)又は(キ)の規定により、現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

	<p>ウ ゲートウェイサービスに関する取扱いは次のとおりとします。</p> <p>(ア) 当社は、メニュー 2 - 1 (メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/s のもの及び臨時 I P 通信網契約に係るものを除きます。) に係る I P 通信網サービスに限り、ゲートウェイサービスを提供します。</p> <p>ただし、ゲートウェイサービスの提供が技術的に困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。</p> <p>(イ) 追加契約者回線に係る通信は、イーサネット方式によるものであって 10 Mbit/s の符号伝送が可能なものとし、</p> <p>(ウ) 追加契約者回線を利用する場合の通信が可能な区域に係る通信又は保守の態様は、その追加契約者回線と同一の契約者回線群に係る契約者回線に準じます。</p> <p>(エ) 1 の契約者回線群において設置できる追加契約者回線の本数は最大 5 までとし、I P 通信網契約者はあらかじめ当社にその数を申し出ていただきます。</p> <p>(オ) ダイヤルアップ回線からの着信については、そのダイヤルアップ回線からの通信が、当社が指定するダイヤルアップ番号をダイヤルして行うもの(当社が別に定めるものに限ります。)であって、あらかじめ登録したそのダイヤルアップ回線に係る電気通信番号を通知するもの限り行うことができます。</p> <p>(カ) 当社は、技術上又は業務の都合上やむを得ない理由があるときはダイヤルアップ番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。</p> <p>(キ) ダイヤルアップ回線からの着信による通信は、同時に最大 10 までの着信が可能なものとし、I P 通信網契約者はあらかじめ当社にその数を申し出ていただきます。</p> <p>(ク) ダイヤルアップ回線を利用した通信について、あらかじめ登録可能な電気通信番号の本数は、最大 100 までとします。</p> <p>エ 当社は、第 51 条(責任の制限)に規定するほか、この欄に規定する付加サービス及び機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
<p>(12) I P v 6 通信等に関する料金の適用</p>	<p>ア I P v 6 通信に関する料金については、その利用の態様に応じて、2 - 4 - 2 (加算額)(1)又は 2 - 5 - 2 (加算額)(1)に規定する加算額を適用します。</p> <p>イ 料金月の初日以外の日により I P v 6 通信の利用開始があった場合又は料金月の初日以外の日により同報通信機能若しくは簡易型通信機能の利用開始があった場合(I P v 6 通信又は同報通信機能若しくは簡易型通信機能の利用開始があった料金月に、その付加サービス又は付加機能の廃止があった場合を除きます。)は、I P v 6 通信を利用可能な場合の加算額(2 - 4 - 2(1)又は 2 - 5 - 2(1)に規定する加算額)又は同報通信機能若しくは簡易型通信</p>

	機能の付加機能利用料（2 - 9 に規定する簡易型通信機能又は同報通信機能の加算額の部分に係るもの）について、その料金月の翌料金月から適用します。
(13) ゲートウェイサービスに関する料金の適用	ゲートウェイサービスに関する料金については、その利用の態様に応じて、2 - 2 - 2（加算額）(1)に規定する加算額を適用します。
(14) 復旧等に伴い収容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的に収容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容 I P 通信網サービス取扱所又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(15) 屋内配線利用料の適用	屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。 ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄について同じとします。）までの配線 イ 1 のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線 ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線使用料の適用を受けている場合は、2 - 4 - 2 (3)の規定にかかわらず、その料金額は適用しません。
(16) メニュー 4 に関する利用料金の適用除外	メニュー 4 に係る I P 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態（DSL 方式に起因する事象であって、契約者回線等の終端に接続される変復調装置（以下「DSL モデム」といいます。）とその DSL モデムと対向して収容 I P 通信網サービス取扱所に設置される変復調装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。）となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り）であって、その I P 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して 20 日以内に、I P 通信網契約者からその旨の申出があり、その I P 通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。

2 料金額

2 - 1 メニュー 1 に関する利用料金

月額

料金種別	単 位	料 金 額
利用料	I P 通信網サービスを利用する 1 の B チャンネルごとに	2,800円 (税込価格 2,940円)

2 2 メニュー 2 に関する利用料金

2 - 2 - 1 基本額

(1) 基本料

ア プラン 1 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額		
メニュー 2 - 1 に 係るもの	メニュー 2 - 1 - 1 に 係るもの	128kb/sのもの		18,000円 (税込価格 18,900円)	
		1.5Mb/s のもの	下記以外のもの	50,000円 (税込価格 52,500円)	
			エコノミークラ スのもの	38,500円 (税込価格 40,425円)	
	メニュー 2 - 1 - 2 に 係るもの	0.5Mb/s ~ 34Mb/sのもの		288,000円 (税込価格 302,400円)	
		35Mb/s ~ 69Mb/sのもの		650,000円 (税込価格 682,500円)	
		70Mb/s ~ 135Mb/sのもの		880,000円 (税込価格 924,000円)	
	メニュー 2 - 1 - 3 に 係るもの	10Mb/sのもの		250,000円 (税込価格 262,500円)	
		100Mb/sのもの		1,110,000円 (税込価格 1,165,500円)	
		1 Gb/s のもの	タイプ 1 のも の	クラス 1 のもの	750,000円 (税込価格 787,500円)
				クラス 2 のもの	907,000円 (税込価格 952,350円)
		タイプ 2 のも の	クラス 1 のもの	386,000円 (税込価格 405,300円)	
			クラス 2 のもの	543,000円 (税込価格 570,150円)	
メニュー 2 - 2 に係る もの	10Mb/sのもの		91,000円 (税込価格 95,550円)		
	100Mb/sのもの		550,000円 (税込価格 577,500円)		
	1 Gb/sのもの		570,000円 (税込価格 598,500円)		

イ プラン2に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分				料 金 額
メニュー 2 - 1 に 係るもの	メニュー 2 - 1 - 1 に係る もの	128kb/sのもの		22,000円 (税込価格 23,100円)
		1.5Mb/s のもの	下記以外のもの	100,000円 (税込価格 105,000円)
			エコノミークラ スのもの	88,500円 (税込価格 92,925円)
	メニュー 2 - 1 - 2 に係る もの	0.5Mb/s ~ 34Mb/sのもの		888,000円 (税込価格 932,400円)
		35Mb/s ~ 69Mb/sのもの		1,550,000円 (税込価格 1,627,500円)
		70Mb/s ~ 135Mb/sのもの		2,080,000円 (税込価格 2,184,000円)
	メニュー 2 - 1 - 3 に係る もの	10Mb/sのもの		470,000円 (税込価格 493,500円)
		100Mb/sのもの		2,090,000円 (税込価格 2,194,500円)
		1 Gb/s のもの	タイプ 1	クラス 1
クラス 2				1,887,000円 (税込価格 1,981,350円)
		タイプ 2	クラス 1	1,366,000円 (税込価格 1,434,300円)
	クラス 2		1,523,000円 (税込価格 1,599,150円)	
メニュー 2 - 2 に係る もの	10Mb/sのもの		311,000円 (税込価格 326,550円)	
	100Mb/sのもの		1,530,000円 (税込価格 1,606,500円)	
	1 Gb/sのもの		1,550,000円 (税込価格 1,627,500円)	

(2) メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/sのものに係る加算料

ア プラン1に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s ~ 1.4Gb/sのもの	伝送速度が100Mbit/sを超える100Mbit/sごとに 46,000円(税込価格 48,300円)を加えた額

イ プラン2に係るもの

利用料 1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s～1.4Gb/sのもの	伝送速度が100Mbit/sを超える100Mbit/sごとに346,000円(税込価格 363,300円)を加えた額

(3) メニュー2 - 2における1Gb/sのものに係る加算料

ア プラン1に係るもの

利用料 1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s～1Gb/sのもの	伝送速度が100Mbit/sを超える100Mbit/sごとに66,000円(税込価格 69,300円)を加えた額

イ プラン2に係るもの

利用料 1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s～1Gb/sのもの	伝送速度が100Mbit/sを超える100Mbit/sごとに366,000円(税込価格 384,300円)を加えた額

(4) メニュー2 - 2におけるグレード2のものに係る加算料

利用料 1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sのもの	15,000円(税込価格 15,750円)
100Mb/sのもの	190,000円(税込価格 199,500円)
1Gb/sのもの	190,000円(税込価格 199,500円)

(5) 回線利用料

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線利用料	メニュー 2 - 1 - 1 のもの	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の基本額（長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用等を適用していないものに限ります。）と同額
	メニュー 2 - 1 - 2 のもの	その契約者回線を同一内容の A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の基本額（長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用等を適用していないものに限ります。）と同額
備考		
1 回線利用料はメニュー 2 - 1 - 1 又はメニュー 2 - 1 - 2 に係る契約者回線に限り適用します。		
2 メニュー 2 - 1 - 2 に係る契約者回線が取扱所交換設備に收容される部分は、0.5Mb/s～34Mb/sの品目にあつてはその契約者回線を同一内容の第 1 種 A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される 1 芯式のもの、35Mb/s～135Mb/sの品目にあつては 2 芯式のものと同額をそれぞれ適用します。		

2 - 2 - 2 加算額

(1) ゲートウェイサービスを利用する場合の加算額

ア 基本料

1 契約者回線群ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
ゲートウェイサービス	50,000円(税込価格 52,500円)

イ 追加契約者回線を利用する場合の加算額

1 追加契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
追加契約者回線加算額	10,000円(税込価格 10,500円)

ウ ダイアルアップ回線による通信を利用する場合の加算額

月額

料 金 種 別		単 位	料 金 額
ダイアルアップ回線による通信を利用する場合	同時に行うことができる着信の数が 1 の場合	1 契約者回線群ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
	同時に行うことができる着信の数が 2 以上の場合の加算額	同時に行うことができる着信の数が 1 を超える 1 ごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)

(2) 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外にあるとき(3)に該当する場合を除きます。)

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに月額

区 分	料 金 額
区域外線路	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。)と同額

(3) 契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
異経路の線路	メニュー2-1-1のもの	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(その専用回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
	メニュー2-1-2のもの	その契約者回線を同一内容のATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(その専用回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
	メニュー2-1-3における10Mb/s又は100Mb/sのもの(その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)	その契約者回線をLAN型通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
	メニュー2-1-3における1Gb/sのもの又はメニュー2-2における1Gb/sのもの(その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)	その契約者回線をメニュー5に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額

(4) 回線終端装置利用料

月額

料 金 種 別	料 金 額
回線終端装置	その契約者回線を、メニュー2-1-1のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー2-1-2のものにあつては同一内容のATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される回線終端装置専用料と同額
備考	回線終端装置は、メニュー2-1-1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものに限ります。)及びメニュー2-1-2のもの(1芯式の契約者回線を利用したのものに限ります。)に係るIP通信網契約においてのみ提供します。

(5) 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
配線	メニュー 2 - 1 - 1 又はメニュー 2 - 1 - 2 用のもの	その契約者回線を、メニュー 2 - 1 - 1 のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー 2 - 1 - 2 のものにあつては同一内容の A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される屋内配線専用料と同額
	メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/s 用のもの	2,000円(税込価格 2,100円)
	クラス 1 のもの	4,000円(税込価格 4,200円)
	クラス 2 のもの	2,000円(税込価格 2,100円)
メニュー 2 - 2 における 1 Gb/s 用のものもの		2,000円(税込価格 2,100円)
備考 屋内配線は、メニュー 2 - 1 - 1 のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものを除きます。)メニュー 2 - 1 - 2 のもの(2芯式の契約者回線を利用したものに限ります。)メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/s のもの及びメニュー 2 - 2 における 1 Gb/s のものに係る I P 通信網契約においてのみ提供します。		

(6) 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
回線接続装置	その契約者回線を、メニュー 2 - 1 - 1 のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー 2 - 1 - 2 のものにあつては同一内容の A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される機械専用料と同額
備考 回線接続装置は、メニュー 2 - 1 - 1 のもの(1.5Mb/s品目のエコノミークラスのものを除きます。)及びメニュー 2 - 1 - 2 のもの(2芯式の契約者回線を利用したものに限ります。)に係る I P 通信網契約においてのみ提供します。	

2 3 メニュー3に関する利用料金

2 - 3 - 1 メニュー3 - 1に係る利用料

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
5 GBのもの	148,000円 (税込価格 155,400円)
10GBのもの	208,000円 (税込価格 218,400円)
20GBのもの	328,000円 (税込価格 344,400円)
30GBのもの	448,000円 (税込価格 470,400円)
50GBのもの	688,000円 (税込価格 722,400円)
100GBのもの	1,288,000円 (税込価格 1,352,400円)

2 - 3 - 2 メニュー3 - 2に係る利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sのもの	250,000円 (税込価格 262,500円)
100Mb/sのもの	850,000円 (税込価格 892,500円)

2 - 4 メニュー 4 に関する利用料金

2 - 4 - 1 利用料

(1) タイプ 1 のもの

1 契約者回線又は 1 利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1 Mb/sのもの 1,600円 (税込価格 1,680円)
	1.5Mb/sのもの 2,600円 (税込価格 2,730円)
	8 Mb/sのもの 2,650円 (税込価格 2,782.5円)
	12Mb/sのもの 2,700円 (税込価格 2,835円)
	40Mb/sのもの 2,750円 (税込価格 2,887.5円)
	47Mb/sのもの 2,800円 (税込価格 2,940円)
契約者回線型サービスに係るもの	1 Mb/sのもの 2,950円 (税込価格 3,097.5円)
	1.5Mb/sのもの 4,550円 (税込価格 4,777.5円)
	8 Mb/sのもの 4,750円 (税込価格 4,987.5円)
	12Mb/sのもの 4,850円 (税込価格 5,092.5円)
	40Mb/sのもの 4,950円 (税込価格 5,197.5円)
	47Mb/sのもの 5,050円 (税込価格 5,302.5円)

(2) タイプ 2 のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 7,050円 (税込価格 7,402.5円)
	8 Mb/sのもの 7,250円 (税込価格 7,612.5円)
	12Mb/sのもの 7,350円 (税込価格 7,717.5円)
	40Mb/s プラン 1 のもの 7,450円 (税込価格 7,822.5円)

		プラン 2 のもの	11,000円 (税込価格 11,550円)
	47Mb/s のもの	プラン 1 のもの	7,550円 (税込価格 7,927.5円)
		プラン 2 のもの	11,000円 (税込価格 11,550円)

2 - 4 - 2 加算額

(1) I P v 6 通信を利用する場合の加算額

ア 基本料

1 契約者回線等ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
I P v 6 通信	300円(税込価格 315円)

イ 2 以上の通信相手先識別符号を利用する場合の加算額

1 通信相手先識別符号ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
通信相手先識別符号	200円(税込価格 210円)

ウ 符号蓄積装置に蓄積可能な符号容量が最大 1 ギガバイトまでのもの
の場合の加算額

1 通信相手先識別符号ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
最大 1 ギガバイトまでのもの	300円(税込価格 315円)

エ I P v 6 通信に加えて、当社が設置する電気通信設備からの着信により、符号蓄積装置に蓄積された符号の読み出しを可能とする場合の
加算額

1 通信相手先識別符号ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
符号の読み出しを可能とするもの	200円(税込価格210円)

(2) その契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービスに係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

(3) 端末設備に係るもの

ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
配線	60円(税込価格 63円)

イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

(ア) 基本料

機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料金額		
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)	1 Mb/s用のもの、1.5 Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	440円 (税込価格 462円)
		40Mb/s用のもの又は47 Mb/s用のもの	490円 (税込価格 514.5円)
	帯域分離多重装置(スプリッタ)		50円 (税込価格 52.5円)
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(ADSLモデム内蔵IP電話ルータ)	1 Mb/s用のもの、1.5 Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	440円 (税込価格 462円)
		40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	490円 (税込価格 514.5円)
	ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話ルータ)		380円 (税込価格 399円)
	簡易ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話アダプタ)		380円 (税込価格 399円)
	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(ADSLモデム内蔵IP電話ルータ無線LANセット)	基本装置	900円 (税込価格 945円)
		増設装置	300円 (税込価格 315円)
	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話ルータ無線LANセット)	基本装置	680円 (税込価格 714円)
増設装置		300円 (税込価格 315円)	
備考			
1 帯域分離多重装置は、利用回線型サービスに係る利用回線に限り提供します。			
2 変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置、ルータ機能付IP電話			

対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P 電話サービスの利用が可能なものとしします。

3 当社は、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置については、基本装置を利用する I P 通信網契約者に限り増設装置（当社が別に定める数までとしします。）を提供しします。

4 無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置又は無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとしします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。

(イ) タイプ 2 のものに係る加算料

機器利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービス	500円(税込価格 525円)

2 - 5 メニュー 5 に関する利用料金

2 - 5 - 1 利用料

(1) 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額	
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの	クラス 1 に係るもの	46,500円 (税込価格 48,825円)
			クラス 2 に係るもの	40,000円 (税込価格 42,000円)
		プラン 2 に係るもの	クラス 1 に係るもの	15,500円 (税込価格 16,275円)
			クラス 2 に係るもの	9,000円 (税込価格 9,450円)
		プラン 3 - 1 に係るもの	4,100円 (税込価格 4,305円)	
		1 Gb/sのもの	40,000円 (税込価格 42,000円)	
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン・ミニに係るもの	グレード 1 - 1 に係るもの	3,500円 (税込価格 3,675円)
			グレード 1 - 2 に係るもの	3,500円 (税込価格 3,675円)
			グレード 2 に係るもの	3,500円 (税込価格 3,675円)
		プラン 1 に係るもの	グレード 1 - 1 に係るもの	2,900円 (税込価格 3,045円)
			グレード 1 - 2 に係るもの	2,900円 (税込価格 3,045円)
			グレード 2 に係るもの	2,900円 (税込価格 3,045円)
		プラン 2 に係るもの	グレード 1 - 1 に係るもの	2,500円 (税込価格 2,625円)
			グレード 1 - 2 に係るもの	2,500円 (税込価格 2,625円)
			グレード 2 に係るもの	2,500円 (税込価格 2,625円)
		46Mb/sのもの	3,500円 (税込価格 3,675円)	

備考 メニュー 5 における提供の形態による細目が 型のものに係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数は、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 1 に係るものにあつては合わせて最大50まで、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2

に係るものにあっては合わせて最大10まで、その他のものにあっては合わせて最大5までとしていただきます。

(2) タイプ2のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
メニュー5 1に係るもの	3,000円 (税込価格 3,150円)
メニュー5 2に係るもの	2,000円 (税込価格 2,100円)
備考 タイプ2のものに係る加算料は、サービスクラスによる細目がクラス1のものを除いて、適用します。	

2 - 5 - 2 加算額

(1) I P v 6 通信を利用する場合の加算額

ア 基本料

1 契約者回線等ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
I P v 6 通信	300円(税込価格 315円)

イ 2以上の通信相手先識別符号を利用する場合の加算額

1 通信相手先識別符号ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
通信相手先識別符号	200円(税込価格 210円)

ウ 符号蓄積装置に蓄積可能な符号容量が最大1ギガバイトまでのものの場合の加算額

1 通信相手先識別符号ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
最大1ギガバイトまでのもの	300円(税込価格 315円)

エ I P v 6 通信に加えて、当社が設置する電気通信設備からの着信により、符号蓄積装置に蓄積された符号の読み出しを可能とする場合の加算額

1 通信相手先識別符号ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
符号の読み出しを可能とするもの	200円(税込価格210円)

(2) 契約者回線が異経路となる場合の加算額

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
異経路の線路	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

(3) 屋内配線設備の部分

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
ア 基本料	200円(税込価格 210円)
イ 加算料	800円(税込価格 840円)
備考	
<p>1 屋内配線設備の部分に係る加算額は、基本料についてはメニュー5 - 1に係る契約者回線に、加算料については、メニュー5 - 1のもの及びメニュー5 - 2における品目が100Mb/sであって、契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものに係る契約者回線に適用します。</p> <p>2 加算料については、その契約者回線がある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の当社が指定する線路設備（当社が設置した部分に限ります。）のすべてが1芯の形態のものである場合以外の場合（当社が暫定的に1芯の形態のものとした場合を含みます。）に限り適用します。</p>	

(4) 回線終端装置利用料

ア 基本料

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額	
回線終端装置	メニュー5 - 1のもの	900円 (税込価格 945円)	
	メニュー5 - 2のもの	46Mb/sのもの	1,300円 (税込価格 1,365円)
		100Mb/sのもの	900円 (税込価格 945円)
備考 メニュー5 - 2のもののうち100Mb/sのものに係る回線終端装置利用料は、契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものに係る契約者回線に限り適用します。			

イ クラス1のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
回線終端装置	500円(税込価格 525円)

(5) 端末設備に係るもの
当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区		分		料金額	
回線接続装置	配線設備多重装置（契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とIP通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置）	型（PNA方式によるもの）		350円 (税込価格 367.5円)	
		型（VDSL方式によるもの）	最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350円 (税込価格 367.5円)	
			最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350円 (税込価格 367.5円)	
	ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話ルータ）				380円 (税込価格 399円)
	簡易ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話アダプタ）				380円 (税込価格 399円)
	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話ルータ無線LANセット）		基本装置		680円 (税込価格 714円)
増設装置			300円 (税込価格 315円)		
映像信号復号化装置（映像受信装置）		型（型以外のもの）		500円 (税込価格 525円)	
		型（H.264方式が利用可能なもの）		500円 (税込価格 525円)	
無線LAN対応型映像信号復号化装置（映像受信装置無線LANセット）		基本装置		800円 (税込価格 840円)	

備考

- 当社は、配線設備多重装置については、メニュー5-2（46Mb/sの品目のもの及び品目が100Mb/sであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。）に係る契約者回線に限り提供します。
- 配線設備多重装置の提供を受けるIP通信網契約者は、そのIP通信網契約者が属する契約者グループごとに、上記の3種類の中からいずれか1つを選択していただきます。
ただし、100Mb/sのものにおけるプラン・ミニ、プラン2におけるグレード1-2のものであって提供の形態による細目が型のもの又は提供の形態による細目が型のものに係るIP通信網契約者は、型（VDSL方式によるもの）のものうち最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもののみ利用することができます。
- 当社は、提供の形態による細目が型のものについては、1の契約者グループに係るすべてのIP通信網契約者が配線設備多重装置を利用する場合に限り、配線設備多重装置を提供します。
- 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著し

く低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

- 5 配線設備多重装置、ルータ機能付 I P 電話対応装置又は無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 6 ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P 電話サービスの利用が可能なものとします。
- 7 当社は、無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置については、基本装置を利用する I P 通信網契約者に限り増設装置（当社が別に定める数までとします。）を提供します。
- 8 無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式(当社が別に定めるものとします。)により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 9 当社は、映像信号復号化装置における 型のもの及び無線 L A N 対応型映像信号復号化装置については、メニュー 5 における提供の形態による細目が 型のものに係る I P 通信網契約者に限り提供します。

2 - 6 メニュー 6 に関する利用料金

(1) メニュー 6 - 1 に係る利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	800,000円 (税込価格 840,000円)
200Mb/sのもの	1,600,000円 (税込価格 1,680,000円)
1 Gb/sのもの	3,000,000円 (税込価格 3,150,000円)
2 Gb/sのもの	6,000,000円 (税込価格 6,300,000円)

(2) メニュー 6 - 2 に係る利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	800,000円 (税込価格 840,000円)
200Mb/sのもの	1,600,000円 (税込価格 1,680,000円)
300Mb/sのもの	2,400,000円 (税込価格 2,520,000円)
400Mb/sのもの	3,200,000円 (税込価格 3,360,000円)
600Mb/sのもの	4,800,000円 (税込価格 5,040,000円)
1 Gb/sのもの	2,800,000円 (税込価格 2,940,000円)
2 Gb/sのもの	5,600,000円 (税込価格 5,880,000円)

2 - 7 メニュー 7 に関する利用料金(I P 通信網契約に係るものに限ります。)

月額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
利用料	2 契約者識別符号までご とに	900円(税込価格 945円)

2 - 8 メニュー 8 に関する利用料金

2 - 8 - 1 基本額

(1) 利用回線型サービスに係るもの

1 利用回線につき 1 の V P N グループ利用者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額
クラス 1 のもの	その V P N グループに属する利用回線の数の上限が10のもの	1,800円 (税込価格 1,890円)
	その V P N グループに属する利用回線の数の上限が30のもの	3,000円 (税込価格 3,150円)
	その V P N グループに属する利用回線の数の上限が100のもの	10,000円 (税込価格 10,500円)
	その V P N グループに属する利用回線の数の上限が300のもの	30,000円 (税込価格 31,500円)
	その V P N グループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの	100,000円 (税込価格 105,000円)
クラス 2 のもの		1,800円 (税込価格 1,890円)

(2) 契約者回線型サービスに係るもの

1 契約者回線又は 1 回線収容部ごとに月額

区 分			料 金 額
10Mb/sのもの	グレード 1 のもの		240,000円 (税込価格 252,000円)
	グレード 2 のもの		245,000円 (税込価格 257,250円)
100Mb/sのもの	グレード 1 のもの	タイプ 1 のもの	980,000円 (税込価格 1,029,000円)
		タイプ 2 のもの	1,000,000円 (税込価格 1,050,000円)
	グレード 2 のもの		985,000円 (税込価格 1,034,250円)

2 - 8 - 2 加算額

(1) 契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
異経路の線路	100Mb/sのものにおけるタイプ2のもの（その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものを除きます。）	その契約者回線をメニュー5に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額（その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額

(2) 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
配線	100Mb/sのものにおけるタイプ2用のもの	2,000円(税込価格 2,100円)
備考 屋内配線は、100Mb/sのものにおけるタイプ2のものに限り提供します。		

2 9 付加機能利用料

(1) (2)以外のもの

区 分		単 位	料金額 (月額)
グループ設定機能	メニュー2-1 (メニュー2-1-3における1Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線について、あらかじめ登録した契約者回線番号に係る契約者回線等 (メニュー1に係るものに限ります。)からの通信 (発信者番号通知を行う通信に限ります。)のみを許容する機能	ア 登録可能番号数 (1の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる契約者回線番号の数をいいます。以下同じとします。)が100以内のもの	1 契約者回線ごとに 3,000円 (税込価格 3,150円)
		イ 登録可能番号数が300以内のもの	1 契約者回線ごとに 5,000円 (税込価格 5,250円)
		ウ 登録可能番号数が1,000以内のもの	1 契約者回線ごとに 10,000円 (税込価格 10,500円)
備考	<p>1 IP通信網契約者は、登録可能番号数に応じて、上記の3種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の契約者回線番号を消去することがあります。</p>		
発信者識別符号認証代行機能	メニュー2-1 (メニュー2-1-3における1Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号 (契約者回線等 (メニュー2、メニュー3、メニュー5における提供の形態による細目が 型のもの、メニュー6及びメニュー7に係るものを除きます。)からの着信の際に発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、契約者回線に係るIP通信網契約者が割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用した通信のみを許容する機能	ア 登録可能番号数 (1の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる発信者識別符号の数をいいます。以下同じとします。)が50以内のもの (プラン1)	1 契約者回線ごとに 12,000円 (税込価格 12,600円)
		イ 登録可能番号数が100以内のもの (プラン2)	1 契約者回線ごとに 18,000円 (税込価格 18,900円)
		ウ 登録可能番号数が300以内のもの (プラン3)	1 契約者回線ごとに 30,000円 (税込価格 31,500円)

		ラン 3)		
		エ 登録可能符 号数が500以 内のもの(プ ラン4)	1 契約者回 線ごとに	45,000円 (税込価格 47,250円)
		オ 登録可能符 号数が1,000 以内のもの (プラン5)	1 契約者回 線ごとに	60,000円 (税込価格 63,000円)
		カ 登録可能符 号数が2,000 以内のもの (プラン6)	1 契約者回 線ごとに	80,000円 (税込価格 84,000円)
		キ 登録可能符 号数が3,000 以内のもの (プラン7)	1 契約者回 線ごとに	100,000円 (税込価格 105,000円)
備考	<p>1 IP通信網契約者は、登録可能符号数に応じて、上記の7種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。</p> <p>3 発信者番号通知機能を利用するIP通信網契約者は、発信者識別符号に加えて契約者回線等番号をあらかじめ登録することにより、着信に際して発信者を識別することができます。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の発信者識別符号及び契約者回線等番号を消去することがあります。</p> <p>5 IP通信網契約者及び発信者は、発信者識別符号等の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>6 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
閉域グループ内通信機能(フレッツ・ゲル	メニュー1、メニュー4又はメニュー5(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1に係るもの及びメニュー5における提供の形態による細目が型のものを除きます。)に係る契約者回線等について、その契約者回線等とそのIP通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線等からな	ア その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のもの(フレッツ・グループアクセスライト)	1 契約者回線等につき1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号(この機能を利用するIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。)ごとに	700円 (税込価格 735円)

IPアクセス)	るグループ(閉域グループ内通信機能の区分が同一のものとし、以下「閉域グループ」といいます。)内の任意の契約者回線等との間において、IP通信網のみを介した通信を可能とする機能	イ その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が30のもの(フレッツ・グループアクセスプロ)	1 契約者回線等につき1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	4,500円 (税込価格 4,725円)
備考	<p>1 IP通信網契約者は、その閉域グループに係るIP通信網契約者が2人以上であるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者(その閉域グループに属することとなるすべてのIP通信網契約者の同意に基づき指定される者であって、その閉域グループに属する他のIP通信網契約者に代って、代表者の変更等の当社への請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行う者)とします。以下同じとします。)と定め、これを当社に届け出ていただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者(その閉域グループに係るIP通信網契約者が2人以上となる場合は代表者とします。以下「IP通信網契約者等」といいます。)からの請求により閉域グループを設定します。</p> <p>3 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、そのIP通信網契約者が指定する閉域グループに係る閉域グループ内通信機能の提供を行います。この場合、IP通信網契約者は、その閉域グループに係るすべてのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。</p> <p>4 IP通信網契約者等は、閉域グループ内通信機能の区分の変更に係る請求を行うことはできません。</p> <p>5 IP通信網契約者は、当社が別に定めるところにより付与する閉域グループ番号(閉域グループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。)及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号を通信の都度指定することにより通信を行うことができます。</p> <p>6 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、5に規定する閉域グループ番号及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。</p> <p>7 閉域グループ内通信機能の区分がイのものに係るIP通信網契約者は、その閉域グループに係る通信を開始した時刻及び通信を終了した時刻の情報について、その閉域グループに係るIP通信網契約者等が閲覧できることを同意していただきます。</p> <p>8 IP通信網契約者は、5に規定するグループ内通信機能利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>9 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
簡易型通信機能	IP v 6 通信による通信において、IP通信網契約者が簡易型通信識別番号(この機能を利用する通信の相手先を識別するために当社が別に定めるところにより付与する番号をいいます。以下同じとします。)又は協定事業者が定める識別番号(当社が別に定めるものを	1 契約者回線等につき1簡易型通信識別番号ごとに	200円 (税込価格 210円)	

	<p>いいいます。以下この欄において同じとします。)を用いて、通信を行うことを可能とする機能</p>		
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは簡易型通信識別番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。 2 IP通信網契約者は、簡易型通信識別番号の適正な管理に努めていただきます。 3 この機能を利用した通信については、1(適用)(II)のイ(イ)の規定にかかわらず、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点(当社が別に定めるものに限り、以下この欄において同じとします。)との間又は通信の相手先がこの機能を利用している場合に限り、通信を行うことができます。 4 この機能を利用した通信については、当社が別に定めるところによりそのIP通信網契約者に係る簡易型通信識別番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知します。ただし、この機能を利用するIP通信網契約者が、当社が別に定めるところによりそのIP通信網契約者に係る簡易型通信識別番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知することを拒むときは、その簡易型通信識別番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知しません。 5 相互接続点との間の通信(以下この欄において「相互接続通信」といいます。)を行うIP通信網契約者は、その相互接続通信を行う際に、当社がその相互接続通信に係る簡易型通信識別番号等相互接続のために必要となる情報を、その相互接続通信に係る協定事業者へ通知することについて、同意していただきます。 6 IP通信網契約者がこの機能を利用して行う相互接続通信及び他社相互接続通信(協定事業者(当社が別に定める者に限り、)の電気通信設備に係る通信をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る料金について、協定事業者(当社が別に定める者に限り、)の契約者の支払いを要する料金については協定事業者が設定するものとし、IP通信網契約者の支払いを要する料金については当社が設定するものとし、この表に規定する料金額を適用します。 7 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害(簡易型通信識別番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。 <p>(注) IP通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた簡易型通信識別番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p>		
<p>通信相手先選択</p>	<p>IPv6通信における符号蓄積機能について、当社が別に定めるところによりあらかじめ登録した通信相手先識別符号以外の通信相手先識別符号に係る通信について、当社の符号蓄積装置へメッセージ及び符号の蓄積を許さない機能</p>	<p>1 契約者回線等ごとに</p>	

機能	備考	当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。					
同報通信機能	メニュー6に係る契約者回線について、この機能を利用するIP通信網契約者が送信した符号をIP通信網内において複製し、そのIP通信網契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線等からなるグループ（以下「マルチキャストグループ」といいます。）へ送信を行うことを可能とする機能	基本額	メニュー6-1に係るもの	100Mb/s又は200Mb/sの品目に係るもの	1契約者回線につき1マルチキャストグループごとに	350,000円 (税込価格367,500円)	
				1Gb/s又は2Gb/sの品目に係るもの	1契約者回線につき1マルチキャストグループごとに	2,500,000円 (税込価格2,625,000円)	
			メニュー6-2に係るもの		100Mb/sの品目に係るもの又は200Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの	1契約者回線につき1マルチキャストグループごとに	350,000円 (税込価格367,500円)
					200Mb/sの品目におけるクラス1に係るもの又は400Mb/sの品目に係るもの	1契約者回線につき1マルチキャストグループごとに	700,000円 (税込価格735,000円)
					300Mb/s又は600Mb/sの品目に係るもの	1契約者回線につき1マルチキャストグループごとに	1,050,000円 (税込価格1,102,500円)
					1Gb/s又は2Gb/sの品目に係るもの	1契約者回線につき1マルチキャストグループごとに	2,500,000円 (税込価格2,625,000円)
					加算額		

備考

- 1 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 2 この機能を利用する1の契約者回線において利用することができるマルチキャストグループの数は、最大16までとします。
- 3 IP通信網契約者は、その契約者回線（200Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの又は400Mb/s、600Mb/s若しくは2Gb/sの品目に係るもの）に限ります。以下、この欄において同じとします。）について、この機能を利用して行う通信に係る伝送速度については、次表のとおりとしていただきます。なお、IP通信網契約者は、その契約者回線において、この機能を利用した通信を行っているときは、この機能を利用した通信に加えて、その契約者回線に係る最大の伝送速度からこの機能を利用した通信に係る伝送速度に2を乗じた伝送速度を差し引いた伝送速度までの通信を利用することができます。

区 分	伝送速度
200Mb/sの品目におけるクラス2に係るもの	最大100Mbit/sまで
400Mb/sの品目に係るもの	最大200Mbit/sまで
600Mb/sの品目に係るもの	最大300Mbit/sまで
2Gb/sの品目に係るもの	最大1Gbit/sまで

契約者回線着信機能（フレック・アクセスポート）

契約者回線（メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン1に係るものであって、提供の形態による細目が型のものに限ります。）について、契約者回線等（メニュー5-1における100Mb/sのものであって通信の態様による細目がプラン1のもの、メニュー5における提供の形態による細目が型のもの、メニュー6及びメニュー7に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）との間の通信を、契約者回線着信機能識別符号（この機能を利用する契約者回線及びこの機能を利用した通信の相手先に係る契約者回線等を識別するために、この機能を利用するIP通信網契約者が当社にあらかじめ登録する英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めると	同時に通信を行うことができる相手先の数が2のもの	1契約者回線ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)
	同時に通信を行うことができる相手先の数が4のもの	1契約者回線ごとに	23,000円 (税込価格 24,150円)
	同時に通信を行うことができる相手先の数が6のもの	1契約者回線ごとに	31,000円 (税込価格 32,550円)
	同時に通信を行うことができる相手先の数が8のもの	1契約者回線ごとに	39,000円 (税込価格 40,950円)
	同時に通信を行うことができる相手先の数が10のもの	1契約者回線ごとに	47,000円 (税込価格 49,350円)
	同時に通信を行うことができる相手先の数が20のもの	1契約者回線ごとに	85,000円 (税込価格 89,250円)
	同時に通信を行うことができる相手先の数が30のもの	1契約者回線ごとに	123,000円 (税込価格 129,150円)
	同時に通信を行うことができる相手先の数が40のもの	1契約者回線ごとに	161,000円 (税込価格 169,050円)

	<p>ころにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を用いた契約者回線等からの着信により行うことができる機能</p>	<p>同時に通信を行うことができる相手先の数が60のもの</p>	<p>1 契約者回線ごとに</p>	<p>233,000円 (税込価格 244,650円)</p>
		<p>同時に通信を行うことができる相手先の数が80のもの</p>	<p>1 契約者回線ごとに</p>	<p>305,000円 (税込価格 320,250円)</p>
備考	<p>1 IP通信網契約者が登録可能な契約者回線着信機能識別符号の数は、最大100までとします。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の都合上やむを得ない理由があるときは契約者回線着信機能識別符号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。</p> <p>3 この機能を利用するIP通信網契約者及びこの機能を利用した通信の相手先のIP通信網契約者は契約者回線着信機能識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>4 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
蓄積符号暗号化機能	<p>メニュー3-1に係る契約者回線について、サーバ装置に蓄積する蓄積符号電子ファイル（1の通信で利用可能な符号からなる電子ファイルをいいます。以下同じとします。）を、暗号鍵情報（蓄積符号電子ファイルの暗号化を行うために当社が作成する符号列情報をいいます。以下同じとします。）を用いて暗号化することにより、その契約者回線と当社が復号鍵情報（暗号化された蓄積符号電子ファイルの復号化を行うために当社が作成する符号列情報をいいます。以下同じとします。）を付与した契約者回線等（メニュー1、メニュー4及びメニュー5における提供の形態による細目が型のものに係るもの（通信の付加サービスであるIPv6通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。）に限ります。）との間の、その暗号化した蓄積符号電子ファイルに係る通信を可能とする機能</p>		<p>1 契約者回線ごとに</p>	<p>100,000円 (税込価格 105,000円)</p>
備考	<p>1 IP通信網契約者は、復号鍵情報の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>2 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
無線アクセス機能（フレッツ	<p>メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者について、無線契約者識別符号（この機能を利用するIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）を用いて、そのIP</p>	<p>ア 型（型以外のもの）</p>	<p>2 無線契約者識別符号までごとに</p>	<p>800円 (税込価格 840円)</p>
		<p>イ 型（メニュー5における提供の形態による細目が型のものに</p>	<p>2 無線契約者識別符号までごとに</p>	<p>800円 (税込価格 840円)</p>

・スポット)	通信網契約者が指定する2までの移動無線装置から無線基地局設備を経由した通信を行うことを可能とする機能	係るもの)		
	備考	<p>1 この機能には、認証方式による区分として、型のもの及び型のものについて、それぞれタイプ1のもの(タイプ2以外のものをいいます。以下同じとします。)とタイプ2のもの(通信を行うためのIP通信網契約者の認証においてIEEE802.1Xに規定する方式を使用するものをいいます。以下同じとします。)があります。</p> <p>2 IP通信網契約者は、無線契約者識別符号ごとに1に規定するタイプ1のもの又はタイプ2のものからあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>3 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは1に規定するタイプ1のものとタイプ2のものとの間の区分の変更を行います。</p> <p>4 IP通信網契約者等は、型のものとの間の区分の変更に係る請求を行うことはできません。</p> <p>5 当社は、技術上又は業務の遂行上、型のものから型のものへの区分の変更を行う場合があります。この場合、変更後の認証方式による区分は変更前のものと同一のものとしします。</p> <p>6 当社は、5の規定により区分を変更するときは、あらかじめIP通信網契約者にそのことを通知します。</p> <p>7 IP通信網契約者は、無線契約者識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>8 IP通信網契約者は、1のIP通信網契約につき当社が別に定める数までの移動無線装置に限り、この機能を利用することができます。</p> <p>9 IP通信網契約者は、この機能を利用した通信を無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することができます。</p> <p>10 IP通信網契約者は、あらかじめ指定した移動無線装置の通信の方式等により、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送を行うことができます。</p> <p>11 この機能を利用した通信については、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2(メニュー2-1-3における1Gb/sのものであってタイプ2のもの又はメニュー2-2におけるグレード2のものに限ります。)若しくはメニュー3に係る契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。)との間において行うことができます。</p> <p>12 IP通信網契約者は、当社がそのIP通信網契約者を認証するために必要な移動無線装置に関する情報をあらかじめ当社に申し出てください。</p> <p>13 当社は、無線区間における通信についてはIEEE802.11に、タイプ2のものにおける通信を行うための認証についてはIEEE802.1Xに準拠した方式を用いますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。</p> <p>14 IP通信網契約者は、この機能を利用した通信を用いて、別記13に定める有料情報サービスを利用することはできません。</p> <p>15 この機能の提供を受けるIP通信網契約者は、特定事業者の契約約款等の規定に基づいて、その特定事業者が提供する特定電気通信サービスを利用することができます。</p> <p>16 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

同時通信可能着信先数追加機能（フレックス・セッションプラス）	メニュー4又はメニュー5に係る契約者回線等について、同時に通信が可能な着信先（当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。）の数を当社が別に定める数まで追加することを可能とする機能	ア 型（型以外のもの）	追加する1の着信先ごとに	300円 (税込価格315円)	
		イ 型（メニュー5における提供の形態による細目が型のものに係るもの）	追加する1の着信先ごとに	300円 (税込価格315円)	
備考	<p>1 IP通信網契約者等は、区分の変更に係る請求を行うことはできません。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上、型のものから型のものへの区分の変更を行う場合があります。</p> <p>3 当社は、2の規定により区分を変更するときは、あらかじめIP通信網契約者にそのことを通知します。</p> <p>4 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>				
発信者番号通知機能	この機能を利用するメニュー4又はメニュー5における提供の形態による細目が型のものに係る契約者回線等から行う通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、その契約者回線等に係る契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知することを可能とする機能				
備考	<p>1 この機能を利用するIP通信網契約者が、当社が別に定めるところにより発信者番号通知を拒むときは、その契約者回線等の契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知しません。</p> <p>2 当社は、契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。</p>				
発信者番号等受信機能	この機能を利用する契約者回線（メニュー2に係るもの又はメニュー5に係るもの（提供の形態による細目が型のものであって、契約者回線着信機能を利用しているもの）に限り、以下この欄において同じとします。）に限りま	アメニュー2に係るもの	(ア) (イ)から(エ)以外の場合	1契約者回線ごとに	9,800円 (税込価格10,290円)
			(イ) メニュー2-1-2における35Mb/sから69Mb/sの品目のもの並びにメニュー2-2における10Mb/s及び100Mb/sの品目のものであ	1契約者回線ごとに	19,600円 (税込価格20,580円)

	す。)へ通知される発信者番号等（発信に係る契約者回線等の契約者回線等番号その他当社が別に定める番号等をいいます。以下同じとします。）を受信することができる機能	ってグレード2のものの場合		
		(ウ) メニュー2 - 1 - 2における70Mb/sから135Mb/sの品目のもの又はメニュー2 - 1 - 3における100Mb/sの品目のもの場合	1 契約者回線ごとに	29,400円 (税込価格 30,870円)
		(エ) メニュー2 - 1 - 3における1 Gb/sの品目のもの及びメニュー2 - 2における1 Gb/sの品目のもの場合	1 契約者回線につきその契約者回線の細目に係る伝送速度について100Mb/sごとに	9,800円 (税込価格 10,290円)
		イ メニュー5に係るもの	1 契約者回線ごとに	9,800円 (税込価格 10,290円)
備考	<p>メニュー2 - 1 - 3における1 Gb/sの品目のものについては、その契約者回線の細目に係る伝送速度について100Mb/sごとに設定される着信回線種別単位に、この機能を利用することができます。</p> <p>(注1) IP通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた発信者番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>(注2) この機能を利用する契約者回線は、メニュー5に係るIP通信網契約者から行う通信（帯域確保機能を利用したものに限り。）により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。</p> <p>(注3) この機能を利用する契約者回線（メニュー2 - 2におけるグレード2のものを除きます。）は、メニュー1に係るIP通信網契約者から行う通信により通知されるその利用回線の契約者回線番号を受信することができません。</p>			
優先帯域拡張機能	メニュー5（メニュー5 - 1の品目が100Mb/sにおけるプラン3 - 1のものであって、提供の形態による細目が型のものに限り。）に係る契約者回線において、優先制御識別子が付与された通信について優先的に伝送する帯域の上限を拡張することにより当社が別に定めるサービスの利用が可能となる機能	1 契約者回線ごとに		1,100円 (税込価格 1,155円)

	備考	当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。			
端末監視機能 (フレッツVPNあんしんサポートプラス)	この機能を利用する契約者回線(メニュー2-1に係るもの(メニュー2-1-3における1Gb/sのものを除きます。以下この表において同じとします。)又はメニュー5に係るもの(提供の形態による細目が型のものであって、契約者回線着信機能を利用しているもの)に限ります。以下この表において同じとします。)に限り、及びその契約者回線の通信の相手先となる契約者回線等に接続される自営端末設備(当社が別に定めるもの)に限り、稼働状況を確認するための監視信号を、IP通信網サービス取扱所内に設置される監視装置からその自営端末設備との間において送受信し、その自営端末設備が稼働していないおそれがあると当社が判断した場合にその旨をこの機能を利用するIP通信網契約者に通知した上で、その監視区間に係る故障診断並びにそのIP通信網契約者及びその通信の相手先となるIP通信網契約	ア メ ニ ュ ー 2 - 1 に 係 る も の	(ア) 登録可能回線数(この機能を利用する1の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる通信の相手先の契約者回線等の数をいいます。以下この表において同じとします。)が10以内のもの	1契約者回線ごとに	11,200円 (税込価格 11,760円)
			(イ) 登録可能回線数が30以内のもの	1契約者回線ごとに	33,600円 (税込価格 35,280円)
			(ウ) 登録可能回線数が50以内のもの	1契約者回線ごとに	56,000円 (税込価格 58,800円)
			(エ) 登録可能回線数が100以内のもの	1契約者回線ごとに	112,000円 (税込価格 117,600円)
			(オ) 登録可能回線数が200以内のもの	1契約者回線ごとに	224,000円 (税込価格 235,200円)
			(カ) 登録可能回線数が300以内のもの	1契約者回線ごとに	336,000円 (税込価格 352,800円)
			(キ) 登録可能回線数が400以内のもの	1契約者回線ごとに	448,000円 (税込価格 470,400円)
			(ク) 登録可能回線数が500以内のもの	1契約者回線ごとに	560,000円 (税込価格 588,000円)
			(ケ) 登録可能回線数が1,000以内のもの	1契約者回線ごとに	1,120,000円 (税込価格 1,176,000円)
			(コ) 登録可能回線数が	1契約者回線ごとに	2,240,000円 (税込価格

者に係る自営端末設備と当社の設置した電気通信設備との間の切分試験等を行う機能		2,000以内のもの		2,352,000円)
	イメニュー5に係るもの	(ア) その契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数が10までのもの	1契約者回線着信機能識別符号ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
		(イ) その契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数が11から30までのもの	1契約者回線着信機能識別符号ごとに	32,000円 (税込価格 33,600円)
(ウ) その契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数が31から80までのもの		1契約者回線着信機能識別符号ごとに	89,600円 (税込価格 94,080円)	

備考

- 1 メニュー2-1に係るIP通信網契約者は、登録可能回線数に応じて、上記の10種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。
- 2 メニュー5に係るものについて、その登録可能回線数は、その契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数の範囲内とします。
- 3 この機能において監視対象とできる自営端末設備の数は、この機能を利用する契約者回線又はその通信の相手先となる1の契約者回線等につき1装置とし、IP通信網契約者は、あらかじめこの機能において監視対象とする自営端末設備の名称及びIPアドレス並びにその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。この場合において、IP通信網契約者は、その契約者回線の通信の相手先となるすべてのIP通信網契約者から、当社がそれらの情報の通知を受けることについての同意を事前に得ていただきます。
- 4 IP通信網契約者は、3の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。
- 5 IP通信網契約者は、当社からこの機能において監視対象となる自営端末設備が稼動していないおそれがある旨の通知がない場合であっても、その自営端末設備を用いた通信が利用できないと判断したときは、故障診断等を専用受付番号(当社が指定した電話番号をいいます。以下、この欄において同じとします。)へ要請することができます。
- 6 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用受付番号

	<p>を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。</p> <p>7 IP通信網契約者は専用受付番号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>8 IP通信網契約者は、この機能の利用に伴い、その契約者回線及びその契約者回線の通信の相手先となる契約者回線等に係る通信の伝送速度が低下する状態となる場合があることをあらかじめ承諾していただきます。この場合において、IP通信網契約者は、その契約者回線の通信の相手先となるすべてのIP通信網契約者から、その契約者回線等に係る通信の伝送速度が低下する状態となる場合があることについての同意を事前に得ていただきます。</p> <p>9 IP通信網契約者（その契約者回線の通信の相手先となるすべてのIP通信網契約者を含みます。）は、この機能の利用に当たって、監視対象となるすべての自営端末設備をIP通信網を使用した通信が利用できる状態に維持していただきます。</p> <p>10 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の自営端末設備の名称及びIPアドレス等を消去することがあります。</p> <p>11 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
<p>帯域確保機能</p>	<p>この機能を利用したメニュー5（提供の形態による細目が型のものに限り。）に係る通信について、その通信の都度、契約者回線の終端と取扱所交換設備との間の伝送帯域を確保することを可能とする機能</p>	<p>1 契約者回線ごとに</p>	<p>200円 (税込価格 210円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 この機能を利用した通信については、通信の相手先となる契約者回線がメニュー6-2のもの（当社が別に定めるものに限り。）である場合に限り通信を行うことができます。</p> <p>2 通信がふくそうしている等通信の利用状況によっては、この機能を用いた通信を利用できないことがあります。</p> <p>3 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>（注1）IP通信網契約者は、その契約者回線について、音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第2種サービス（チャネル数の態様による区別がメニュー1のものに限り。）に係る契約（以下この欄において「音声利用IP通信網契約」といいます。）を当社と締結し、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能及び複合通信機能（1のチャネル以外の全てのチャネルにおいて複合通信機能を利用した通信を行うことができるものを利用している場合に限り。）を利用している場合に限り、この機能を利用することができます。</p> <p>（注2）IP通信網契約者は、その契約者回線において、この機能を利用した通信を行っているときは、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能及び複合通信機能を利用した通信を行うことができません。</p> <p>（注3）当社は、この機能を利用するIP通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(1) 音声利用IP通信網契約の解除があったとき。</p> <p>(2) 音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能又</p>		

	<p>は複合通信機能の廃止があったとき。</p> <p>(注4) 当社は、この機能を利用するIP通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能の利用の一時中断を行います。</p> <p>(1) 音声利用IP通信網契約の利用の一時中断があったとき。</p> <p>(2) 音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能又は複合通信機能の利用の一時中断があったとき。</p> <p>(注5) 当社は、音声利用IP通信網契約に係る電気通信サービス(この機能を利用するIP通信網契約者に係るものに限ります。)の利用停止を行ったときは、この機能の利用を停止することがあります。</p> <p>(注6) 当社は、この機能に係る付加機能利用料について、当分の間、適用しません。</p> <p>(注7) 当社は、当分の間、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものについて、この機能を提供しません。</p>			
VPN相互接続通信機能	この機能を利用するメニュー8に係る契約者回線等について、そのIP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点(当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間の通信を行うことを可能とする機能	そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が10のもの	1VPNグループごとに	30,000円 (税込価格 31,500円)
		そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が30のもの	1VPNグループごとに	90,000円 (税込価格 94,500円)
		そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が100のもの	1VPNグループごとに	300,000円 (税込価格 315,000円)
		そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が300のもの	1VPNグループごとに	900,000円 (税込価格 945,000円)
		そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの	1VPNグループごとに	3,000,000円 (税込価格 3,150,000円)
備考	<p>1 メニュー8におけるクラス1に係るIP通信網契約者は、そのVPNグループに属する他のIP通信網契約者に代って、この機能の利用の開始又は廃止等当社への請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行っていただきます。この場合、メニュー8におけるクラス1に係るIP通信網契約者は、そのVPNグループに属するすべてのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。</p> <p>2 当社は、メニュー8におけるクラス1に係るVPN相互接続通信機能の廃止があった場合は、そのVPNグループに属するすべてのIP通信網契約者に係るVPN相互接続通信機能を廃止します。</p> <p>3 この機能を利用した通信については、1(適用)の規定にかかわらず、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点との間の通信(以下この欄において「VPN相互接続通信」といいます。)を行うことができます。</p> <p>4 IP通信網契約者がこの機能を利用して行うVPN相互接続通信及びVPN他社相互接続通信(当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係るこの機能を利用して行う通信をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る料金については、当社が設定するものとし、この表に規定する料金額を適用します</p>			

第2 臨時IP通信網契約に関するもの

利用料、回線利用料、回線終端装置利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料又は機器利用料

日額

そのIP通信網サービスを、臨時IP通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

備考 臨時IP通信網契約は、メニュー2、メニュー3及びメニュー6に限り締結します。

第2 臨時IP通信網契約に関するもの

利用料、回線利用料、回線終端装置利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料又は機器利用料

日額

そのIP通信網サービスを、臨時IP通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

備考 臨時IP通信網契約は、メニュー2、メニュー3及びメニュー6に限り締結します。

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td>IP通信網契約（メニュー4、メニュー5、メニュー6及びメニュー7に係るものに限り、その申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金）</td> </tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料	IP通信網契約（メニュー4、メニュー5、メニュー6及びメニュー7に係るものに限り、その申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金）	譲渡承認手数料	IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容						
契約料	IP通信網契約（メニュー4、メニュー5、メニュー6及びメニュー7に係るものに限り、その申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金）						
譲渡承認手数料	IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
(2) メニュー4に関する契約料の適用に関する特例	<p>メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り、）であって、そのIP通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除が行われた場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。</p>						
(3) メニュー8に係る譲渡承認手数料の適用に関する特例	<p>当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、メニュー8に係る手続きの態様等を勘案して、譲渡承認手数料を適用しないことがあります。</p>						

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 840円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 840円)

第2表 工事に関する費用

第1 施設設置負担金

1 適用

区 分	内 容
施設設置負担金の適用	<p>ア 施設設置負担金は、メニュー2-1-1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのもの及びその契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)であって臨時IP通信網契約以外の契約に係るものについて適用します。</p> <p>イ アに規定するほか、その他の施設設置負担金の適用については、その契約者回線を同一内容の専用サービスとみなした場合の適用に準ずるものとします。</p>

2 施設設置負担金の額

引込線1回線ごとに

区 分	料 金 額
メニュー2	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の施設設置負担金と同額

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、回線調整工事費、契約者回線等変更工事費及び時刻指定工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、契約者回線等変更工事、回線調整(保安器の変更(契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。)に係るものに限り、)回線終端装置工事、配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格30,450円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格30,450円)を超える場合は29,000円(税込価格30,450円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事の場合であって、回線終端装置工事、配線工事及び機器工事を伴わないときは、基本工事費は適用しません。</p> <p>イ 基本工事費について、回線調整を行う場合(保安器の変更のみを行う場合を除きます。)は基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。</p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費(回線調整に関する加算額を除きます。)を適用</p>

<p>(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び時刻指定工事費の適用</p>	<p>します。</p>																
	<p>ア 交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び時刻指定工事費は、次の場合に適用します。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 459 782 515">区 分</th> <th data-bbox="782 459 1268 515">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 515 782 840"> <p>ア 交換機等工事費</p> </td> <td data-bbox="782 515 1268 840"> <p>IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 840 782 929"> <p>イ 回線収容部工事費</p> </td> <td data-bbox="782 840 1268 929"> <p>回線収容部において工事を要する場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 929 782 1086"> <p>ウ 契約者回線等変更工事費</p> </td> <td data-bbox="782 929 1268 1086"> <p>メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1086 782 1444"> <p>エ 回線調整工事費</p> </td> <td data-bbox="782 1086 1268 1444"> <p>メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え（ウの場合を除きます）ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1444 782 1534"> <p>オ 回線終端装置工事費</p> </td> <td data-bbox="782 1444 1268 1534"> <p>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1534 782 1892"> <p>カ 屋内配線工事費</p> </td> <td data-bbox="782 1534 1268 1892"> <p>次の配線の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1892 782 1948"> <p>キ 機器工事費</p> </td> <td data-bbox="782 1892 1268 1948"> <p>当社が提供する宅内機器の工事を要す</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	<p>ア 交換機等工事費</p>	<p>IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</p>	<p>イ 回線収容部工事費</p>	<p>回線収容部において工事を要する場合に適用します。</p>	<p>ウ 契約者回線等変更工事費</p>	<p>メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。</p>	<p>エ 回線調整工事費</p>	<p>メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え（ウの場合を除きます）ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p>	<p>オ 回線終端装置工事費</p>	<p>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</p>	<p>カ 屋内配線工事費</p>	<p>次の配線の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p>	<p>キ 機器工事費</p>	<p>当社が提供する宅内機器の工事を要す</p>
	区 分	交換機等工事費等の適用															
	<p>ア 交換機等工事費</p>	<p>IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</p>															
	<p>イ 回線収容部工事費</p>	<p>回線収容部において工事を要する場合に適用します。</p>															
	<p>ウ 契約者回線等変更工事費</p>	<p>メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。</p>															
	<p>エ 回線調整工事費</p>	<p>メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え（ウの場合を除きます）ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p>															
	<p>オ 回線終端装置工事費</p>	<p>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</p>															
<p>カ 屋内配線工事費</p>	<p>次の配線の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p>																
<p>キ 機器工事費</p>	<p>当社が提供する宅内機器の工事を要す</p>																

		る場合に適用します。				
	ク 時刻指定工事費	メニュー 5 に係る契約者回線について、I P 通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその I P 通信網契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした I P 通信網契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。				
		イ 1 の者からの請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。				
(4) 移転の場合の工事費の適用		移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。				
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用		次の工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。 ア 別棟との間の配線工事 イ 臨時 I P 通信網契約に係る配線工事				
(6) 契約者回線が取扱所交換設備に収容される部分に係る工事費の適用		メニュー 2 - 1（メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/s のものを除きます。）に係る契約者回線が取扱所交換設備に収容される部分は、その契約者回線の一端（メニュー 2 - 1 - 1 のものにおける 128kb/s のもの及び 1.5Mb/s（エコノミークラスを除きます。）のもの、メニュー 2 - 1 - 2 のものにおける 35Mb/s ~ 135Mb/s のものについては、当社が提供する屋内配線及び宅内機器を利用しているものとします。）とみなして工事費を適用します。				
(7) 割増工事費の適用		次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費（時刻指定工事費を除きます。）の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後 5 時から午後 10 時まで （1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあっては、午前 8 時 30 分から午後 10 時ま</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円（税込価格 1,050 円）を差し引いて 1.3 倍を乗じた額に 1,000 円（税込価格 1,050 円）を加算</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後 5 時から午後 10 時まで （1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあっては、午前 8 時 30 分から午後 10 時ま	その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円（税込価格 1,050 円）を差し引いて 1.3 倍を乗じた額に 1,000 円（税込価格 1,050 円）を加算
工事を施工する時間帯	割増工事費の額					
午後 5 時から午後 10 時まで （1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあっては、午前 8 時 30 分から午後 10 時ま	その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円（税込価格 1,050 円）を差し引いて 1.3 倍を乗じた額に 1,000 円（税込価格 1,050 円）を加算					

	<p>でとします。)</p> <p>午後10時から翌日の午前8時30分まで</p>	<p>した額</p> <p>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格 1,050円)を加算した額</p>
(8) 工事費の減額適用	<p>当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>	
(9) 工事費の適用除外	<p>次の場合については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費は適用しません。</p> <p>ア メニュー4に係るIP通信網サービスの提供開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限り)であって、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合の工事(リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の契約者回線等の終端の場所への移転に係るものに限り)。</p> <p>イ メニュー5に係るIP通信網サービスにおいて配線設備多重装置の種類を変更する場合(型のもの又は型のもののうち最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものから、型のうち最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものへ変更する場合に限り)の工事</p>	

2 工事費の額

2 - 1 メニュー 1 に関するもの

メニュー 1 の提供の開始、付加機能の利用開始、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
(1) 基本工事費		1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
(2) 交換機 等工事費	ア イ及びウ以外のもの（利用回線の設置又は移転に関する工事と同時に施工する場合を除きます。）	IP通信網サービスを利用する 1 のBチャンネルごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	イ 閉域グループ内通信機能に関する工事の場合	(ア) (イ)及び(ウ)以外のとき	1 閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 利用の一時中断の工事	1 閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(ウ) 再利用の工事		(ア)の工事費と同額
	ウ 無線アクセス機能に関する工事の場合	(ア) (イ)及び(ウ)以外のとき	2 無線契約者識別符号までごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 利用の一時中断の工事	2 無線契約者識別符号までごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(ウ) 再利用の工事		(ア)の工事費と同額

2 2 メニュー 2 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、追加契約者回線の設置若しくは廃止、品目若しくは細目の変更、ゲートウェイサービスの利用開始若しくは登録内容変更、端末設備の設置若しくは移転、付加機能の利用の開始若しくは区分の変更等、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基 本工 事費	(ア) (イ)以外の場合		1 の工事 ごとに 基本額 4,500円 (税込価格 4,725円) 加算額 3,500円 (税込価格 3,675円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合		1 の工事 ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)	
イ 交 換機 等工 事費	(ア) 契約者回線（その終端の場所を IP 通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置される IP 通信網サービス取扱所に限ります。）内とするものを除きます。）に関する工事		引込線 1 回線ごと に 1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ)付 加機 能に 関す る工 事	グループ設定機能に関する工事	利用の開始又は契約者回線の移転（契約者回線の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域に移転する場合があります。）の工事のとき	1 の契約 者回線番 号ごとに 700円 (税込価格 735円)
			区分の変更工事（上欄の移転の工事と同時に施工されるものを除きます。）のとき	1 の契約 者回線ご とに 1,000円 (税込価格 1,050円)
			契約者回線番号の追加登録工事のとき	追加登録 する 1 の 契約者回 線番号ご とに 700円 (税込価格 735円)
	発信者識別符号認証代行機能に関する工事	利用の開 始又は契 約者回線 の 移 転 （ 契 約 者 回 線 の 終 端 が 有 る 都 道 府 県 の 区 域 以 外 の 都 道	契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更（メニュー 2 - 1 - 2 に係るものであって下記の区分内における品目間に係るものを除きます。）の工事と同時に施工する場合	1 契約者 回線ごと に 3,000円 (税込価格 3,150円)

の場 合	府県の区 域に移転 する場 合に限 りませ ず。)の 工事の とき	ゲートウェイサ ービスを利 用してい る場合 の加算額	1 契約者 回線群ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
		上記 以外 の場 合	メニュー 2 - 1 - 1 の もの及びメ ニュー 2 - 1 - 3 にお ける10Mb/s の品目のも の	1 契約者 回線ごと に	6,000円 (税込価格 6,300円)
			メニュー 2 - 1 - 2 の もの(0.5Mb /sから34Mb /sの品目の ものに限 ります。)	1 契約者 回線ごと に	6,000円 (税込価格 6,300円)
			メニュー 2 - 1 - 2 の もの(35Mb/ sから69Mb/ sの品目の ものに限 ります。)	1 契約者 回線ごと に	9,000円 (税込価格 9,450円)
			メニュー 2 - 1 - 2 の もの(70Mb/ sから135Mb /sの品目の ものに限 ります。)及 びメニュー 2 - 1 - 3 における 100Mb/s の品目の もの	1 契約者 回線ごと に	12,000円 (税込価格 12,600円)
			ゲートウェ イサービ スを利用 している 場合の 加算額	1 契約者 回線群ご とに	4,000円 (税込価格 4,200円)
	区分の変更工事(上欄の移転 の工事と同時に施工されるも のを除きます。)又はその他契 約内容の変更のとき	1 の工事 ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)		
セッション解除機能に関する工事	1 の工事	1,000円			

		の場合		ごとに	(税込価格 1,050円)
	発信者番号等受信機能に関する工事の場合	メニュー2-1-1のもの、メニュー2-1-2のもの(0.5Mb/sから34Mb/sの品目のものに限ります。)メニュー2-1-3における10Mb/sの品目のもの又はメニュー2-2における10Mb/s若しくは100Mb/sの品目のものであってグレード1のもの		1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		メニュー2-1-2のもの(35Mb/sから69Mb/sの品目のものに限ります。)又はメニュー2-2における10Mb/s若しくは100Mb/sの品目のものであってグレード2のもの		1契約者回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
		メニュー2-1-2のもの(70Mb/sから135Mb/sの品目のものに限ります。)又はメニュー2-1-3における100Mb/sの品目のもの		1契約者回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
		メニュー2-1-3における1Gb/sの品目のもの又はメニュー2-2における1Gb/sの品目のもの		1契約者回線につきその契約者回線の細目に係る伝送速度について100Mb/sごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		端末監視機能に関する工事の場合		1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(ウ)取扱所交換設備に関する工事((イ)の場合を除きます。)	契約者回線の設置若しくは移転(收容IP通信サービス	メニュー2-1-1のもの及びメニュー2-1-3における10Mb/sの品目のもの	プラン1に係るもの	1契約者回線ごとに	7,000円 (税込価格 7,350円)
			プラン2に係るもの	1契約者回線ごとに	27,000円 (税込価格 28,350円)
		メニュー2-1-2のもの(0.5Mb/sから34Mb/sの品目のものに限ります。)	プラン1に係るもの	1契約者回線ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
			プラン2に係るもの	1契約者回線ごとに	28,000円 (税込価格 29,400円)

ス取 扱所 を 変 更 す る も の 及 び メ ニ ュ ー 2 - 1 - 1 に お け る 契 約 者 回 線 の 終 端 の 場 所 を I P 通 信 サ ー ビ ス 取 扱 所 (そ の 契 約 者 回 線 の 終 端 に 対 向 す る 装 置 が 設 置 さ れ る I P 通 信 サ ー ビ ス 取 扱 所 に 限 り ま す 。)内 と す る も の	メニュー2-1-2 のもの(35Mb/sから 69Mb/sの品目のもの に限ります。)	プラン 1に係 るもの	1契約者 回線ごと に	14,000円 (税込価格 14,700円)		
		プラン 2に係 るもの	1契約者 回線ごと に	34,000円 (税込価格 35,700円)		
	メニュー2-1-1 における 契約者回 線の終端 の場所を IP通信サ ービス取 扱所(その 契約者回 線の終端 に向する 装置が設 置される IP通信サ ービス取 扱所に限 ります。) 内とする もの	メニュー2-1-2 のもの(70Mb/sから 135Mb/sの品目のもの に限ります。) 及び メニュー2-1-3 における100Mb/sの 品目のもの	プラン 1に係 るもの	1契約者 回線ごと に	19,000円 (税込価格 19,950円)	
		プラン 2に係 るもの	1契約者 回線ごと に	39,000円 (税込価格 40,950円)		
	メニュー2-1-3 における1 Gb/sの品 目のもの	基本 額	クラス 1に係 るもの	プラン 1に係 るもの	1契約者 回線ごと に	8,300円 (税込価格 8,715円)
				プラン 2に係 るもの	1契約者 回線ごと に	28,300円 (税込価格 29,715円)
		加算額	クラス 2に係 るもの	プラン 1に係 るもの	1契約者 回線ごと に	11,200円 (税込価格 11,760円)
				プラン 2に係 るもの	1契約者 回線ごと に	31,200円 (税込価格 32,760円)
				伝送速度 に関する 細目が 100Mb/s を超える 100Mb/s ごとに	5,400円 (税込価格 5,670円)	
	メニュー2-2 における10Mb/s及 び100Mb/s の品目のもの	プラン 1に係 るもの	グレー ド1に係 るもの	1契約者 回線ごと に	10,000円 (税込価格 10,500円)	
			グレー ド2に係 るもの	1契約者 回線ごと に	18,000円 (税込価格 18,900円)	
		プラン 2に係 るもの	グレー ド1に係 るもの	1契約者 回線ごと に	21,000円 (税込価格 22,050円)	

とそれ以外のものとの間に係るものに限ります。)品目の変更(以外のものに限ります。)の場合	メニュー2-2における1Gb/sの品目のもの	基本額	プラン1に係るもの	グレード2に係るもの	1契約者回線ごとに	40,000円 (税込価格42,000円)
				グレード1に係るもの	1契約者回線ごとに	10,000円 (税込価格10,500円)
			プラン2に係るもの	グレード2に係るもの	1契約者回線ごとに	18,000円 (税込価格18,900円)
				グレード1に係るもの	1契約者回線ごとに	21,000円 (税込価格22,050円)
			グレード2に係るもの	1契約者回線ごとに	40,000円 (税込価格42,000円)	
	加算額			伝送速度に関する細目が100Mb/sを超える100Mb/sごとに		8,000円 (税込価格8,400円)
	品目の変更(メニュー2-1-2に係るものであって、の区分内における品目間に係るものに限ります。)の場合				1の工事ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
	メニュー2-1-3における1Gb/sの品目における細目の変更の	伝送速度に関する細目の変更の場合	変更後の細目に変更前の細目を超える場合	基本額	変更後の細目に変更前の細目を超える100Mb/sごとに	5,400円 (税込価格5,670円)
				プラン2に係る加算額	1の工事ごとに	20,000円 (税込価格21,000円)
		上記以外の場合	基本額	変更後の細目に変更前の細目を下回る100Mb/s	1,000円 (税込価格1,050円)	

場合			sごとに	
			プラン 2 に係る加 算額	1 の工事 ごとに 20,000円 (税込価格 21,000円)
	保守の 態様による細 目の変 更の場合	クラス 1 からクラス 2 への変更の場合	1 契約者 回線ごと に	3,600円 (税込価格 3,780円)
	クラス 2 からクラス 1 への変更の場合	1 契約者 回線ごと に	1,500円 (税込価格 1,575円)	
メ ニ ュ ー 2 - 2 にお ける 1Gb /sの 品目 にお ける 伝送 速度 に関する 細目 の変 更の 場合	変更後の細目が変 更前の細目を超え る場合	基本額	変更後の 細目が変 更前の細 目を超え る 100Mb/ sごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
		プラン 2 に係る加 算額	1 の工事 ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
	上記以外の場合	基本額	変更後の 細目が変 更前の細 目を下回 る 100Mb/ sごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		プラン 2 に係る加 算額	1 の工事 ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
プ ラ ン の 変 更 の 場 合	メニュー 2 - 1 のもの		1 の工事 ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
	メニュー 2 - 2 のもの	グレー ド 1 に 係るもの	1 の工事 ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
		グレー ド 2 に 係るもの	1 の工事 ごとに	22,000円 (税込価格 23,100円)
メ ニ ュ ー 2 - 2 にお ける	グレード 1 に係るものからグレード 2 に係るものへの変更の場合	プラン 1 に係 るもの	1 の工事 ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
		プラン 2 に係 るもの	1 の工事 ごとに	19,000円 (税込価格 19,950円)

	グレードの変更の場合	グレード2に係るものからグレード1に係るものへの変更の場合	プラン1に係るもの	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
			プラン2に係るもの	1の工事ごとに	12,000円 (税込価格12,600円)
	追加契約者回線の設置に関する工事		基本額	1契約者回線群ごとに	5,000円 (税込価格5,250円)
			設置する追加契約者回線が1を超える場合の加算額	1追加契約者回線ごとに	3,000円 (税込価格3,150円)
	その他契約内容の登録及び変更			当社が別に定める実費	
ウ 回線終端装置工事費					別に算定する実費
エ 屋内配線工事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	ケーブル配線以外の配線		1配線ごとに	4,800円 (税込価格5,040円)
		ケーブル配線	以外のもの	1配線ごとに	16,300円 (税込価格17,115円)
			メニュー2-1-3のクラス2に係るもの	1配線ごとに	32,600円 (税込価格34,230円)
	(イ) 既設配線を利用する場合	ケーブル配線以外の配線		1配線ごとに	2,400円 (税込価格2,520円)
		ケーブル配線	以外のもの	1配線ごとに	9,600円 (税込価格10,080円)
			メニュー2-1-3のクラス2に係るもの	1配線ごとに	19,200円 (税込価格20,160円)
オ 機器工事費	回線接続装置				別に算定する実費

(2) 利用の一時中断又は利用休止に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断又は利用休止の工事	(ア) 基本工事費		1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費	以外の工事	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		メニュー2-1-1又はメニュー2-1-2に係る契約者回線に関する工事	引込線1回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事	(ア) (イ)以外の工事		(1)の工事費の額と同額
	(イ) メニュー2-1-3又は付加機能(セッション解除機能を除きます。)に関する工事の場合	基本工事費	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		交換機等工事費	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)

2 - 3 メニュー 3 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目の変更、サーバ装置に蓄積される符号の変更、サーバ装置に蓄積される符号の伝送形式の変更、IPアドレスの追加登録、付加機能の利用の開始等又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本工事費		1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換機等工事費	(ア) メニュー 3 - 1 に係るもの	利用の開始又は契約者回線の移転の工事のとき	1 契約者回線ごとに 8,000円 (税込価格 8,400円)
		品目の変更工事のとき	1 契約者回線ごとに 3,500円 (税込価格 3,675円)
		サーバ装置に蓄積される符号の変更工事のとき	1 の工事ごとに 5,000円 (税込価格 5,250円)
		サーバ装置に蓄積される符号の伝送形式の変更工事のとき	1 の工事ごとに 8,000円 (税込価格 8,400円)
		その他契約内容の変更に関する工事	1 の工事ごとに 3,500円 (税込価格 3,675円)
	(イ) メニュー 3 - 2 に係るもの	利用の開始又は契約者回線の移転の場合	1 契約者回線ごとに 30,000円 (税込価格 31,500円)
		品目の変更工事のとき	1 契約者回線ごとに 5,500円 (税込価格 5,775円)
		当社が割り当てる IP アドレスの追加登録工事のとき	1 の工事ごとに 20,000円 (税込価格 21,000円)
		その他契約内容の変更に関する工事	1 の工事ごとに 5,500円 (税込価格 5,775円)
	(ウ) 蓄積符号暗号化機能に関する工事の場合	利用の開始の工事のとき	1 の工事ごとに 8,000円 (税込価格 8,400円)
		符号の暗号化に関する工事のとき	1 の蓄積符号電子ファイルごとに 500円 (税込価格 525円)

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ) 交 換機等 工事費	メニュー3-1に 係るもの	1契約者回線ご とに	3,500円 (税込価格 3,675円)
		メニュー3-2に 係るもの	1契約者回線ご とに	5,500円 (税込価格 5,775円)
		蓄積符号暗号化機 能に関する工事の 場合	1契約者回線ご とに	3,500円 (税込価格 3,675円)
イ 再利用の工事			アの工事費と同額	

2 - 4 メニュー 4 に関するもの

- (1) 契約者回線等の設置若しくは移転、品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更、契約者回線等の変更、回線調整、端末設備の設置若しくは移転、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,725円)	
		加算額	3,500円 (税込価格 3,675円)	
		回線調整に関する 加算額	6,900円 (税込価格 7,245円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ) から(オ) 以外の場合	以外の場 合	1契約者回線等ご とに	1,200円 (税込価格 1,260円)
		利用回線型 サービスに係 るもの(利用 回線の設置又 は移転に関す る工事を同時 に施工する場 合を除きま す。)	1契約者回線等ご とに	2,050円 (税込価格 2,152.5円)
	(イ) 閉域グループ内通信機 能に関する工事の場合	1の閉域グルー プ内通信機能利用 者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(ウ) 無線アクセス機能に関 する工事の場合	2無線契約者識 別符号までごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(エ) 同時通信可能着信先数 追加機能に関する工事の場 合	1契約者回線等ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(オ) 発信者番号通知機能に 関する工事の場合(ア)の 工事と同時に施行する場 合を除きます。)	1契約者回線等ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
ウ 契約者回線等変更工事費		1の工事ごとに	4,600円 (税込価格 4,830円)	
エ 回線 調整工 事費	(ア) 回線収容替えを行う場 合	1の工事ごとに	9,600円 (税込価格 10,080円)	

	(イ) ブリッジタップはずしを行う場合	1の工事ごとに	10,800円 (税込価格 11,340円)
	(ウ) 保安器の変更を行う場合	1の工事ごとに	2,800円 (税込価格 2,940円)
オ 屋内配線工事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	1配線ごとに	4,800円 (税込価格 5,040円)
	(イ) 既設配線を利用する場合	1配線ごとに	2,400円 (税込価格 2,520円)
カ 機器工事費	回線接続装置	1装置ごとに	別に算定する実費
備考			
<p>1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのIP通信網契約者に通知します。</p> <p>2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p> <p>3 回線調整の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、基本工事費及び回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。</p>			

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ) 交換機等工事費	から 以 外の場合	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		閉域グループ内通信機能に関する工事の場合	1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		無線アクセス機能に関する工事の場合	2無線契約者識別符号までごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		同時通信可能着信先数追加機能に関する工事の場合	1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		発信者番号通知機能に関する工事の場合	1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事			(1)の工事費の額と同額	

2 - 5 メニュー 5 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

	区 分	単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,725円)
		加算額	3,500円 (税込価格 3,675円)
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ)から(コ)以外の場合	1 契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 閉域グループ内通信機能に関する工事の場合	1 の閉域グループ 内通信機能利用者 識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(ウ) 契約者回線着信機能に関する工事の場合	1 の契約者回線ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(エ) セッション解除機能に関する工事の場合	1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(オ) 無線アクセス機能に関する工事の場合	2 無線契約者識別 符号までごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(カ) 同時通信可能着信先数追加機能に関する工事の場合	1 契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(キ) 発信者番号通知機能に関する工事の場合（(ア)の工事と同時に施行する場合を除きます。）	1 契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(ク) 発信者番号等受信機能に関する工事の場合	1 契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(ケ) 端末監視機能に関する工事の場合	1 契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(コ) 帯域確保機能に関する工事の場合	1 契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
ウ 回線終端装置工事費			別に算定する実費
エ 機器 工事費	回線接続装置		別に算定する実費
オ 時刻指定工事費		1 の工事ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)

備考 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ) 交換機等工事費	から 以 外の場合	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		閉域グループ内通信機能に関する工事の場合	1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		契約者回線着信機能に関する工事の場合	1の契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		無線アクセス機能に関する工事の場合	2無線契約者識別符号までごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		同時通信可能着信先数追加機能に関する工事の場合	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		発信者番号通知機能に関する工事の場合	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		発信者番号等受信機能に関する工事の場合	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		端末監視機能に関する工事の場合	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		帯域確保機能に関する工事の場合	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事		(1)の工事費の額と同額		

2 - 6 メニュー 6 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、同報通信機能の利用開始、その契約者回線の移転、品目若しくは細目の変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額		
ア 基本工事費		1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)		
イ 交換機等工事費	(ア) メニュー 6 - 1 に係るもの	利用の開始、契約者回線の移転又は品目若しくは細目の変更の工事の場合	100Mb/s又は 1 Gb/s の品目に係るもの	1 契約者回線ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
			200Mb/s又は 2 Gb/s の品目に係るもの	1 契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)
		同報通信機能に関する工事の場合	100Mb/s又は 1 Gb/s の品目に係るもの	1 のマルチキャストグループごとに	9,300円 (税込価格 9,765円)
			200Mb/s又は 2 Gb/s の品目に係るもの	1 のマルチキャストグループごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)
		その他契約内容の変更に関する工事の場合		当社が別に定める実費	
	(イ) メニュー 6 - 2 に係るもの	利用の開始、契約者回線の移転又は品目若しくは細目の変更の工事の場合であって 以外の場合	クラス 1 に係るもの	1 契約者回線ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
			クラス 2 に係るもの	1 契約者回線ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
		移転又は細目の変更を伴わない品目の変更の工事の場合	クラス 1 に係るもの	1 契約者回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
			クラス 2 に係るもの	1 契約者回線ごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)
		同報通信機能に関する工事の場合	クラス 1 に係るもの	1 のマルチキャストグループごとに	9,500円 (税込価格 9,975円)

		クラス 2 に係るもの	1 のマルチキャストグループごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)
		その他契約内容の変更に関する工事の場合		当社が別に定める実費

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費	以外の 場合	1 契約者回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		同報通信機能に関する工事の場合	1 契約者回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事			アの工事費と同額

2 - 7 メニュー 7 に関するもの (I P 通信網契約に係るものに限ります。)
 メニュー 7 の提供の開始、細目の変更、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費		1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(2) 交換機等工事費	ア イ及びウ以外のとき	2 契約者識別符号までごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	イ 利用の一時中断の工事	2 契約者識別符号までごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	ウ 再利用の工事		アの工事費と同額

2 - 8 メニュー 8 に関するもの

- (1) メニュー 8 の提供の開始、品目若しくは細目の変更、契約者回線の移転、接続契約者回線の収容、VPNグループに係る区分の変更、VPN相互接続通信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基 本工 事費	(ア) (イ)以外の場合		1 の工事ご とに 基本額 4,500円 (税込価格 4,725円) 加算額 3,500円 (税込価格 3,675円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合		1 の工事ご とに 1,000円 (税込価格 1,050円)	
イ 交 換機 等工 事費	(ア) V P Nグ ループ に關 する 工事	以外の場合		1 のV P N グループご とに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		区分 の変更 の場合	契約者回 線型サー ビスが提 供されて いない場 合	1 のV P N グループご とに 1,000円 (税込価格 1,050円)
			上記以外 の場合	1 のV P N グループご とに 4,000円 (税込価格 4,200円)
		上記以外 の場合	V P N相互 接続通信機 能が提供さ れていない 場合	1 のV P N グループご とに 6,000円 (税込価格 6,300円)
	上記以外 の場合	上記以外 の場合	1 のV P N グループご とに 9,000円 (税込価格 9,450円)	
	(イ) 利用回線型サービスに関する工事		1 の利用回 線につき 1 のV P Nグ ループ利用 者識別符号 ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(ウ) 契 約者回 線型サ ービス	そのV P Nグループ についてV P N相互接	下記以外のとき	1 の契約者 回線又は 1 の回線収容 部ごとに 5,000円 (税込価格 5,250円)	

	に関する工事 (オ)の場合を除きます。)	続通信機能が提供されていない場合	その契約者回線の 終端の場所がIP 通信網サービス取 扱所外となるとき	1の契約者 回線ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
		以外の場合	下記以外るとき	1の契約者 回線又は1 の回線収容 部ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
			その契約者回線の 終端の場所がIP 通信網サービス取 扱所外となるとき	1の契約者 回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,450円)
	(工) VPN相互接続通信機能の利用の開始 に関する工事			1のVPN グループ番 号ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
	(オ) その他契約内容に関する工事				当社が別に定める実費
ウ 回線収容部工事費				1回線収容 部ごとに	5,300円 (税込価格 5,565円)
工 屋 内配 線工 事費	(ア) 既設配線を利用しない場合			1配線ごと に	16,300円 (税込価格 17,115円)
	(イ) 既設配線を利用する場合			1配線ごと に	9,600円 (税込価格 10,080円)

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利 用の 一時 中断 の工 事	(ア) 基本工事費		1の工事ご とに 1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費		1の工事ご とに 1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事			アの工事費 と同額

第3 線路設置費

1 適用

区 分	内 容				
(1) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でIP通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="564 622 1275 853"> <tr> <td style="text-align: center;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額</td> <td style="text-align: center;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</td> </tr> </table> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	=	新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額
線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	=	新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額		
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	<p>移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り線路設置費を適用します。</p>				
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>（ア） その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>（イ） その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>（ア） その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域（そのIP通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>（イ） その収容IP通信網サービス取扱所から所在するIP通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</p>				

2 線路設置費の額

2 - 1 2 - 2以外の場合

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー2 - 1に係るもの(メニュー2 - 1 - 1のものに限ります。)	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される線路設置費の額と同額

2 - 2 契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー2に係るもの	メニュー2 - 1 - 1及びメニュー2 - 1 - 2に係るもの(その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)
	メニュー2 - 1 - 3及びメニュー2 - 2(その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)のもの
メニュー4に係るもの	別に算定する実費
メニュー5に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 315円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書 1枚ごとに 400円(税込価格 420円)

(注)支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3 削除

第4 遠隔診断サービスに関する利用料金

1 適用

区 分	内 容												
(1) 遠隔診断サービスに関する利用料金の適用	<p>ア 当社は、遠隔診断サービスの利用料金については、日割は行いません。</p> <p>イ 当社は、遠隔診断サービスに関する利用料金については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">利用料金の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 料金月の初日以外の日で遠隔診断サービスの利用開始があったとき。</td> <td>その遠隔診断サービスの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金は適用しません。ただし、4となるときを除きます。</td> </tr> <tr> <td>2 1の料金月内に遠隔診断サービスの区分の変更があったとき。</td> <td>その遠隔診断サービスの区分の変更前の区分に係る料金額を適用します。ただし、3となるときを除きます。</td> </tr> <tr> <td>3 1の料金月内に複数回の遠隔診断サービスの区分の変更があったとき。</td> <td>その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額を適用します。</td> </tr> <tr> <td>4 利用開始があった料金月に、その遠隔診断サービスの廃止があったとき。</td> <td>その料金月における遠隔診断サービスの区分に係る料金額(区分の変更が伴った場合は、その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額)を適用します。</td> </tr> <tr> <td>5 料金月の途中で遠隔診断サービスの廃止があったとき。</td> <td>その遠隔診断サービスの廃止があった日を含む料金月に係る料金額(区分の変更が伴った場合は、その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額)を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利用料金の適用	1 料金月の初日以外の日で遠隔診断サービスの利用開始があったとき。	その遠隔診断サービスの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金は適用しません。ただし、4となるときを除きます。	2 1の料金月内に遠隔診断サービスの区分の変更があったとき。	その遠隔診断サービスの区分の変更前の区分に係る料金額を適用します。ただし、3となるときを除きます。	3 1の料金月内に複数回の遠隔診断サービスの区分の変更があったとき。	その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額を適用します。	4 利用開始があった料金月に、その遠隔診断サービスの廃止があったとき。	その料金月における遠隔診断サービスの区分に係る料金額(区分の変更が伴った場合は、その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額)を適用します。	5 料金月の途中で遠隔診断サービスの廃止があったとき。	その遠隔診断サービスの廃止があった日を含む料金月に係る料金額(区分の変更が伴った場合は、その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額)を適用します。
	区 分	利用料金の適用											
	1 料金月の初日以外の日で遠隔診断サービスの利用開始があったとき。	その遠隔診断サービスの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金は適用しません。ただし、4となるときを除きます。											
	2 1の料金月内に遠隔診断サービスの区分の変更があったとき。	その遠隔診断サービスの区分の変更前の区分に係る料金額を適用します。ただし、3となるときを除きます。											
	3 1の料金月内に複数回の遠隔診断サービスの区分の変更があったとき。	その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額を適用します。											
	4 利用開始があった料金月に、その遠隔診断サービスの廃止があったとき。	その料金月における遠隔診断サービスの区分に係る料金額(区分の変更が伴った場合は、その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額)を適用します。											
5 料金月の途中で遠隔診断サービスの廃止があったとき。	その遠隔診断サービスの廃止があった日を含む料金月に係る料金額(区分の変更が伴った場合は、その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額)を適用します。												
(2) 1契約者回線等当たりの利用	<p>ア 当社は、閉域グループ内通信機能用のものについて、料金返還その他の場合において、遠隔診断サービスを利用する1</p>												

料金等の計算	<p>の閉域グループを構成する契約者回線等 1 回線当たりの利用料金等を確定する必要があるときは、その利用料金等を次の算式により算定します。</p> $\text{契約者回線等 1 回線当たりの利用料金等} = \frac{\text{その閉域グループに係る遠隔診断サービスの利用料金等}}{\text{その閉域グループに係るすべての契約者回線等の数}}$ <p>イ アに規定する場合において、このサービスに係る利用料金等からこのサービスを利用する 1 の閉域グループを構成するすべての契約者回線等についてアに規定する算式により算出した契約者回線等 1 回線当たりの利用料金等を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、残額を代表者が指定する 1 の契約者回線等の利用料金等に加算することとします。</p>
--------	--

2 料金額

(1) 契約者回線着信機能又は閉域グループ内通信機能用のもの（フレッツVPN あんしんサポート）

	区 分	単 位	料金額（月額）
ア 契約者回線着信機能用のもの	(ア) その契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数が10までのもの	1 契約者回線着信機能識別符号ごとに	4,500円 (税込価格 4,725円)
	(イ) その契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数が11から30までのもの	1 契約者回線着信機能識別符号ごとに	18,000円 (税込価格 18,900円)
	(ウ) その契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数が31から80までのもの	1 契約者回線着信機能識別符号ごとに	45,000円 (税込価格 47,250円)
イ 閉域グループ内通信機能用のもの	(ア) その閉域グループ内通信機能に係る閉域グループに属する契約者回線等の数が10までのもの	1 閉域グループごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)
	(イ) その閉域グループ内通信機能に係る閉域グループに属する契約者回線等の数が11から30までのもの	1 閉域グループごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)

(2) メニュー 2 - 1 に係る IP 通信網サービス用のもの（フレッツVPN あんしんサポートインフォメーションプラス）

	区 分	単 位	料金額（月額）
ア 概ね30分ごとに	(ア) 登録可能回線数（このサービスを利用する 1 の契約者回線ごとに	1 契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)

故障回復状況を通知するもの（メニュー30）	約者回線につきあらかじめ登録することのできる通信の相手先の契約者回線等の数をいいます。以下この表において同じとします。）が10以内のもの		
	(イ) 登録可能回線数が30以内のもの	1 契約者回線ごとに	36,000円 (税込価格 37,800円)
	(ウ) 登録可能回線数が50以内のもの	1 契約者回線ごとに	60,000円 (税込価格 63,000円)
	(エ) 登録可能回線数が100以内のもの	1 契約者回線ごとに	120,000円 (税込価格 126,000円)
	(オ) 登録可能回線数が200以内のもの	1 契約者回線ごとに	240,000円 (税込価格 252,000円)
	(カ) 登録可能回線数が300以内のもの	1 契約者回線ごとに	360,000円 (税込価格 378,000円)
	(キ) 登録可能回線数が400以内のもの	1 契約者回線ごとに	480,000円 (税込価格 504,000円)
	(ク) 登録可能回線数が500以内のもの	1 契約者回線ごとに	600,000円 (税込価格 630,000円)
	(ケ) 登録可能回線数が1,000以内のもの	1 契約者回線ごとに	1,200,000円 (税込価格 1,260,000円)
	(コ) 登録可能回線数が2,000以内のもの	1 契約者回線ごとに	2,400,000円 (税込価格 2,520,000円)
イ 概ね60分ごとに故障回復状況を通知するもの（メニュー60）	(ア) 登録可能回線数が10以内のもの	1 契約者回線ごとに	11,500円 (税込価格 12,075円)
	(イ) 登録可能回線数が30以内のもの	1 契約者回線ごとに	34,500円 (税込価格 36,225円)
	(ウ) 登録可能回線数が50以内のもの	1 契約者回線ごとに	57,500円 (税込価格 60,375円)
	(エ) 登録可能回線数が100以内のもの	1 契約者回線ごとに	115,000円 (税込価格 120,750円)
	(オ) 登録可能回線数が200以内のもの	1 契約者回線ごとに	230,000円 (税込価格 241,500円)
	(カ) 登録可能回線数が300以内のもの	1 契約者回線ごとに	345,000円 (税込価格 362,250円)
	(キ) 登録可能回線数が400以内のもの	1 契約者回線ごとに	460,000円 (税込価格 483,000円)
	(ク) 登録可能回線数が500以内のもの	1 契約者回線ごとに	575,000円 (税込価格 603,750円)

(ケ) 登録可能回線数が1,000 以内のもの	1契約者回 線ごとに	1,150,000円 (税込価格 1,207,500円)
(コ) 登録可能回線数が2,000 以内のもの	1契約者回 線ごとに	2,300,000円 (税込価格 2,415,000円)
備考 1 IP通信網契約者は、登録可能回線数に応じて、上記の20種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。 2 当社は、故障回復状況の通知に当たって、30分ごと又は60分ごとに通知することを保証するものではありません。 3 当社は、故障回復状況の通知を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。		

第5 遠隔診断サービスに関する工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	遠隔診断サービスの利用の開始並びに申込内容及び区分の変更等に関する工事費は、基本工事費と交換機等工事費を合計して算定します。
(2) 同時に2以上の工事を施行する場合の基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
ア 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換機等工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)

料金表別表 1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用

当社は、IP通信網契約（メニュー1又はメニュー4（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けているもの又は1Mb/sの品目のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る利用料金について、下表に定めるところに従って、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。

区 分	適 用
メニュー1又はメニュー4に係るもの	<p>ア 割引判定契約者回線（この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る利用回線又は電話サービス契約約款に規定する加入電話契約若しくは総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約若しくは第2種契約に係る契約者回線（この割引の適用を受ける契約者回線と契約者が同一のものであって、当社が、そのIP通信網契約に係る料金と同一の請求書により料金の請求を行うもののうち、当社が指定する1の契約者回線に限ります。）をいいます。以下同じとします。）について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線（電話サービス契約約款に規定する優先接続の通話区分のうち市内通話及び県内市外通話において当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通話区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の通信区分のうち市内通信及び県内市外通信について当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通信区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線をいいます。）である場合（その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でなくなった場合を除きます。）は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、料金表第1表第1類第12（料金額）に規定する利用料金（メニュー1に係るものについては2-1に規定する利用料金の額、メニュー4に係るものについては2-4-1に規定する利用料金の額であって、料金表通則に規定する料金の計算方法及び端数処理の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の額とします。）に0.1を乗じて得た額を割引きます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する割引判定契約者回線について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でない場合は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、この割引の適用を廃止します。</p> <p>（注）当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>

料金表別表2 学校に限定した利用料金の割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者であるIP通信網契約者に限ります。）から、そのIP通信網契約に係る契約者回線等（メニュー4（1Mb/sの品目のもの及びタイプ2のものを除きます。）又はメニュー5（メニュー5-1における品目が100Mb/sのもののうちプラン2及びプラン3-1に係るもの（タイプ2のもの及び提供の形態による細目が型のものを除きます。））に限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するものに限ります。）について、学校に限定した割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。）屋内配線利用料及び機器利用料に限ります。以下この表において同じとします。）については、平成24年3月31日までの間は、それぞれ第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-4（メニュー4に関する利用料金）又は2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(1)又は(2)の額を適用します。

(1) メニュー4に関する利用料金

ア 利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,030円(税込価格 2,131.5円)
	8 Mb/sのもの	2,080円 (税込価格 2,184円)
	12Mb/sのもの	2,130円(税込価格 2,236.5円)
	40Mb/sのもの	2,180円 (税込価格 2,289円)
	47Mb/sのもの	2,230円(税込価格 2,341.5円)
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,850円(税込価格 2,992.5円)
	8 Mb/sのもの	2,950円(税込価格 3,097.5円)
	12Mb/sのもの	3,050円(税込価格 3,202.5円)
	40Mb/sのもの	3,100円 (税込価格 3,255円)
	47Mb/sのもの	3,200円 (税込価格 3,360円)

イ 加算額

(ア) 屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

区 分	料 金 額
配線	30円(税込価格 31.5円)

(イ) 機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続	変復調装置（ADSL 1.5Mb/s用のもの、 モデム） 8 Mb/s用のもの又	220円（税込価格 231円）

続 装 置		は12Mb/s用のもの	
		40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	270円(税込価格 283.5円)
	帯域分離多重装置(スプリッタ)		20円(税込価格 21円)
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(ADSLモデム内蔵IP電話ルータ)	1.5Mb/s用のもの、8Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	220円(税込価格 231円)
		40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	270円(税込価格 283.5円)

(2) メニュー5に関する利用料金

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
100Mb/sのもの	プラン2に係るもの(スクールタイプ)	7,700円(税込価格 8,085円)
	プラン3-1に係るもの	3,900円(税込価格 4,095円)

備考

1 学校限定割引を受けている契約者回線については、第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2-5-2(3)及び(4)に規定する加算額は適用しません。

2 学校限定割引を受けている契約者回線(100Mb/sのものうちプラン2に係るものに限り)については、第1表第1類第1の2-5-1(利用料)の表中備考欄に規定する自営端末設備の数は、合わせて最大50台までとさせていただきます。

ただし、その契約者回線による通信が他の契約者回線による通信に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがあると当社が認めた場合については、自営端末設備の数を合わせて最大10台までとさせていただく等の必要な措置を講じていただくこと又は当社が必要な措置を講じることがあります。

2 当社は、この学校限定割引を受けているIP通信網契約について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

(1) IP通信網契約者が学校の設置者でなくなったとき(3)に該当する場合を除きます。

(2) 移転等により、その契約者回線等の終端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。

(3) 利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りではありません。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成12年7月7日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、当社の「IP通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社とタイプ1のIP通信網契約を締結している者は、この約款実施の日において、当社とこの約款に規定するIP通信網契約を締結したものとみなします。

附 則(平成12年9月26日東企管第00 - 100号)

この改正規定は、平成12年9月26日から実施します。

附 則(平成12年11月29日東企管第00 - 144号)

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則(平成12年12月15日東企管00 - 159号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第1種IP通信網契約	メニュー1に係るIP通信網契約
------------	-----------------

2 この改正規定実施の際現に、当社の着信用IP通信網サービス契約約款(平成12年東企管第00 - 52号、以下「旧約款」といいます。)の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種IP通信網契約	メニュー2に係るIP通信網契約
第3種IP通信網契約	メニュー3に係るIP通信網契約

3 前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び細目等については、移行前の契約に係る品目及び細目等に相当するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

第3条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

(端末設備に関する経過措置)

第4条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

(基本契約期間に関する経過措置)

第5条 附則第2条(契約に関する移行措置)の規定により、旧約款及び料金表に規定する第2種IP通信網サービス又は第3種IP通信網サービスに係る契約(以下、この条において「旧約款による契約」といいます。)から移行したIP通信網契約の基本契約期間は、この約款の規定にかかわらず、改正前の約款による契約によりサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

第6条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定により

支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

第7条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

第8条 この改正規定実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中これに相当する規定があるときは、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この改正規定中これに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則(平成12年12月18日東企管第00 - 167号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。

第2条 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年1月19日東企管第00 - 181号)

この改正規定は、平成13年1月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用します。

附 則(平成13年1月30日東企管第00 - 185号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー1に関する利用料金に関する部分については平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により回線終端装置を設置しているメニュー4に係る契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとみなします。

第3条 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年2月22日東企管第00 - 206号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー2に係る IP通信網契約	メニュー2におけるATM方式以外のものに係る IP通信網契約
---------------------	-----------------------------------

附 則（平成13年3月23日東企管第00 - 214号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年6月25日東企管第01 - 39号）

この改正規定は、平成13年7月2日から実施します。

附 則（平成13年6月28日東企管第01 - 44号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。
ただし、メニュー1に関する利用料金及びメニュー4に関する利用料金に関する部分については、平成13年7月16日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施の日の前日に、「光・IP通信網サービス」の試験サービス（以下「試験サービス」といいます。）に関する契約約款（以下「試験約款」といいます。）に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる契約料は適用しません。
 - 4 この改正規定実施の日の前日に、試験約款に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費は適用しません。

附 則（平成13年8月10日東企管第01 - 72号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月20日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年9月3日東企管第01 - 88号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。ただし、料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2 - 5 - 1の備考の規定については、平成13年9月10日から実施します。
この場合において、平成13年9月10日から平成13年10月31日の間については、メニ

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係るものについては、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものと同様として適用します。

(経過措置)

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものに係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係る I P 通信網契約
-------------------------------------	---

- 平成13年 9 月10日までにメニュー 5 に係る契約の申込みを行った者については、この改正規定中料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 (料金額) の 2 - 5 - 1 の備考の規定について、平成13年10月31日までは適用しません。

附 則 (平成13年 9 月17日東企管第01 - 96号)

この改正規定は、平成13年 9 月17日から実施します。

附 則 (平成13年 9 月17日東企管第01 - 83号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年 9 月17日東企管第01 - 21号)

この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

附 則 (平成13年10月 9 日東企管第01 - 104号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成13年10月16日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 2 における A T M 方式以外のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 1 に係る I P 通信網契約
メニュー 2 における A T M 方式のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 2 に係る I P 通信網契約
メニュー 3 に係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 3 に係る I P 通信網契約

附 則 (平成13年10月25日東企管第01 - 113号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成13年12月 1 日から実施します。

ただし、メニュー 4 における 8 Mb/s の品目に関する部分については、平成13年12月25日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 4 のものに係る I P 通信網契約	メニュー 4 のものにおける 1.5Mb/s の品目のものに係る I P 通信網契約
メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のものにおけるプラン 1 のものに係る I P 通信網契約

附 則（平成13年11月7日東企管第01 - 126号）

（実施期日）

この改正規定は、平成13年11月26日から実施します。

附 則（平成13年12月18日東企管第01 - 148号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年12月25日より実施します。
ただし、メニュー 2 - 1 における 128kb/s の品目に係るものの利用料金に関する部分については、平成14年 1 月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年 2 月22日東企管第01 - 169号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成14年 3 月 1 日から平成14年 4 月30日までの間にメニュー 4 に係る I P 通信網契約（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成14年 9 月30日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
ただし、その I P 通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8) の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

1 契約者回線又は 1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円
	8 Mb/sのもの	2,300円
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円
	8 Mb/sのもの	3,950円

附 則（平成14年 3 月 5 日東企管第01 - 175号）

（実施期日）

この改正規定は、平成14年 3 月12日から実施します。

附 則（平成14年4月11日東企管第02 - 7号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年4月18日から実施します。
ただし、メニュー5 - 1に関する部分については、平成14年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年4月24日東企管第02 - 12号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年6月12日東企管第02 - 35号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成14年8月1日より実施します。

第2条 削除

附 則（平成14年7月8日東企管第02 - 48号）

この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

附 則（平成14年8月22日東企管第02 - 69号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求があった場合は、そのIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更に係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年8月23日東企管第02 - 71号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 平成14年9月1日から平成14年12月31日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約（料金表第1表第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2 - 4 - 1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円
	8 Mb/sのもの	2,300円
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円
	8 Mb/sのもの	3,950円

附 則（平成14年9月30日東企営第02 - 100号）

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則（平成14年10月10日東企営第02 - 104号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年11月8日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成14年11月8日から平成14年12月31日までの間にメニュー4（12Mb/sの品目のものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から3料金月について、料金表第1表第1の2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用するとともに、その3料金月経過後の1料金月の利用料について、料金表第1表第1の2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、利用回線型サービスに係るものについては500円、契約者回線型サービスに係るものについては2,150円をそれぞれ適用します。
- 3 平成14年9月10日から平成14年12月31日までの間にメニュー4の1.5Mb/s又は8Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みがあったIP通信網契約者から平成14年9月10日から平成14年12月31日までの間に12Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年3月31日までに品目の変更があった場合は、東企営第02-71号の規定の適用を受ける期間のうち、品目の変更があった日以降の期間について、料金表第1表第1の2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用するとともに、その3料金月経過後の1料金月（その品目の変更があった日が、東企営第02-71号第3項の規定を受ける3料金月の経過後である場合は、品目の変更があった日を含む料金月の翌料金月）について、料金表第1表第1の2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、利用回線型サービスに係るものについては500円、契約者回線型サービスに係るものについては2,150円をそれぞれ適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前2項に規定する料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線型サービス	12Mb/sのもの	2,400円
契約者回線型サービス	12Mb/sのもの	4,050円

附 則（平成14年11月25日東企営第02 - 131号）

（実施期日）

この改正規定は、平成14年11月25日から実施します。

附 則（平成14年11月22日東企管第02 - 130号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年10月17日東企管第02 - 107号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の配線設備多重装置	メニュー5の配線設備多重装置のうち 型 のもの
----------------	----------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月25日東企管第02 - 144号）

この改正規定は、平成14年12月26日から実施します。

附 則（平成14年12月5日東企管第02 - 137号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社のIP通信網サービスにおける「無線通信に関する付加機能」の試験サービスに関する契約約款（平成14年東企管第02 - 27号。以下「旧約款」といいます。）の規定により、次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線通信認証機能	無線通信認証機能
無線通信環境提供機能 着信先追加機能 グループ利用機能	無線通信環境提供機能 着信先追加機能 グループ利用機能

- 3 この改正規定実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年1月23日東企管第02 - 153号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成15年2月1日から平成15年4月30日（1.5Mb/sの品目のもの及び8 Mb/sの品目のものについては平成15年6月30日）までの間にメニュー4に係るIP通信網契約（料金表第1表第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除き

ます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1の2-4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月(1.5Mb/sの品目のもの及び8Mb/sの品目のものについては3料金月(そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ0円が適用となる1料金月目若しくは2料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2料金月、3料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間))について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則(平成15年1月31日東企営第02-158号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 東企営第00-167号(平成12年12月18日)の附則第2条(学校に限定した利用料の割引に関する経過措置)を削除します。

附 則(平成15年2月25日東企営第02-163号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月4日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄のサービスを提供されているものとみなして取り扱います。

メニュー2に係るIP通信網サービス	メニュー2のプラン1のものに係るIP通信網サービス
-------------------	---------------------------

附 則(平成15年3月11日東企営第02-168号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月19日から実施します。
ただし、簡易ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については、平成15年3月24日から実施します。
(その他)
- 2 東企営第02-153号(平成15年1月23日)の附則第3項中「機器利用料について」を「機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)について」に改めます。

附 則(平成15年3月18日東企営第02-178号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものに関する工事費(時刻指定工事費及び割増工事費の適用に限ります。)については料金表第2表第2(工事費)の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、メニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものに関する利用料の額については改正前の規定に代えて4,500円を適用します。

附 則(平成15年4月8日東経企営第03-03号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 東企営第02-153号(平成15年1月23日)の附則第3項(経過措置)中「平成15年4月30日」を「平成15年4月30日(1.5Mb/sの品目のもの及び8Mb/sの品目のものについては平成15年6月30日)」に、「2料金月」を「2料金月(1.5Mb/sの品目のもの及び8Mb/sの品目のものについては3料金月(そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ0円が適用となる1料金目若しくは2料金目において12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2料金目、3料金目において12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間)」に改めます。

附 則(平成15年4月16日東経企営第03-05号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー3に係るIP通信網サービス	メニュー3-1に係るIP通信網サービス
-------------------	---------------------

附 則(平成15年4月25日東経企営第03-11号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年5月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成15年5月8日から平成15年6月30日までの間にメニュー4(12Mb/sの品目のものに限り、)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則（平成15年6月23日東経企営第03 - 32号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成15年7月1日から平成15年7月31日までの間にメニュー4（タイプ1のものであって24Mb/sの品目のものを除きます。）の契約者回線型サービスに係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）についてそれぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

- 4 平成15年7月1日から平成15年7月31日までの間にメニュー4（24Mb/sの品目のものを除きます。）の利用回線型サービスに係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月（1.5Mb/sの品目のもの又は8Mb/sの品目のものについては3料金月（そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ0円が適用となる1料金月目若しくは2料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2料金月、3料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間））について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）についてそれぞれ0円を適用します。
- 5 そのIP通信網契約が前2項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則（平成15年7月9日東経企営第03 - 43号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成15年7月10日から実施します。

ただし、メニュー5におけるタイプ2に関する部分については平成15年7月11日、メニュー4におけるタイプ2に関する部分については平成15年9月18日から実施します。

（経過措置）

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービス

を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー４に係るＩＰ通信網サービス	メニュー４のタイプ１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１のタイプ１のものに係るＩＰ通信網サービス

(その他)

第４条 東経企営第02 - 153号(平成15年1月23日)の附則第3項の「ただし、そのＩＰ通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」を削り、次のただし書きを加えます。

「ただし、そのＩＰ通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」

2 同附則に次の1項を加える。

「4 そのＩＰ通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」

第５条 東経企営第03 - 11号(平成15年4月25日)の附則第3項の「ただし、そのＩＰ通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」を削り、次のただし書きを加えます。

「ただし、そのＩＰ通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」

2 同附則に次の1項を加える。

「4 そのＩＰ通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」

第６条 東経企営第03 - 32号(平成15年6月23日)の附則第3項中「メニュー４」を「メニュー４(タイプ１のものに限ります。)」に改め、次のただし書きを加えます。

「ただし、そのＩＰ通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」

2 同附則第5項中「ただし、」を「その」に改めます。

附 則(平成15年7月15日東経企営第03 - 46号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。

ただし、メニュー４におけるタイプ２に関する部分については、平成15年9月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー４(24Mb/sの品目のものであってタイプ１のものに限ります。)に係るＩＰ通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年11月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月(そのサービスを開始した日を含む料金月において1.5Mb/s、8 Mb/s又は12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、サービスの提供を開始した日から

変更があった日の前日までの間及びサービスを開始した日を含む料金月の翌料金月並びに翌々料金月)について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 東経企営第02-153号(平成15年1月23日)の附則第3項(経過措置)中「12Mb/sの品目」を「12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目」に改めます。
- 6 東経企営第03-32号(平成15年6月23日)の附則第3項(経過措置)中「メニュー4(タイプ1のものに限ります。)」を「メニュー4(タイプ1のものであって24Mb/sの品目のものを除きます。)」に改めます。また、第4項(経過措置)中「メニュー4」を「メニュー4(24Mb/sの品目のものを除きます。)」に、「12Mb/sの品目」を「12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目」に改めます。

附 則(平成15年8月25日東経企営第03-63号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年8月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 東経企営第03-46号(平成15年7月15日)の附則第3項(経過措置)中「平成15年8月31日」を「平成15年9月30日」に、「平成15年10月31日」を「平成15年11月30日」に改めます。

附 則(平成15年9月2日東経企営第03-68号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年9月12日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年9月24日東経企営第03-75号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年2月29日(タイプ2のものについては平成16年5月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引につい

ては適用しません。

附 則（平成15年10月20日東経企管第03 - 95号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 2に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
-----------------------	-------------------------------

附 則（平成15年10月28日東経企管第03 - 98号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 2における品目が23Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2における品目が46Mb/sのものに係るIP通信網サービス
---------------------------------------	---------------------------------------

附 則（平成15年11月19日東経企管第03 - 122号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成15年12月17日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。この場合において、当社が別に定める区域におけるメニュー4における品目が40Mb/sのものに係るIP通信網サービスの伝送速度については、料金表第1表第1類第1の1(2)に規定にかかわらず、収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものとします。

メニュー4における品目が24Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー4における品目が40Mb/sのものに係るIP通信網サービス
-----------------------------------	-----------------------------------

第4条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー4の変復調装置	メニュー4の変復調装置のうち 型のもの
-------------	---------------------

附 則（平成15年12月19日東経企管第03 - 143号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年12月24日から実施します。

附 則（平成15年12月17日東経企管第03 - 136号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。
ただし、メニュー4における機器利用料に関する部分については、平成16年2月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成16年1月1日から平成16年4月30日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年6月30日（タイプ2のものについては平成16年9月30日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間のそのIP通信網契約に規定する利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー4の変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置	メニュー4の変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置のうち 型のもの
----------------------------	------------------------------------

附 則（平成15年12月18日東経企管第03 - 138号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年1月6日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年1月23日東経企管第03 - 158号）

この改正規定は、平成16年1月26日から実施します。

附 則（平成16年2月2日東経企管第03 - 165号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月9日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成16年2月8日までの間にメニュー4(1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものに限り)に係るIP通信網契約の申込みがあったものは、その利用料金の取扱いについて、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 3 平成16年2月9日から平成16年4月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものに限り)に係るIP通信網契約(料金表第1

表第1類第1の1に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1.5Mb/s以外のものへ変更があった場合は、サービスの提供を開始した日から変更があった日の前日までの間)のそのIP通信網契約に規定する屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

5 東経企営第03-136号(平成15年12月17日)の附則第3項中「平成16年4月30日」を「平成16年4月30日(1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものについては平成16年2月8日)」に改めます。

附 則(平成16年2月18日東経企営第03-182号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月26日から実施します。

附 則(平成16年3月8日東経企営第03-193号)

この改正規定は、平成16年3月15日から実施します。

附 則(平成16年4月1日東経企営第03-210号)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則(平成16年4月27日東経企営第04-16号)

この改正規定は、平成16年4月27日から実施します。

附 則(平成16年4月27日東経企営第04-15号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成16年5月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目ものであって利用回線型サービスに係るものを除きます。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日(タイプ2のものについては平成16年12月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

5 平成16年5月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目ものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30

日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1.5Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則（平成16年5月20日東経企営第04-27号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年5月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限り、）に関する工事費（割増工事費の適用に限り、）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年5月24日東経企営第04-31号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年5月27日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の配線設備多重装置のうち 型のもの	メニュー5の配線設備多重装置における 型のものうち最大50Mbit/sまでの伝 送速度による通信が可能なもの
---------------------------	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年5月31日東経企営第04-33号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成16年6月1日から平成16年7月31日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 4 3の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成16年7月31日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号までとします。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類

第1の2 - 7に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則（平成16年6月28日東経企営第04 - 58号）

この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

附 則（平成16年7月15日東経企営第04 - 77号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年7月16日から実施します。
ただし、この改正規定中、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 東経企営第03 - 75号（平成15年9月24日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。
- 4 東経企営第03 - 136号（平成15年12月17日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。
- 5 東経企営第03 - 165号（平成16年2月2日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。
- 6 東経企営第04 - 15号（平成16年4月27日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。また、第5項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。

附 則（平成16年7月29日東経企営第04 - 92号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものを除きます。）に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12

月31日（タイプ2のものについては平成17年2月28日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1.5Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 7 6の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成16年9月30日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号までとします。)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則（平成16年8月4日東経企第04-96号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年8月6日から実施します。
ただし、この改正規定中、メニュー4におけるタイプ2に関する部分については当社が別に定める日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削 除
- 4 平成16年8月6日から平成16年9月30日までの間にメニュー4(47Mb/sの品目のものに限り、)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日（タイプ2のものについては平成17年2月28日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して

3 か月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

- 5 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則(平成16年8月30日東経企営第04 - 118号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年9月30日東経企営第04 - 150号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4(8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り。)に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
4 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
5 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り。)に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。)につい

ては、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 6 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2における46Mb/sの品目のもの）に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日（メニュー5-2のものについては平成17年5月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 7 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 8 前項の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成16年12月31日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号までとします。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則（平成16年11月29日東経企管第04-214号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るIP通信網サービス	メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3-2に係るIP通信網サービス
--	--

附 則（平成16年11月29日東経企管第04-217号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社が別に定める区域において提供されるメニュー7並びに料金表第1表第1類第1の2-9（付加機能利用料）に規定する無線通信認証機能であって無線アクセス追加機能付のもの（その通信について、無線基地局設備を経由するの場合に限ります。）及

び無線アクセス機能に係る I P 通信網サービスの伝送速度については、当分の間、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用) の②及び 2 - 9 の規定にかかわらず、最大概ね 11Mbit/s までとします。

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の付加機能については、この改正規定の日において、当社が提供する同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

無線通信認証機能	無線通信認証機能 無線アクセス追加機能付のもの以外のもの
----------	---------------------------------

(その他)

- 5 東経企営第04 - 92号(平成16年7月29日)の附則第7項(経過措置)中「料金表第1表第1類第1の2 - 7」を「料金表第1表第1類第1の2 - 8」に改めます。
- 6 東経企営第04 - 150号(平成16年9月30日)の附則第8項(経過措置)中「料金表第1表第1類第1の2 - 7」を「料金表第1表第1類第1の2 - 8」に改めます。

附 則(平成16年12月27日東経企営第04 - 262号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー4(8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(料金表第1表第1類第1の1⑨に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1⑧の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1⑨に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 I

P電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 6 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2における46Mb/sの品目のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日(メニュー5-2のものについては平成17年9月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。))については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 7 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 8 前項の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成17年4月30日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。))については、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則(平成17年1月28日東経企第04-302号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 平成17年2月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年7月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった

場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 4 そのIP通信網サービスが前項の適用を受けている期間において、そのIP通信網サービスが東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項又は東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項の適用を受けている場合については、前項に定める料金額にかかわらず、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項又は東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項に定める料金額を適用します。

附 則(平成17年2月24日東経企営第04-336号)

この改正規定は、平成17年2月28日から実施します。

ただし、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

附 則(平成17年3月1日東経企営第04-343号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年3月3日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により同報通信機能が提供されている契約者回線については、この改正規定実施の日において、1のマルチキャストグループを利用する同報通信機能が提供されている契約者回線とみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年3月25日東経企営第04-376号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2-3における品目が10Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2-3における品目が10Mb/sのものに係るIP通信網サービスであってその終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするもの
メニュー2-3における品目が100Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2-3における品目が100Mb/sのものに係るIP通信網サービスであってその終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするもの

附 則(平成17年3月30日東経企営第04-387号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 1 に係る I P 通信網サービス	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 1 であってクラス 2 に係る I P 通信網サービス
メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係る I P 通信網サービス	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 であってクラス 2 に係る I P 通信網サービス

附 則（平成17年3月31日東経企管第04 - 375号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年4月28日東経企管第05 - 26号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
- 4 平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間にメニュー 4（8 Mb/s、12 Mb/s、40 Mb/s又は47 Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 5 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8) の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 6 平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間にメニュー 4（1.5 Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1 Mb/s若しくは1.5 Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 7 平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の100 Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 に係るもの、メニュー 5 - 2 の100 Mb/sの品目

のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2における46Mb/sの品目のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月31日(メニュー5-2のものについては平成17年12月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 8 平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年10月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企管第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企管第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項又はこの附則の第7項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成17年7月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り、)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 11 当社は、東経企管第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企管第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企管第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項又は東経企管第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIP

v 6 通信の廃止を行った後に、その契約者回線等について I P v 6 通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間に当社がその I P v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。

附 則（平成17年6月20日東経企管第05 - 73号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年6月27日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年7月29日東経企管第05 - 113号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間にメニュー4（8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年12月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、)に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年12月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2における46Mb/sの品目のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)

に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年12月31日(メニュー5-2のものについては平成18年2月28日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 7 平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年12月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企管第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企管第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項又はこの附則の第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 9 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成17年9月30日までの間にその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り、)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、東経企管第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企管第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企管第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企管第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企管第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間に当社がそのIP

v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第 8 項及び第 9 項の規定を適用しません。

- 11 平成17年 8 月 1 日から平成17年10月31日までの間にメニュー 2 に係る I P 通信網契約者から、その契約者回線に係る契約内容の変更に関する工事（当社が別に定めるものに限り。）の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その工事に関する費用について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 2 に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則（平成17年 8 月31日東経企管第05 - 127号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年 9 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、メニュー 4 に関する部分については、平成18年 1 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年 9 月29日東経企管第05 - 150号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 平成17年10月 1 日から平成17年12月31日までの間にメニュー 4（8 Mb/s、12 Mb/s、40 Mb/s又は47 Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年 3 月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限り。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
 - 4 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

- 5 平成17年10月 1 日から平成17年12月31日までの間にメニュー 4(1.5 Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年 3 月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 6 か月間（1 Mb/s若しくは1.5 Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限り。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 6 平成17年10月 1 日から平成17年12月31日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の

100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2における46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日(メニュー5 - 2のものについては平成18年5月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 7 平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー5 - 1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年3月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項又はこの附則の第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2 - 4 - 2(1)ア又は2 - 5 - 2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 9 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成17年12月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2 - 9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、東経企営第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企営第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の

附則第7項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第8項及び第9項の規定を適用しません。

附則(平成17年10月25日東経企営第05-163号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年10月26日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 東企営第04-96号(平成16年8月4日)の附則第3項(経過措置)を削除します。

附則(平成17年10月31日東経企営第05-171号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成17年11月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のもののうち、保守の態様による細目がタイプ2のもの、及びメニュー5-2のものについては平成18年5月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その工事に関する費用について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附則(平成17年11月29日東経企営第05-186号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、メニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する部分については平成18年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する工事費(割増工事費の適用及び屋内配線工事費の額に限りません。)については料金表第2表第2(工事費)の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 4 平成17年12月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のものに限りません。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1Mb/s又は1.5Mb/s以外の品目のものへの変更については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間)の屋内配線利

用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 5 東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第5項(経過措置)中「1.5Mb/s以外の品目」を「1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。
- 6 東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第6項(経過措置)中「1.5Mb/s以外の品目」を「1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。
- 7 東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第5項(経過措置)中「1.5Mb/s以外の品目」を「1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。
- 8 東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第5項(経過措置)中「1.5Mb/s以外の品目」を「1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。

附 則(平成17年12月27日東経企営第05-203号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のもの以外のものにおいて利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のものに限ります。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年7月31日(メニュー5-2のものについ

ては平成18年9月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 7 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年7月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項又はこの附則の第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年7月31日(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のものうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成18年9月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にIP通信網契約(メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この附則において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成18年5月1日以降の日)に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定す

る額に代えてそれぞれ0円を適用します。

10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPV6通信の提供を開始した日から平成18年4月30日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPV6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPV6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成18年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、)があった場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り、)について、IPV6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

11 当社は、東経企管第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企管第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企管第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企管第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企管第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企管第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項、東経企管第05-150号(平成17年9月29日)の附則第8項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPV6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPV6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間に当社がそのIPV6通信の提供を開始した場合又は平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間に主契約の申込みと同時にIP通信網契約者からIPV6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成18年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPV6通信の提供を開始した場合は、そのIPV6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。

附 則(平成18年2月8日東経企管第05-222号)

この改正規定は、平成18年2月14日から実施します。

附 則(平成18年2月24日東経企管第05-230号)

この改正規定は、平成18年2月28日から実施します。

附 則(平成18年2月28日東経企管第05-235号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成18年3月29日東経企管第05-258号)

この改正規定は、平成18年3月30日から実施します。

附 則(平成18年3月31日東経企管第05-265号)

この改正規定は、平成18年4月3日から実施します。

附 則(平成18年4月12日東経企管第06-6号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年4月13日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

閉域グループ内通信機能 その閉域グループに属する契約者 回線等の数の上限が10のもの	閉域グループ内通信機能 その閉域グループに属する契約者回線等 の数の上限が10のもの 無線通信認証機能を利用した通信を行 うことができないもの
閉域グループ内通信機能 その閉域グループに属する契約者 回線等の数の上限が30のもの	閉域グループ内通信機能 その閉域グループに属する契約者回線等 の数の上限が30のもの 無線通信認証機能を利用した通信を行 うことができないもの
無線通信認証機能	無線通信認証機能 基本機能

附 則（平成18年4月13日東経企管第06 - 7号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年4月17日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限り、）に関する工事費（割増工事費の適用に限り、）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年4月24日東経企管第06 - 14号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年4月25日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 2の100Mb/sのものにおけるプラン2に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2の100Mb/sのものにおけるプラン2 - 2に係るIP通信網サービス
--	--

附 則（平成18年4月26日東経企管第06 - 18号）

この改正規定は、平成18年4月27日から実施します。

附 則（平成18年3月30日東経企管第05 - 259号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については平成18年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている無線LAN対応型

変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 LAN 対応型ルータ機能・ I P 電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置は、この改正規定実施の日において、改正前の規定による 1 の基本装置につき、改正後の規定による 1 の基本装置及び 1 の増設装置を提供されているものとみなします。

附 則（平成18年 4 月27日東経企管第06 - 24号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年 5 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成18年 5 月 1 日から平成18年 7 月31日までの間にメニュー 4（1 Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 4 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成18年 5 月 1 日から平成18年 7 月31日までの間にメニュー 4（1 Mb/sの品目のものに限ります。）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 6 か月間（1 Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 6 平成18年 5 月 1 日から平成18年 7 月31日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 に係るもの、メニュー 5 - 2 の 100Mb/sの品目のものにおけるタイプ 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 の 46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約（その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日（メニュー 5 - 2 のものについては平成18年12月31日）までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置

に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 7 平成18年5月1日から平成18年5月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年8月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項又はこの附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のものうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成18年12月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にIP通信網契約(メニュー4又はメニュー5に係るものに限り、以下この附則において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成18年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成18年7月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成18年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、)があった場

合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

11 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に主契約の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成18年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。

12 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月の利用料金については、料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を適用します。

13 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月の利用料金については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

14 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

15 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始したときは、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則（平成18年4月27日東経企営第06-25号）

この改正規定は、平成18年5月8日から実施します。

附 則（平成18年5月30日東経企営第06-42号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成18年6月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年10月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項又は東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項の規定による料金額の適用を受けている期間については、この料金額の適用を行いません。

附 則(平成18年6月21日東経企営第06-60号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成18年7月31日東経企営第06-97号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のもの

のに限ります。)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

6 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日(メニュー5-2のものについては平成19年3月31日)までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

7 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係る I P 通信網サービス(その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年1月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスが東経企管第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企管第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項又はこの附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

8 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー5に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のものうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成19年3月31日)までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始したとき

は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成18年11月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成18年10月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成18年11月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 11 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則9項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。
- 12 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年11月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 13 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込

みと同時に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス（平成18年11月14日以降の日に提供の開始があったものに限り。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 14 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けた I P 通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附 則（平成18年9月28日東経企営第06-126号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 東企営第02-178号（平成15年3月18日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものに関する工事費（割増工事費の適用に限り。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。
- 4 東経企営第04-27号（平成16年5月20日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限り。）に関する工事費（割増工事費の適用に限り。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。
- 5 東経企営第05-186号（平成17年11月29日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する工事費（割増工事費の適用及び屋内配線工事費の額に限り。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。
- 6 東経企営第06-7号（平成18年4月13日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限り。）に関する工事費（割増工事費の適用に限り。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件につ

いては、なお従前のとおりとします。」に改めます。

附 則（平成18年9月29日東経企管第06 - 129号）

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則（平成18年10月31日東経企管第06 - 149号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のものに限り、）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2の46Mb/sの品目のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日（メニュー5 - 2のものについては平成19年7月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 7 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年4月30日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項又はこの附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。
- 8 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のものうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成19年7月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にIP通信網契約(メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成19年2月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成19年1月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成19年2月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)があった場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係

る付加機能利用料に限ります。)について、I P v 6 通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2 - 9に規定する額に代えて0円を適用します。

- 11 当社は、東経企営第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企営第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第8項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第9項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第9項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第9項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたI P 通信網契約者が、通信の付加サービスであるI P v 6 通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてI P v 6 通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間に当社がそのI P v 6 通信の提供を開始した場合は、そのI P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。
- 12 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー7に係るI P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年2月13日までに当社がそのI P 通信網サービスの提供を開始した場合は、そのI P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2 - 7に規定する額に代えて0円を、そのI P 通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 13 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にI P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にI P 通信網契約(メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にI P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るI P 通信網サービス(平成19年2月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2 - 9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 1、2 - 4又は2 - 5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 14 当社は、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第13項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第13項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けたI P 通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附 則(平成18年11月30日東経企営第06 - 168号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー 5 - 1 における品目が100Mb/sのものうちプラン 3 - 2 に係るものに関する工事費(時刻指定工事費の適用に限ります。)については料金表第 2 表第 2 (工事費)の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第 3 項を削除します。

附 則(平成18年11月30日東経企営第06 - 169号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年12月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 - 2 の100Mb/sのものにおけるプラン 1 に係る I P 通信網サービス	メニュー 5 - 2 の100Mb/sのものにおけるプラン 1 であってグレード 2 に係る I P 通信網サービス
メニュー 5 - 2 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 - 1 に係る I P 通信網サービス	メニュー 5 - 2 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 であってグレード 1 - 2 に係る I P 通信網サービス
メニュー 5 - 2 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 - 2 に係る I P 通信網サービス	メニュー 5 - 2 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 であってグレード 2 に係る I P 通信網サービス

附 則(平成19年 1 月30日東経企営第06 - 200号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年 1 月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成19年 1 月31日東経企営第06 - 202号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成19年 2 月 1 日から平成19年 4 月30日までの間にメニュー 4 (1 Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るもの)に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係る I P 通信網契約(その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年 7 月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用

料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のものに限ります。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間(1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年7月31日(メニュー5-2のものについては平成19年10月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間(割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 7 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年7月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97

号（平成18年7月31日）の附則第6項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項又はこの附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年7月31日（メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のものうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成19年10月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成19年4月30日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成19年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 11 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第9項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第9項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第9項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。

- 12 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年5月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 13 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年5月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年5月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 14 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年5月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附 則（平成19年3月8日東経企営第06-224号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年3月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びIP通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

ただし、メニュー4又はメニュー5に係る利用料金の加算額（端末設備に係るものであって当社が提供する宅内機器を利用しているときの基本料に限ります。）について、IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の機器利用料については料金表第1類第1の2-4又は2-5に規定する額に代えて380円、無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本装置については料金表第1類第1の2-4又は2-5に規定する額に代えて680円を適用します。

- 4 削除

附 則（平成19年3月12日東経企営第06-227号）

この改正規定は、平成19年3月13日から実施します。

附 則（平成19年3月30日東経企営第06 - 243号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年4月26日東経企営第07 - 14号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びIP通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 東経企営第06-224号（平成19年3月8日）の附則第3項に次のただし書きを加えます。

「ただし、メニュー4又はメニュー5に係る利用料金の加算額（端末設備に係るものであって当社が提供する宅内機器を利用しているときの基本料に限ります。）について、IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の機器利用料については料金表第1類第1の2 - 4又は2 - 5に規定する額に代えて380円、無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本装置については料金表第1類第1の2 - 4又は2 - 5に規定する額に代えて680円を適用します。」

- 4 東経企営第06-224号（平成19年3月8日）に次の1項を加えます。

「4 前項の規定にかかわらず、セキュリティファイル供給サービスの提供により、当社が別に定める回線接続装置又は当社が別に定める自営端末設備に係る契約者回線等の通信に著しい支障が生じるおそれがあると当社が認める場合は、セキュリティファイル供給サービスの契約（当社が別に定める回線接続装置又は当社が別に定める自営端末設備を利用している契約者に係るものに限ります。）を解除します。この場合、当社は、あらかじめ契約者にそのことを通知します。」

附 則（平成19年4月27日東経企営第07 - 15号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にメニュー4（1 Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2の46Mb/sの品目のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年10月31日（メニュー5-2のものについては平成20年1月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものについては3か月間、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの及びメニュー5-2の46Mb/sの品目のものについては2か月間（割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものに係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年10月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。
- 7 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年10月31日（メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2の

もののうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成20年1月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 8 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にIP通信網契約(メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成19年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 9 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成19年7月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成19年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)があった場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。
- 10 当社は、東経企管第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企管第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企管第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企管第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企管第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企管第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項、東経企管第05-150号(平成17年9月29日)の附則第8項、東経企管第05-203号(平成17年12月27日)の附則第9項、東経企管第06-24号(平成18年4月27日)の附則第9項、東経企管第06-97号(平成18年7月31日)の附則第9項、東経企管第06-149号(平成18年10月31日)の附則第9項、東経企管第06-202号(平成19年1月31日)の附則第9項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第8項及び第9項の規定を適用しません。
- 11 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年8月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 12 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にIP通信網契約者から無線アク

セス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年8月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限り、以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年8月14日以降の日に提供の開始があったものに限り、以下この項において「副契約」といいます。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 13 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項又はこの附則の第12項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年8月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第12項の規定を適用しません。

附 則（平成19年6月29日東経企営第07-57号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年7月3日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附 則（平成19年7月27日東経企営第07-74号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、以下この項において「対象サービス」といいます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引につい

ては適用しません。

- 5 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年1月31日（メニュー5 - 2のものについては平成20年4月30日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間）の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス（メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものを除きます。）若しくはメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものを除きます。）に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 6 当社は、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第6項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第6項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第7項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第6項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第6項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第6項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第5項又はこの附則の第5項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第5項の規定を適用しません。

- 7 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー5 - 1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものに係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年1月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおける

プラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間の利用料(提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー5(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のものを除きます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年1月31日(メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであって通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のもののうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成20年4月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 当社は、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第8項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第8項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第8項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第8項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第8項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第7項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第8項の規定を適用しません。
- 10 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー5(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの、メニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5 - 2の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年1月31日(メニュー5 - 2に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものへの変更があるものを除きます。))については平成20年4月30日)までに当社がその契約者回線の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス若しくはメニュー5 - 2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 11 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成19年8月1日から平成

19年10月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年11月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

12 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成19年10月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成19年11月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

13 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第9項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第9項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第9項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第9項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第8項又はこの附則の第11項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第11項及び第12項の規定を適用しません。

14 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年11月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

15 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年11月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14

日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 16 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項又はこの附則の第15項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。

（その他）

- 17 東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第6項中「、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第6項又はこの附則第5項」を削ります。

附 則（平成19年10月31日東経企営第07-132号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2の46Mb/sの品目のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年4月30日（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成20年7月31日）までに当社がそのIP通

信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月間（その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 4 か月間）の利用料（提供の形態による細目が II 型のものにおけるタイプ 2 のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスについて、割引対象サービス（メニュー 5 - 2 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものを除きます。）若しくはメニュー 5 - 2 の 100Mb/s の品目のものにおけるタイプ 2（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 1 のものを除きます。）に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 当社は、東経企営第 04-150 号（平成 16 年 9 月 30 日）の附則第 6 項、東経企営第 04-262 号（平成 16 年 12 月 27 日）の附則第 6 項、東経企営第 05-26 号（平成 17 年 4 月 28 日）の附則第 7 項、東経企営第 05-113 号（平成 17 年 7 月 29 日）の附則第 6 項、東経企営第 05-150 号（平成 17 年 9 月 29 日）の附則第 6 項、東経企営第 05-203 号（平成 17 年 12 月 27 日）の附則第 6 項、東経企営第 06-24 号（平成 18 年 4 月 27 日）の附則第 6 項、東経企営第 06-97 号（平成 18 年 7 月 31 日）の附則第 6 項、東経企営第 06-149 号（平成 18 年 10 月 31 日）の附則第 6 項、東経企営第 06-202 号（平成 19 年 1 月 31 日）の附則第 6 項、東経企営第 07-15 号（平成 19 年 4 月 27 日）の附則第 5 項、東経企営第 07-74 号（平成 19 年 7 月 27 日）の附則第 5 項、東経企営第 07-146 号（平成 19 年 11 月 30 日）の附則第 3 項又はこの附則の第 5 項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係る I P 通信網契約の申込みを平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 5 項の規定を適用しません。

7 平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日までの間にメニュー 5 - 1 の 10Mb/s の品目のもの又は 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 2 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係る I P 通信網サービス（その I P 通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 20 年 4 月 30 日（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 のものであって保守の態様による細目がタイプ 2 のものへの変更のものについては平成 20 年 7 月 31 日）までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの 3 料金月（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（提供の形態による細目が I 型のものにおけるタイプ 2 のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網サービスが東経企営第 05-203 号（平成 17 年 12 月 27 日）の附

則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年4月30日(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成20年7月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 9 当社は、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第8項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第8項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第8項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第8項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第8項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第7項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第8項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第8項の規定を適用しません。
- 10 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2の46Mb/sの品目のもの)に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年4月30日(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものへの変更があるものを除きます。))については平成20年7月31日)までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス(メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。))又はメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2(プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)に係るもの以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 11 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にIP通信網契約(メニュー4又はメニュー5に係るもの)に限ります。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契

約者から I P v 6 通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス（平成20年 2 月 1 日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に I P v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 2 (1)ア又は 2 - 5 - 2 (1)アに規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。

- 12 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、I P v 6 通信の提供を開始した日から平成20年 1 月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又は I P v 6 通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって I P v 6 通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成20年 2 月 1 日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）があった場合は、その付加機能利用料（1 の I P 通信網契約につき 1 の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、I P v 6 通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月の間については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 13 当社は、東経企営第04-33号（平成16年 5 月31日）の附則第 3 項、東経企営第04-92号（平成16年 7 月29日）の附則第 6 項、東経企営第04-150号（平成16年 9 月30日）の附則第 7 項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第 7 項、東経企営第05-26号（平成17年 4 月28日）の附則第 9 項、東経企営第05-113号（平成17年 7 月29日）の附則第 8 項、東経企営第05-150号（平成17年 9 月29日）の附則第 8 項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第 9 項、東経企営第06-24号（平成18年 4 月27日）の附則第 9 項、東経企営第06-97号（平成18年 7 月31日）の附則第 9 項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第 9 項、東経企営第06-202号（平成19年 1 月31日）の附則第 9 項、東経企営第07-15号（平成19年 4 月27日）の附則第 8 項、東経企営第07-74号（平成19年 7 月27日）の附則第11項又はこの附則の第11項の規定の適用を受けた I P 通信網契約者が、通信の付加サービスである I P v 6 通信の廃止を行った後に、その契約者回線等について I P v 6 通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年11月 1 日から平成20年 1 月31日までの間に当社がその I P v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第11項及び第12項の規定を適用しません。
- 14 平成19年11月 1 日から平成20年 1 月31日までの間にメニュー 7 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年 2 月13日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料金については料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 7 に規定する額に代えて 0 円を、その I P 通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 7 に規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。
- 15 平成19年11月 1 日から平成20年 1 月31日までの間に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年 2 月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は平成19年11月 1 日から平成20年 1 月31日までの間に I P 通信網契約（メニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス（平成20年 2 月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利

用料金（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る付加機能利用料に限ります。）について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限ります。）について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 16 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第15項又はこの附則の第15項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。

附 則（平成19年11月30日東経企営第07-146号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成19年12月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間（そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間）の利用料（提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のもの（100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1のものを除きます。）をいいます。）以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 4 当社は、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第6項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第6項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第7項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第6項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第6項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第6項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第5項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第5項又はこの附則

の第3項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成19年12月1日から平成20年1月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。

- 5 平成19年12月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るものに限ります。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年7月31日（その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものへの変更があるものについては平成20年4月30日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のもの（100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。）をいいます。）以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

（その他）

- 6 東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第6項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。
- 7 東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第5項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。
- 8 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。
- 9 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第10項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス又はメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。
- 10 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第5項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。
- 11 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第10項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス又はメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2に係るもの以外の品目等」に改めます。

附 則（平成19年12月17日東経企営第07-154号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年12月21日より実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （その他）
- 3 東企営第02-35号（平成14年6月12日）の附則第2条（経過措置）を削除します。
- 4 東経企営第07-57号（平成19年6月29日）の附則第3項（経過措置）を削除します。

附 則（平成20年1月24日東経企営第07-168号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものに係るIP通信網サービス	メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであってタイプ1のものに係るIP通信網サービス
--	---

（その他）

- 4 東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第6項（経過措置）中「プラン3に係るもの」を「プラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 5 東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第5項（経過措置）中「プラン3に係るもの」を「プラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 6 東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第6項（経過措置）中「プラン3-1」を「プラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 7 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項（経過措置）中「プラン3に係るもの」を「プラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 8 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第7項（経過措置）中「プラン3-1」を「プラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 9 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第8項（経過措置）中「平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー5」を「平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のものを除きます。）」に改めます。
- 10 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第10項（経過措置）中「プラン3-1に係るもの」を「プラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもの」に改めます。
- 11 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第5項（経過措置）中「メニュー5-2のものについては平成20年7月31日」を「メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-2のものについては平成20年7月31日」に改めます。
- 12 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第6項（経過措置）中「東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項又はこの附則の第5項」を「東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第3項又はこの附則の第5項」に改めます。
- 13 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第7項（経過措置）中「平成20年4月30日」を「平成20年4月30日（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のものへの変更のものについては平成20年7月31日）」に改めます。

- 14 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第8項（経過措置）中「メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであって通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のもののうち保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成20年7月31日」を「メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2のものについては平成20年7月31日」に改めます。
- 15 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第10項（経過措置）中「メニュー5 - 2に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものへの変更があるものを除きます。)」を「メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5 - 2に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものへの変更があるものを除きます。)」に改めます。
- 16 東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第5項（経過措置）中「その移転の工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものへの変更があるものについては平成20年4月30日」を「その移転の工事と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1のものであって保守の態様による細目がタイプ1のものへの変更があるものについては平成20年4月30日」に改めます。

附 則（平成20年1月31日東経企営第07 - 174号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものとして利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5 - 2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日（メニュー5 - 2のものについては平成20年11月30日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から

起算して2か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス(メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項又はこの附則の第5項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第5項の規定を適用しません。

7 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年8月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料(提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

8 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社が

その申込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日（メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス1のもの及びメニュー5-2のものについては平成20年11月30日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 9 当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第8項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第8項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第8項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第8項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第8項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第7項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第8項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第8項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第8項の規定を適用しません。
- 10 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年8月31日（メニュー5-2に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものへの変更があるものを除きます。）については平成20年11月30日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス（メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。）以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 11 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成20年4月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 12 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成20年3月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した

場合であって I P v 6 通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成20年4月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)があった場合は、その付加機能利用料(1の I P 通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。)について、I P v 6 通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。

- 13 当社は、東経企営第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企営第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第8項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第9項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第9項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第9項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第9項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第9項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第8項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第11項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第11項又はこの附則の第11項の規定の適用を受けた I P 通信網契約者が、通信の付加サービスである I P v 6 通信の廃止を行った後に、その契約者回線等について I P v 6 通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間に当社がその I P v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第11項及び第12項の規定を適用しません。
- 14 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー7に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年6月13日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、その I P 通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 15 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年6月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間に I P 通信網契約(メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス(平成20年6月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金(1の I P 通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別番号に係る付加機能利用料に限ります。)について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費(1の I P 通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別番号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限ります。)について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 16 当社は、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第13項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第13項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第13項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第13項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第12項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附

則第15項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第15項又はこの附則の第15項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年6月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。

附 則（平成20年2月28日東経企営第07-188号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年3月3日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年3月13日東経企営第07-196号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年3月14日から実施します。

（経過措置）

- 2 東企営第02-178号（平成15年3月18日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものに関する工事費（時刻指定工事費及び割増工事費の適用に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

- 3 東経企営第06-168号（平成18年11月30日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1における品目が100Mb/sのものうちプラン3-2に係るものの料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1における品目が100Mb/sのものうちプラン3-2に係るものに関する工事費（時刻指定工事費の適用に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

附 則（平成20年3月28日東経企営第07-211号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。

（経過措置）

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2-1に係るIP通信網サービス	メニュー2-1-1に係るIP通信網サービス
メニュー2-2に係るIP通信網サービス	メニュー2-1-2に係るIP通信網サービス
メニュー2-3に係るIP通信網サービス	メニュー2-1-3に係るIP通信網サービス

メニュー 5 に係る I P 通信網サービス	メニュー 5 における提供の形態による細目が 型のものに係る I P 通信網サービス
メニュー 6 に係る I P 通信網サービス	メニュー 6 - 1 に係る I P 通信網サービス

第 4 条 I P 通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線について、音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める第 2 種サービス（チャンネル数の態様による区別がメニュー 1 のものに限ります。）に係る契約（以下この附則において「音声利用 I P 通信網契約」といいます。）を当社と締結し、音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能及び複合通信機能（1 のチャンネル以外のすべてのチャンネルにおいて複合通信機能を利用した通信を行うことができるものを利用している場合に限ります。）を利用している場合限り、帯域確保機能を利用することができます。

2 帯域確保機能の提供を受けている I P 通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線において、その帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能及び複合通信機能を利用した通信を行うことができません。

3 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用する I P 通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能を廃止します。

- (1) 音声利用 I P 通信網契約の解除があったとき。
- (2) 音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能又は複合通信機能の廃止があったとき。

4 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用する I P 通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能の利用の一時中断を行います。

- (1) 音声利用 I P 通信網契約の利用の一時中断があったとき。
- (2) 音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能又は複合通信機能の利用の一時中断があったとき。

5 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、音声利用 I P 通信網契約に係る電気通信サービス（帯域確保機能を利用する I P 通信網契約者に係るものに限ります。）の利用停止を行ったときは、その帯域確保機能の利用を停止することがあります。

6 当社は、帯域確保機能に係る付加機能利用料については、この改正規定にかかわらず、当分の間、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額を適用しません。

（その他）

第 5 条 東経企営第 07-74 号（平成 19 年 7 月 27 日）の附則第 5 項及び第 7 項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ 2 のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。

2 東経企営第 07-132 号（平成 19 年 10 月 31 日）の附則第 5 項及び第 7 項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ 2 のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。

3 東経企営第 07-146 号（平成 19 年 11 月 30 日）の附則第 3 項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ 2 のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。

4 東経企営第 07-174 号（平成 20 年 1 月 31 日）の附則第 5 項及び第 7 項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ 2 のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。

5 東経企営第 07-174 号（平成 20 年 1 月 31 日）の附則第 6 項及び第 9 項（経過措置）中「その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係る I P 通信網契

約」を「メニュー 5 に係る I P 通信網契約」に改めます。

附 則 (平成20年 3 月26日東経企営第07 - 209号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年 4 月 1 日から実施します。
(サービスの終了)
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているセキュリティファイル供給サービス (フレッツ・セーフティ) を終了することとします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及び I P 通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

I P 電話機能付ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置 (I P 電話対応セキュリティルータ)	ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話ルータ)
無線 L A N 対応型ルータ機能・ I P 電話機能付ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置 (I P 電話対応セキュリティルータ無線 L A N セット)	無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話ルータ無線 L A N セット)

(その他)

- 5 東経企営第06-224号 (平成19年 3 月 8 日) の附則第 3 項を次のとおり改正します。
「この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置 (当社が別に定めるものに限ります。) に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。」
- 6 東経企営第06-224号 (平成19年 3 月 8 日) の附則第 4 項を削除します。

附 則 (平成20年 4 月 3 日東経企営第08 - 1 号)

この改正規定は、平成20年 4 月 4 日から実施します。

附 則 (平成20年 4 月 7 日東経企営第08 - 5 号)

(実施期日)

- 第 1 条 この改正規定は、平成20年 4 月 8 日から実施します。
(経過措置)
- 第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 第 3 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 の映像信号復号化装置	メニュー 5 の映像信号復号化装置における 型のもの
-------------------	----------------------------

附 則 (平成20年 5 月30日東経企営第08 - 44号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年 6 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成20年6月1日から平成20年9月30日(提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものについては平成20年6月30日)までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限ります。以下この項及び第6項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日(メニュー5-2のものについては平成21年3月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。
- 6 前項の場合において、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した日までに、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込みを行った者から、前項に規定する料金額の適用を受けている期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)内にそのIP通信網契約を解除する旨の通知があった場合は、この附則の第5項の規定を適用しません。

ただし、割引対象期間内にそのIP通信網契約の解除が行われなかった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
- 7 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-

97号（平成18年7月31日）の附則第6項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第6項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第5項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第5項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第3項、東経企営第07-174号（平成20年1月31日）の附則第5項、東経企営第08-78号（平成20年6月30日）の附則第3項又はこの附則の第5項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成20年6月1日から平成20年9月30日（提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものについては平成20年6月30日）までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第5項の規定を適用しません。

- 8 平成20年6月1日から平成20年9月30日（提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものへの変更の場合については平成20年6月30日）までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年12月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（提供の形態による細目が型のものにおけるタイプ2のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 9 平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日（メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス1のもの及びメニュー5-2のものについては平成21年3月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 10 前項の場合において、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した日までに、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行った者から、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して2か月（そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月）以内にそのIP通信網契約を解除する旨の通知があった場合は、この附則の第9項の規定を適用しません。

ただし、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月（その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 4 か月）以内にその I P 通信網契約の解除が行われなかった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還しません。

- 11 当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第 8 項、東経企営第06-24号（平成18年 4 月27日）の附則第 8 項、東経企営第06-97号（平成18年 7 月31日）の附則第 8 項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第 8 項、東経企営第06-202号（平成19年 1 月31日）の附則第 8 項、東経企営第07-15号（平成19年 4 月27日）の附則第 7 項、東経企営第07-74号（平成19年 7 月27日）の附則第 8 項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第 8 項、東経企営第07-174号（平成20年 1 月31日）の附則第 8 項又はこの附則の第 9 項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 9 項の規定を適用しません。
- 12 平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 のもの）に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約者からその契約者回線（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年12月31日（メニュー 5 - 2 に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー 5 - 1 の 100Mb/s の品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るものへの変更があるものを除きます。）については平成21年 3 月31日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 13 平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間にメニュー 7 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年10月13日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料金については料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 7 に規定する額に代えて 0 円を、その I P 通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 7 に規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。
- 14 平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年10月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成20年 6 月 1 日から平成20年 9 月30日までの間に I P 通信網契約（メニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 に係るもの）に限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス（平成20年10月14日以降の日に提供の開始があったもの）に限ります。）の提供の開始の日から起算して 14 日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金（1 の I P 通信網契約につき、当社が利用可能とした 2 までの無線契約者識別符号に係る付加機能利用料に限ります。）について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間の利用料金については料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する

額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限ります。）について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 15 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第15項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企営第07-174号（平成20年1月31日）の附則第15項又はこの附則の第14項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。

附 則（平成20年6月19日東経企営第08-61号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年6月23日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであってプラン・ミニのものに係るIP通信網サービス	メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであってプラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード2のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであってプラン・ミニのものに係るIP通信網サービス	メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目が型のものであってプラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-2のものに係るIP通信網サービス

（その他）

- 4 東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第5項（経過措置）中「割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2」を「割引対象サービス（メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。）若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。）」に改めます。
- 5 東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第5項（経過措置）中「割引対象サービス若しくはメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2」を「割引対象サービス（メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。）若しくはメ

ニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2(プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)」に改めます。

6 東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第10項(経過措置)中「割引対象サービス又はメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2」を「割引対象サービス(メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)又はメニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ2(プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)」に改めます。

7 東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項及び第5項(経過措置)中「メニュー5-2のもの」を「メニュー5-2のもの(100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)」に改めます。

8 東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項及び第10項(経過措置)中「割引対象サービス以外」を「割引対象サービス(メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)以外」に改めます。

附 則(平成20年6月20日東経企営第08-67号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年6月24日から実施します。

(経過措置)

第2条 当社は、この約款の規定にかかわらず、平成21年3月31日までの間で当社が別に定める日までの間、IP通信網契約者(当社が別に定める契約者回線に係る者に限ります。)からの請求により、ルータ機能付回線接続装置を提供することとし、その料金額は0円とします。

2 当社は、ルータ機能付回線接続装置が提供されている契約者回線が当社が別に定める契約者回線以外のものとなったときは、そのルータ機能付回線接続装置を廃止します。

3 ルータ機能付回線接続装置の提供に関するその他の取扱いについては、この約款の規定によります。

附 則(平成20年6月30日東経企営第08-78号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものであって提供の形態による細目がA型のものにおけるタイプ2のもの又はメニュー5-2のものであって提供の形態による細目がB型のものにおけるタイプ2のものに限り、以下この項及び第4項において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日(メニュー5-2のものについては平成21年3月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合には4か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス(メニュー5-1の

100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るもの又はメニュー5 - 2のものをいいます。)以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 4 前項の場合において、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した日までに、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行った者から、前項に規定する料金額の適用を受けている期間(以下この項において「割引対象期間」といいます。)内にそのIP通信網契約を解除する旨の通知があった場合は、この附則の第3項の規定を適用しません。

ただし、割引対象期間内にそのIP通信網契約の解除が行われなかった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 5 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第5項又はこの附則の第3項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

- 6 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1に係るものであって提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年12月31日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3 - 1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。) 屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項又は東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

(その他)

- 7 東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第5項(経過措置)中「平成20年9月30日」を「平成20年9月30日(提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものについては平成20年6月30日)」に改めます。
- 8 東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第7項(経過措置)中「東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項又はこの附則の第5項」を「東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項、東経企営第08-78号(平成20年6月30日)の附則第3項又はこの附則の第5項」に、「平成20年9月30日」を「平成20年9月30日(提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものについては平成20年6月30日)」に改めます。
- 9 東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第8項(経過措置)中「平成20年9月30日」を「平成20年9月30日(提供の形態による細目が 型のものにおけるタイプ2のものへの変更の場合については平成20年6月30日)」に改めます。

附 則(平成20年7月17日東経企営第08-90号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年7月23日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則(平成20年7月29日東経企営第08-95号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年7月30日から実施します。
- (経過措置)
- 2 IP通信網契約者は、この約款の規定にかかわらず、当分の間、当社が認めるときは、当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を取りはずすことができます。

附 則(平成20年8月6日東経企営第08-107号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年8月18日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2-2の100Mb/sの品目のものに係るIP通信網サービス	メニュー2-2の100Mb/sの品目のものにおける通信が可能な契約者回線等による細目がグレード1のものに係るIP通信網サービス
メニュー2-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網サービス	メニュー2-2の1Gb/sの品目のものにおける通信が可能な契約者回線等による細目がグレード1のものに係るIP通信網サービス

(その他)

- 4 東経企営第04-92号(平成16年7月29日)の附則第7項(経過措置)、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第8項(経過措置)、東経企営第04-217号(平成

16年11月29日)の附則第3項(経過措置)東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第8項(経過措置)東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第10項(経過措置)東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第9項(経過措置)東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第9項(経過措置)東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第10項(経過措置)東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第10項及び第13項(経過措置)東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第10項及び第13項(経過措置)東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第10項及び第13項(経過措置)東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第10項及び第13項(経過措置)東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第9項及び第12項(経過措置)東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第12項及び第15項(経過措置)東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第12項及び第15項(経過措置)東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第12項及び第15項(経過措置)東経企営第07-211号(平成20年3月28日)の附則第4条第6項(経過措置)並びに東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第14項(経過措置)中「2-8」を「2-9」に改めます。

附 則(平成20年8月6日東経企営第08-108号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年9月18日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

メニュー8に係るIP通信網サービス	メニュー8に係るIP通信網サービス そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が30のもの(プラン30)
-------------------	--

附 則(平成20年9月29日東経企営第08-137号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引につい

ては適用しません。

- 5 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

(1) 定義等

ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用することをいいます。

イ 契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成 21 年 4 月 30 日(メニュー 5 - 1 における品目が 100Mb/s ののものであってサービスクラスによる細目がクラス 1 のもの及びメニュー 5 - 2 のものについては平成 21 年 7 月 31 日)までに当社がその提供を開始したものに限ります。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ 平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア I P 通信網契約者は、この割引の適用を受けている I P 通信網契約について、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 6 か月以内にその I P 通信網契約の解除があった場合は、10,000 円(税込価格 10,500 円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(イ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、その I P 通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合。

(ウ) I P 通信網契約者から、メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー 5 - 2 (46Mb/s の品目のものを除きます。以下この項において同じとします。)に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスを提供しないことによりその I P 通信網契約の解除があった場合であって、その I P 通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、その I P 通信網契約の解除があった後に当社がメニュー 5 - 2 に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みが行われず、その I P 通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー 5 - 2 に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー 5 - 2 に係る I P 通

信網契約の申込みに代わるメニュー 5 - 1 に係る I P 通信網契約の申込みが行われず、その I P 通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

- 6 当社は、東経企営第05 - 203号（平成17年12月27日）の附則第 8 項、東経企営第06 - 24号（平成18年 4 月27日）の附則第 8 項、東経企営第06 - 97号（平成18年 7 月31日）の附則第 8 項、東経企営第06 - 149号（平成18年10月31日）の附則第 8 項、東経企営第06 - 202号（平成19年 1 月31日）の附則第 8 項、東経企営第07 - 15号（平成19年 4 月27日）の附則第 7 項、東経企営第07 - 74号（平成19年 7 月27日）の附則第 8 項、東経企営第07 - 132号（平成19年10月31日）の附則第 8 項、東経企営第07 - 174号（平成20年 1 月31日）の附則第 8 項、東経企営第08 - 44号（平成20年 5 月30日）の附則第 9 項又はこの附則の第 5 項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを平成20年10月 1 日から平成21年 1 月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 5 項の規定を適用しません。
- 7 平成20年10月 1 日から平成21年 1 月31日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 に係るもの又はメニュー 5 - 2 のもの）に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約（この附則の第 5 項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年 4 月30日（メニュー 5 - 2 のものについては平成21年 7 月31日）までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月間（その I P 通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については 4 か月間）の利用料（タイプ 2 のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
ただし、その I P 通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。
- 8 当社は、東経企営第04 - 150号（平成16年 9 月30日）の附則第 6 項、東経企営第04 - 262号（平成16年12月27日）の附則第 6 項、東経企営第05 - 26号（平成17年 4 月28日）の附則第 7 項、東経企営第05 - 113号（平成17年 7 月29日）の附則第 6 項、東経企営第05 - 150号（平成17年 9 月29日）の附則第 6 項、東経企営第05 - 203号（平成17年12月27日）の附則第 6 項、東経企営第06 - 24号（平成18年 4 月27日）の附則第 6 項、東経企営第06 - 97号（平成18年 7 月31日）の附則第 6 項、東経企営第06 - 149号（平成18年10月31日）の附則第 6 項、東経企営第06 - 202号（平成19年 1 月31日）の附則第 6 項、東経企営第07 - 15号（平成19年 4 月27日）の附則第 5 項、東経企営第07 - 74号（平成19年 7 月27日）の附則第 5 項、東経企営第07 - 132号（平成19年10月31日）の附則第 5 項、東経企営第07 - 146号（平成19年11月30日）の附則第 3 項、東経企営第07 - 174号（平成20年 1 月31日）の附則第 5 項、東経企営第08 - 44号（平成20年 5 月30日）の附則第 5 項、東経企営第08 - 78号（平成20年 6 月30日）の附則第 3 項又はこの附則の第 7 項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを平成20年10月 1 日から平成21年 1 月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 7 項の規定を適用しません。
- 9 平成20年10月 1 日から平成21年 1 月31日までの間にメニュー 5 - 1 の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 2 に係る I P 通信網契約者から、

そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年4月30日までにその変更があった場合(品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。) 屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項又は東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 10 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約者からその契約者回線(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。)又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年4月30日(メニュー5-2に係るもの(その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものへの変更があるものを除きます。))については平成21年7月31日)までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき(その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。)は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 11 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年2月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 12 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にIP通信網契約(メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るもの)に限り、以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成21年2月14日以降の日)に提供の開始があったものに限り、)の提供の開始の日から起算して14

日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る付加機能利用料に限り、）について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限り、）について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

- 13 当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第15項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企営第07-174号（平成20年1月31日）の附則第15項、東経企営第08-44号（平成20年5月30日）の附則第14項又はこの附則の第12項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第12項の規定を適用しません。

附 則（平成20年9月29日東経企営第08-138号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年10月2日から実施します。
- （経過措置）
- 2 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものについて、帯域確保機能を提供しません。

附 則（平成20年11月18日東経企営第08-162号）

この改正規定は、平成20年11月19日から実施します。

附 則（平成20年12月17日東経企営第08-173号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年12月18日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

同時通信可能着信先数追加機能	同時通信可能着信先数追加機能 型のもの
----------------	------------------------

附 則（平成21年1月30日東経企営第08-187号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。
 - (1) 定義等
 - ア 「基本工事費等の割引」とは、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）

及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。

- イ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。
- ウ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成21年8月31日(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス1のもの及びメニュー5-2のものについては平成21年11月30日)までに当社がその提供を開始したものに限りません。

(2) 承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

- ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの
- イ 平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間に申込みがあったもの

(3) 割引の適用

ア IP通信網契約者は、この割引の適用を受けているIP通信網契約について、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して6か月以内にそのIP通信網契約の解除があった場合は、10,000円(税込価格 10,500円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

(ア) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(イ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのIP通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合。

(ウ) IP通信網契約者から、メニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー5-2(46Mb/sの品目のものを除きます。以下この項において同じとします。)に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー5-2に係るIP通信網サービスを提供しないことによりそのIP通信網契約の解除があった場合であって、そのIP通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのIP通信網契約の解除があった後に当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みが行われず、そのIP通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー5-2に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みにかわるメニュー5-1に係るIP通信網契約の申込みが行われず、そのIP通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

- 4 当社は、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第8項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第8項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第8項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第8項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第8項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附

則第7項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第8項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第8項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第8項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第9項、東経企営第08-137号(平成20年9月29日)の附則第5項又はこの附則の第3項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。

- 5 平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(この附則の第5項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限り、)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年8月31日(メニュー5-2のものについては平成21年11月30日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間(そのIP通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については4か月間)の利用料(タイプ2のものに係る加算料を除きます。)屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

- 6 当社は、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第6項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第6項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第7項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第6項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第6項、東経企営第05-203号(平成17年12月27日)の附則第6項、東経企営第06-24号(平成18年4月27日)の附則第6項、東経企営第06-97号(平成18年7月31日)の附則第6項、東経企営第06-149号(平成18年10月31日)の附則第6項、東経企営第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項、東経企営第07-15号(平成19年4月27日)の附則第5項、東経企営第07-74号(平成19年7月27日)の附則第5項、東経企営第07-132号(平成19年10月31日)の附則第5項、東経企営第07-146号(平成19年11月30日)の附則第3項、東経企営第07-174号(平成20年1月31日)の附則第5項、東経企営第08-44号(平成20年5月30日)の附則第5項、東経企営第08-78号(平成20年6月30日)の附則第3項、東経企営第08-137号(平成20年9月29日)の附則第7項又はこの附則の第5項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間に行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第7項の規定を適用しません。

- 7 平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であ

って、平成21年8月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの3料金月（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第6項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第6項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第6項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第6項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

- 8 平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るもの又はメニュー5-2のものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約者からその契約者回線（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り、以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年8月31日（メニュー5-2に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1に係るものへの変更があるものを除きます。）については平成21年11月30日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

附 則（平成21年1月30日東経企営第08-188号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している無線通信認証機能及び無線通信環境提供機能を終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 東経企営第08-90号（平成20年7月17日）の附則第3項（経過措置）を次のように改めます。

3 削除

附 則（平成21年1月30日東経企営第08-189号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線アクセス機能	無線アクセス機能 型のもの
----------	------------------

附 則（平成21年2月3日東経企管第08 - 192号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年2月4日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

基本的な技術的事項

1 メニュー 2

(1) メニュー 2 - 1 - 1 及びメニュー 2 - 1 - 2 に係るもの

細 目	内 容
メニュー 2 - 1 - 1	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ
メニュー 2 - 1 - 2	その契約者回線を同一内容の A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ

(2) メニュー 2 - 1 - 3 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件		
			送出電圧 / 光出力	その他	
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠	
100 Mb/s	(1) 契約者回線の終端の場所を IP 通信網サービス取扱所 (その契約者回線の終端に対向する装置が設置される IP 通信網サービス取扱所に限りません。) 内とするもの	100BASE-FX	SC コネクタ (IEC 標準 60874-14 準拠)	-14dBm (平均値) 以下	IEEE802.3u 準拠
	(2) (1) 以外のもの	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO/IEC 8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u 準拠
1 Gb/s	1000BASE-LX	SC コネクタ (IEC 標準 60874-14 準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3z 準拠	

(3) メニュー 2 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005 準拠
100Mb/s	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14 準拠)	-14dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO/IEC 8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005 準拠
1 Gb/s	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14 準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠

2 メニュー 3

メニュー 3 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠
100Mb/s	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u 準拠

3 メニュー 4

(1) 当社が回線接続装置を設置する場合

ア 当社が変復調装置（DSLモデム）を提供する場合

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的条件	
			送出電圧	その他
1 Mb/s、1.5Mb/s 及び 8 Mb/sのもの	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	6.2V(P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠
12Mb/s、40Mb/s 及び47Mb/sのもの	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	2.1V(P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u 準 拠
	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	6.2V(P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠

イ 当社が帯域分離多重装置（スプリッタ）のみを提供する場合

接 続 口	物 理 的 条 件
変復調装置（DSLモデム） 接続口	6 端子コネクタ（昭和60年郵政省令告示第399号）
アナログ端末接続口	

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

当社が回線接続装置を提供しない場合の物理的条件は、2線式インタフェースとします。

4 メニュー5

区 別	品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
				送出電圧等	その他
メニュー 5 - 1	100Mb/s のもの	100BASE-TX	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u準 拠
		10BASE-T	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠
	1 Gb/sの もの	1000BASE-T	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	3.1V (O - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする ・ IEEE802.3 準 拠
メニュー 5 - 2	100Mb/s のもの	100BASE-TX	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u準 拠
		10BASE-T	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠
	46Mb/sの もの	100BASE-TX	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u準 拠
		10BASE-T	8 端子コネク タ (ISO/IEC8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠

5 メニュー 6

(1) メニュー 6 - 1 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/s及び200 Mb/sのもの	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-14dBm(平均値)以下	IEEE802.3u準拠
1 Gb/s及び 2 Gb/sのもの	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14準拠)	- 3 dBm(平均値)以下	IEEE802.3z準拠

(2) メニュー 6 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s、400 Mb/s、600Mb/s、1 Gb/s及び 2 Gb/sのもの	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-3dBm (平均値)以下	IEEE802.3-2005 準拠

6 メニュー 7 及び無線アクセス機能

インタフェース種別	電氣的条件	
	送出電圧	そ の 他
無線インタフェース (IEEE802.11/ IEEE 802.11b/ IEEE 802.11g準拠)	10mW / MHz (平均値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、1 MHzの帯域幅における平均電力とする ・ ARIB STD-33/STD-T66準拠 ・ ISO / IEC8802-11準拠

7 メニュー 8

品目及び細目		インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
				送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s		10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO/IEC 8877 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 Ω の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005 準拠
100Mb/s	タイプ 1 のもの	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14 準拠)	-14dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO/IEC 8877 準拠)	2.1V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 Ω の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005 準拠
	タイプ 2 のもの	100BASE-LX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14 準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠